

特別報告集

私たちが取り組んだ諸活動

自由法曹団東京支部第39回定期総会

自由法曹団東京支部



目次

1、憲法・平和

○憲法をめぐる情勢と課題	長澤 彰	1
○日米同盟の深化と新防衛計画大綱	内藤 功	4
○核兵器廃絶への現状と課題	森 孝博	7
○日韓併合から101年－日本の現状と問題点	松井繁明	8
○中国人戦争被害者訴訟の到達点と展望 ～今、戦後補償問題はどのような位置にあるか～	南 典男	12
○本土・東京の軍事基地反対の世論をどう大きくするか 「横田基地もいらない！市民交流運動」に参加して思う	盛岡暉道	17
○九条の会東京連絡会の活動	島田修一	21
○核の傘	大崎潤一	23

2、労働・貧困

○日本航空の不当解雇を撤回させる取り組みは国民的な課題	佐藤誠一	24
○JAL客室乗務員監視ファイル事件全面勝訴のご報告	長尾詩子	25
○労働者派遣法の抜本改正を求める取り組み等について	今村幸次郎	29
○社会保険庁職員不当解雇撤回闘争の現在	中川勝之	31
○JR採用差別事件、雇用の実現がなければ真の解決ではない	萩尾健太	33
○賃金・昇進差別事件のいま－京王新労の取り組み	吉田健一	36
○日本郵便輸送派遣切り事件	今泉義竜	37
○区立図書館長不当解雇事件勝利報告	柿沼真利	39
○首都圏青年ユニオン顧問弁護団の活動	中川勝之	42
○新宿区ホームレス生活保護裁判（新宿七夕訴訟）	戸館圭之	43
○「貧困ビジネス」訴訟～シナジーライフ訴訟	蟹江鬼太郎	45
○生存権裁判について	渊上 隆	47
○派遣村なき年末	本田伊孝	49

3、都政・市民・環境

○東京都議会と青少年条例問題	田中 隆	51
○豊洲新市場の問題点	中川勝之	56
○東京大空襲訴訟	柿沼真利	57
○大気汚染公害ある限り・・・東京大気「和解」後4年間のたたかい	原 希世	60
○首都圏建設アスベスト訴訟	松田耕平	63
○「外環の2」訴訟～住民の声を無視し続けることは許されない～	久保田明人	64

4、教育

- | | | |
|-------------------|-------|----|
| ○日の丸・君が代訴訟の現在 | 平松真二郎 | 67 |
| ○団本部の教育問題の取り組み | 村田智子 | 73 |
| ○七生養護学校事件「ここから裁判」 | 橋詰 穰 | 74 |

5、薬害・医療

- | | | |
|---------------------|------|----|
| ○イレッサ問題の全面解決に向けて | 阿部哲二 | 77 |
| ○B型肝炎訴訟～和解成立に向けた課題～ | 瀬川宏貴 | 78 |

6、刑事・弾圧

- | | | |
|--|-------|----|
| ○国公法弾圧2事件（堀越事件・世田谷事件）～
猿払事件判例変更と法令違憲判決を勝ち取るたたかい | 佐藤誠一 | 81 |
| ○足利事件再審無罪－残された課題は何か | 泉澤 章 | 83 |
| ○待たれる無罪判決～～布川事件 | 飯田美弥子 | 85 |
| ○築地市場公務執行妨害でっち上げ事件 | 今泉義竜 | 88 |
| ○横浜事件（第三次）再審弁護団に参加して～
報告と御礼に代えて | 竹澤哲夫 | 89 |
| ○犯罪被害者に関連するかもしれない雑感 | 大崎潤一 | 90 |
| ○裁判員裁判「3年後見直し」について思うこと
～裁判員裁判の体験から～ | 石井逸郎 | 92 |

7、支部の将来問題

- | | | |
|--------------------------------------|------|-----|
| ○司法修習生の給費制維持活動について | 種田和敏 | 97 |
| ○都県境を越えて団員過疎地への事務所展開 | 中野直樹 | 98 |
| ○夢の実現へ
～裁判所立川支部の本庁化、弁護士会多摩支部の本会化～ | 小林克信 | 101 |

◇憲法・平和

憲法をめぐる情勢と課題

代々木総合法律事務所 長澤 彰

憲法をめぐっては、参院憲法審査会規程の制定と審査会始動の動き、新防衛大綱に基づく自衛隊の海外派兵の強化の動き、衆院比例定数削減の動きなどに対して、運動を強める必要がある。

1 改憲についての課題

(1) 参院憲法審査会規程制定と憲法審査会の始動

2007年5月に成立した改憲手続法が、昨年5月18日に施行された。施行までの3年間に必要な措置を講ずることを定めた附則の規定を全く無視したものである。衆議院では、憲法審査会規程が成立しているが、参議院では規程が制定されず、前臨時国会で、民主と自民の国会対策委員長間で、制定の動きがあった。今国会でも、規程制定の動きと憲法審査会の始動などの動きに注視しなければならない。

(2) 改憲阻止の運動

「9条の会」は、学習会・講演会などを中心に憲法9条を守る草の根の取り組みを続け、現在、全国で7500を超える会が結成されている。「憲法改悪反対共同センター」は、45都道府県、279地域センター、18準備会が結成され、毎月の「9の日」を中心とした宣伝活動は415か所に達し、憲法擁護の活動を強めている。

2 民主主義をめぐる課題

(1) 衆院比例定数削減

民主党は、マニフェストで衆院比例定数80削減、参院定数40程度削減を掲げている。同党の内部文書では、参院の比例区を廃止し、議員定数を大幅に削減する3案を提示している。そして、衆院を「将来的には完全小選挙区制とする」と明記する。比例定数削減は、消費税増税、憲法改悪の狙いがあり、「ムダ削減」とは無縁である。

この間、各地の高裁で、参院の「1票の格差」について、「違憲判決」「違憲状態判決」が続いている。昨年12月、西岡参院議長が、「9ブロックの比例代表制 定数242」を議長提案し、参院選挙制度改革は、待ったなしの状態である。適切な選挙制度改革は当然のことであるが、これを梃子に、参院議員定数削減、衆院比例定数削減の動きが連動される危険性もある。

衆院比例定数が80削減されると、民主・自民の2大政党が、得票率69%で92%の議席を占めることになる。3割の国民の声を無視する定数削減の狙いを明らかにし、「ムダ削減」なら、320億円の政党助成金と議院経費の削減を図るべきである。団東

京支部として、全力を挙げて、衆院比例定数削減を阻止する運動に取り組まなければならない。

(2) 国会改革

民主党が、昨年の通常国会で提案した「国会改革」関連法案は、衆院で継続審議の状態となっている。この法案は、内閣法制局長官と官僚の国会答弁を禁止し、国会の審議権の弱体化を狙い、強権国会を実現するものである。きっぱり、廃案にする条件があり、廃案をかちとることが重要である。

3 米軍基地撤去をめぐる課題

(1) 沖縄県知事選挙と普天間基地撤去

「世界一危険な基地」といわれる普天間基地撤去は、緊急な課題である。昨年11月に行われた沖縄県知事選挙では、「普天間基地の国外移転」を掲げた伊波候補は、大健闘ながら僅差で敗れたが、仲井真候補に、「県外移設」を公約させるところまで追い込んだ。宜野湾市長選挙では、伊波前市政を継承し、「普天間基地の無条件撤去」を掲げた安里候補が当選した。選挙結果は、普天間基地の県内たらいましを許さない県民の意思を鮮明にした。その後の世論調査においても、普天間基地に関する「日米合意の見直し」の声は、6割に達している。普天間基地撤去の取り組みを一層強めなければならない。

(2) 「思いやり予算」の継続

政府は、来年度予算で「思いやり予算」特別協定を現状維持する方針を決めた。民主党政権は、「事業仕分け」の対象外としている軍事費と「思いやり予算」削減は、重要な課題となっている。

4 自衛隊の海外派兵をめぐる課題

(1) 北朝鮮・中国をめぐる

<尖閣諸島・漁船追突事件>

昨年9月、尖閣諸島で中国漁船が海上保安庁の巡視船に追突して逃走し、海上保安庁は、公務執行妨害罪で中国人船長を逮捕した。那覇地検は、「わが国国民への影響や日中関係も考慮」して船長を処分保留で釈放した。その後、海上自衛官によるビデオ流出事件も発生し、政府は国民の批判を受けた。

この間、中国と日本の上に緊張関係が高まった。新防衛大綱などで中国の軍事強大化の指摘もあり、日中間の平和的友好関係構築が求められる。

<北朝鮮・延坪島（ヨンピョンド）砲撃事件と日米韓合同軍事演習>

北朝鮮は、昨年11月、韓国・延坪島（ヨンピョンド）に対して砲撃を行い、韓国軍兵士を含む民間人まで死傷者を出した。この砲撃は、朝鮮戦争の休戦協定はもとより、国連憲章にも反する無法な軍事的挑発行為である。

米韓両軍は、北朝鮮の砲撃事件に対抗するため、昨年11月から黄海で合同軍事演習を行い、原子力空母ジョージ・ワシントンやイージス艦が参加した。米軍マレン統合参謀本部議長は、「北朝鮮の脅威に対し、我々は団結しなければならない。米韓合同軍事演

習に日本の参加を望む」と述べた。その後、12月、日米合同軍事演習が10日間行われ、韓国軍もオブザーバー参加した。

このような軍事行動は、中国を含む近隣諸国に無言の圧力をかけ、東アジアに軍事的緊張をもたらすものである。世界の平和は、外交的・政治的に多国間協議の積み重ねで解決すべきである。

(2) 新「防衛計画の大綱」「中期防衛力整備計画」の問題点

政府は、昨年12月、今後10年間の日本の防衛力のあり方を示す新たな「防衛計画の大綱」と今後5年間の防衛力の整備を定めた「中期防衛力整備計画」(中期防)を閣議決定した。

新防衛大綱は、中国の軍事力の近代化・強化を「地域・国際社会の懸念事項」とし、専守防衛を建前とする「基盤的防衛力構想」から「動的防衛力」の構築へ方針を転換した。必要に応じて自衛隊をどこにでも緊急展開できる体制づくりを進めるもので、沖縄の戦闘機部隊の強化や沖縄県与那国島への陸上自衛隊の配備など、日本の「南西地域」軍事体制の強化を図るものである。また、PKO参加5原則のあり方を「検討」とするが、これは、自衛隊の海外派兵を容易にし、武力行使に道を開くものである。「武器輸出3原則」の見直しについては、明記はしなかったが、「(防衛装備品の)国際共同開発・生産に参加」することとし、海外への武器輸出をめざす方向を明らかにしている。

「中期防」は、5年間で総額2兆34900億円(年平均4.7兆円)の予算を求める。これは、日本の年間軍事予算に匹敵するものであり、断じて許されるものではない。

(3) 自衛隊の海外派兵の危険な動き

<ソマリア沖派兵>

海賊対処法による自衛隊のソマリア派兵は、長期化し重大になっている。防衛省は、活動の長期化に備え、P3C哨戒機が離発着するジブチ空港に「軍事基地」を建設中である。海外で初めての自衛隊の大規模軍事基地は、東京ドーム2倍以上ある12ヘクタールの敷地に、47億円を投じ、宿舎、格納庫、事務所など24棟を建設し、航空機3機が収容できる駐機場を整備するものである。海外で初めての陸・海・空の3軍共同の軍事基地である。

<アフガン派兵>

政府は、昨年11月、アフガニスタンへ医官・看護官ら10名程度を「人的貢献」として派遣する方針を打ち出した。これは、ISAF(国際治安支援部隊)などによるアフガン国軍の「教育訓練」への参加・協力を目的にしており、軍事活動を担うものである。

自衛隊の海外派兵の危険な動きを許さず、取り組みを一層強める必要がある。

(4) 自衛隊の恒久海外派兵制定の動き

民主、自民、公明など与野党のタカ派議員でつくる「新世紀の安全保障体制を確立する若手議員の会」が、自衛隊海外派兵恒久法の内容をまとめた。「強制措置を可能とする

権限」を付与し、武力行使を可能とするものであり、自民党の「石破試案」と同種のものである。

恒久派兵法の策動は、保守政党の年来の野望であり、注視する必要がある。

5 核兵器廃絶の課題

オバマ大統領の「プラハ演説」を契機に、「核兵器のない世界」を追求する動きが強まってきた。昨年5月、NPT再検討会議がニューヨークで行われ、この会議では、核兵器廃絶への「核保有国の明確な約束」を再確認し、「すべての国が、核兵器のない世界を達成するために必要な枠組みを確立するための特別な取り組みを行う必要について確認する」ことを明記した。昨年8月の広島原爆記念式典には、潘基文国連事務総長、ルース駐日大使、ロシア・イギリスの大使も参加した。国連は、昨年12月、「核兵器の廃絶をもたらすような多国間交渉の開始」「核兵器禁止条約」の2つの総会決議を採択した。核兵器廃絶が世界の大きな流れになっていることを示している。

日米同盟の深化と新防衛計画大綱

東京本郷法律事務所 内藤 功

■2010年12月17日、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について（以下「防衛大綱」という）が閣議決定された。

「この大綱に定める防衛力の在り方は、おおむね10年後までを念頭に置き、防衛力の変革を図るものである」

今回の防衛大綱は日本の防衛力（自衛隊）の「変革」を狙うものである。

では「変革」を必要とする、アジア太平洋の情勢変化と日本の役割について、防衛大綱はどのような文脈でえがいているか（以下筆者要約）。

- ◆「中国・インド・ロシア等の国力の増大ともあいまって、米国の影響力が相対的に変化しつつあり、グローバルなパワーバランスに変化が生じている」
- ◆「北朝鮮は、アジア太平洋地域の喫緊かつ重大な不安定要因である」
- ◆「中国は、軍事力の広範かつ急速な近代化を進め、戦力を遠方に投射する能力の強化に取り組んでいるほか、周辺海域において活動を拡大・活発化させており、このような動向は地域・国際社会の懸念事項となっている」
- ◆「日本は同盟国、友好国等と協力して積極的に取り組むことが重要となっている」

■防衛大綱を把握し論議する場合、日米同盟の深化の中でとらえるとわかりやすい。

それは次のように位置付けられると思う。

- ◆自民党政権時代の05年2月19日共同声明（日米共通の戦略目標）以降4次にわたる日米安保協議委員会（2+2）の共同声明の路線（米軍再編・自衛隊と米軍の一体化）

を承継しているものであること

- ◆民主党政権下の 10 年 5 月 28 日の共同声明、同年 11 月 13 日の日米首脳会談の合意(普天間基地の移設・辺野古新基地建設・日米同盟の深化) の約束を沖縄県民の意思を無視して強行しようとするものであること
- ◆普天間問題で鳩山政権が迷走した「償い」として、日米同盟深化を加速していること
- ◆そのこともあって、米国への譲歩・追随ぶりは自民政権もなしえなかったと言われるところまで踏み込んでいること
- ◆2010 年 2 月、米国防総省が「4 年毎の国防計画見なおし (QDR) で打ち出した「中国の軍事力を、米国防戦略と軍事力整備の主要な可能性ある相手として明確に位置付ける」戦略に呼応するものであること
- ◆QDR で打ち出された「中国の『接近阻止戦略』打破のための「統合空海戦闘構想 (JASBC・・・JOINT AIR SEA BATTLE CONCEPT)」に呼応するものであること
- ◆10 年 3 月以降大綱策定作業とほぼ時期を同じくして、北東アジアで生じた、韓国哨戒艦沈没事件、延坪島砲撃事件、尖閣諸島の漁船衝突事件に関する誇張された報道と雰囲気「追い風」として策定作業が進行したこと
- ◆このような重大問題についての広範な自由な国民的論議が全く欠落していること
- ◆したがって、日本国憲法の前文・第 9 条および国連憲章の定める紛争の平和的解決の原則を全く無視蹂躪する立場におちいっており、世界の大勢に逆行していること

■防衛大綱は米戦略に呼応

◆統合空海戦闘構想

米国防総省の「QDR・4 年ごとの国防計画の見直し」では、次のように明らかにした。「空軍と海軍は、接近阻止と航空拒否の精巧な能力をもつ相手を含む軍事作戦の全範囲において敵を打破するために、共同して新しい統合空海戦闘構想を開発している」日本航空自衛隊の部内誌「鵬友」の 10 年 7 月号に、幹部学校情報主任研究開発官の石川均 1 空佐の論文が掲載された。この論文は、10 年 5 月、米国の民間シンクタンク「CSBA (戦略予算評価センター) が発表した 144 頁のレポート「空海戦闘・作戦構想の論争の出発点」を解析したものである。同論文を参考に、空海戦闘構想について触れる。

同論文によれば、09 年 9 月に、米海軍と空軍の制服トップが空海戦闘構想の策定作業に関する文書に署名し、双方の大佐級の検討チームが発足している。10 年 5 月には、ゲーツ国防長官が米海軍協会で「海軍と空軍が統合空海戦闘構想に合意したことに勇気づけられる」「この構想は、21 世紀の抑止力たる可能性をもっている」と評価している。

- ◆空海戦闘構想は日本の基地と自衛隊抜きに成り立たない

「空海戦闘構想では日本の基地と自衛隊はきわめて重要な不可欠な位置を占める」「西日本から琉球諸島にかけては攻撃範囲にあるので、米軍の戦闘機の大部分は東日本からの運用を行なう。米軍戦闘機を攻撃に向けるため、日本の新戦闘機の調達が必要とされる」「イージス艦は配備に就く。米空母は、攻撃の脅威の範囲外に移動する。米潜水艦は日本潜水艦と共同して第1列島線内で、対潜作戦を実施し、大陸沿岸エリアで、情報・監視・偵察作戦および攻撃任務に就く」

◆「琉球バリア」構築

JASBCでは「琉球列島の特徴を生かし、自衛隊が米海軍と協力して、対潜水艦バリアを構築する」ことを提言している。「まず、第1列島線の東側の中国潜水艦を排除する。次に琉球バリア（第1列島線のライン、第1列島線に沿ってルソン海峡・バシー海峡以南までも含む）を通過する中国の潜水艦を捕捉して対処する。この琉球バリア形成には海上自衛隊の対潜作戦能力がきわめて重要な役割を担う。」

■防衛大綱では、これに呼応して、情報収集・警戒監視・偵察活動（ISR）と、周辺海空域、島しょ部への対応が最重視されている。

「わが国と周辺において常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察活動（「常続監視」）による情報優越を確保するとともに事態の展開に応じ迅速かつシームレスに対応する」自衛隊の体制についての「基本的な考え方」として「南西地域も含め、警戒監視、洋上哨戒、防空、弾道ミサイル対処、輸送・指揮通信の機能を重点的に整備し、態勢の充実を図る」「本格的な侵略事態への備えについては、最小限の専門的知見や技能の維持に必要な範囲に限り保持する」本格的侵略への備えは最小限にしても、南西地域での中国対応を重視する体制である。

■対中国包囲網

また、大綱は、韓国、オーストラリアとの関係に言及している。

「米国の同盟国であり、わが国と基本的な価値及び安全保障上の利益を共有する韓国及びオーストラリアとは、2国間及び米国を含めた多国家間での協力を強化する」米国の力の変化（相対的低下）、中国の台頭という情勢認識に立って、「米日韓豪（印）」の「対中包囲網」を視野に入れたものである。背景には米国の意向がある。外務省内では「三つの三角形」（米日韓・米日豪・米日印）を形成して、中国を牽制するのだとの見方があると言われる。

韓国に対する物品役務相互提供協定や軍事情報包括保護協定の提案（11年1月10日）とか、マレン米統合参謀議長の米韓演習への自衛隊参加の勧誘（10年12月8日）などは、その動きだが、憲法9条の制約、韓国世論の動向、韓中関係等から、簡単ではない。

■結び

最前線でバリアを構築し、米国の対中軍事戦略の一環を担わせられる「防衛計画大綱」である。民主党政権は、それをもっぱら日本の安全のためにえがき出し、そのように国民に思い込ませようとしているのである。これほど国民を誤導し、国歩を誤る危険

な道はない。今春の日米安保協議委員会（2+2）、5月のワシントン DC での、首脳会談・共同宣言にむけて、日米同盟の深化の一環としての防衛大綱路線が次第に目に見えてくる。防衛大綱にもとづく自衛隊の編成、装備、演習、訓練、諸行動の変化も見えてくる。沖縄、本土の基地周辺を中心に国民生活の破壊、権利侵害との闘いは一層広範に粘りつよくたたかわれるだろう。憲法を「武器」として闘いに貢献する法律家の役割は大きく仕事もふえるだろう。根源にある安保条約の廃棄、憲法 9 条と平和的生存権の完全実施、生活擁護と一体の軍事費削減の闘いの展開が急務である。

核兵器廃絶への現状と課題

渋谷共同法律事務所 森 孝博

1 核兵器廃絶を巡って相反する2つの動き

オバマ米大統領のプラハ演説（2009年4月）に象徴されるように、現在、「核兵器のない世界」へ向けた世界的な流れが生じています。

しかし、その一方で、「核抑止論」といった核兵器廃絶に対する大きな障害も依然として存在しています。2010年4月6日に発表された米国の核兵器政策の基本指針である「核態勢の見直し（NPR）」において、核兵器への巨額投資が約束されたことはそれを如実に示しています。

このような核兵器廃絶を巡って相反する2つの動きは、2010年5月にニューヨーク国連本部において開催されたNPT（核不拡散条約）再検討会議で、いっそう明らかになりました。

2 2010年NPT再検討会議

2010年5月3日に始まったNPT再検討会議（以下、「2010年NPT再検討会議」といいます。）では、約1ヶ月間の議論を経て、最終日である5月28日に全会一致で最終文書が採択されました。この最終文書において、①「核兵器禁止条約」に初めて言及された、②国際人道法の遵守の必要性が述べられた、③中東決議、消極的安全保証、カットオフ条約について時間枠の設定が合意されたなど、一定の前進が見られました。これらの成果はまさに「核兵器のない世界」への流れを反映したものだと思います。

しかし、当初の原案では、核兵器廃絶について核兵器保有国に対する具体的勧告などが盛り込まれていたにもかかわらず、核兵器保有国の抵抗により、修正・削除されてしまうなど、会議を通じて核兵器保有国の核兵器長期保有への強い執念もあらためて明らかになりました。

そして、NPT再検討会議で見られた核兵器長期保有への執念をあらわすかのように、2010年9月15日、米国は24回目の未臨界核実験を行いました。

3 核兵器廃絶に向けた流れに逆らう日本政府

このように 2010 年 N P T 再検討会議では「核兵器のない世界」へ向けた激しいせめぎ合いがあったのですが、米国の核の傘に依存する日本政府は、被爆国であるにもかかわらず、外務副大臣の参加にとどめ、核兵器廃絶について消極的外交に終始しました。

それどころか、菅首相が、2010 年 8 月 6 日の広島平和記念式典直後、「核兵器をはじめとする大量破壊兵器の拡散の現実もあり、核抑止力は我が国にとって引き続き必要である」と発言したり、同年 12 月に閣議決定された「新防衛計画の大綱」において「現実には核兵器が存在する間は、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止は不可欠であり、その信頼性の維持・強化のために米国と緊密に協力していく。」と記述するなど、日本政府は、米国の核兵器政策に依存し、「核兵器のない世界」への流れに逆らう姿勢をいっそう明確にしています。もちろん前述の米国の未臨界核実験に対して、日本政府は抗議すらしていません。

4 おわりに

今、「核兵器のない世界」へ向けた流れが生じている中で、日本政府の姿勢が大きな障害となっていることを十分に認識する必要があると思います。その障害を克服するには、日本に住む私たちが声を上げて、日本が核兵器廃絶に向けて世界に強く働きかけるよう、日本政府に対して要求していかなければなりません。

2010 年 N P T 再検討会議の際には、多くの自由法曹団東京支部団員がニューヨークに行き、原爆被害の恐ろしさを伝え、核不拡散だけでなく核廃絶に向けた協議の開始を要求すべく、様々な活動に取り組みました（詳細は支部ニュース 2010 年 5 月 No. 438 の小部団員と私の報告をご参照下さい。）。これからもいっそう力強い取組みが求められると思いますので、引き続き力を合わせて取り組んでいきたいと思ひます。

日韓併合から 101 年～ 日本の現状と問題点

都民中央法律事務所 松井 繁明

日韓併合と朝鮮差別・蔑視思想

昨年（2010年）は、日韓併合100周年であった。日韓併合がおこなわれた1910年はまた、社会主義者の抹殺をはかる大逆事件の年でもあった。朝鮮の植民地化と異端を排除する権力的暴圧が同時進行したのである（ちなみに、佐高 信氏をのぞくと、マス

メディアでこのことに触れたものはほとんどなかった)。

朝鮮半島の支配権をめぐる勃発した日露戦争は侵略戦争そのものであって、司馬遼太郎「坂の上の雲」が描くような「祖国防衛戦争」などではなかった。この戦争に勝利した日本では、朝鮮の植民地を当然視し、朝鮮を差別・蔑視する思想や感情が急速にひろまり、戦前の日本社会の底辺にまで及んだ。

朝鮮にたいする武断的支配には異を唱えた伊藤博文も、欧米諸国の対応を懸念したにすぎず、朝鮮の植民地化そのものに反対したわけではない。むしろそれを主導した人間であった。伊藤を暗殺した安重根は、いまなお韓国の民衆に敬愛されている。昨年私も、安重根記念館（修理中）を訪れ、その一端に触れてきた。

日本はその後、イギリスのインド支配、フランスのインドシナ支配およびアメリカのフィリピン支配を容認するのと引き換えに、朝鮮の植民地化を欧米に事実上承認させるという外交上の「成果」を得た。伊藤の懸念は解消されたのである。

個人の解放と確立を主張して開明派と認められる福沢諭吉もまた、朝鮮問題に関しては韓国を劣等国とみなし、その植民地化を当然視してはばからなかった。

歴史をたどれば、「先進国」韓国から伝来した宗教・思想・文化・技術などが日本の社会や文化の基底を形成してきたにもかかわらず、根拠のない朝鮮差別・蔑視思想や感情がこれほどまでに浸透していったことは、信じがたいほどであった。しかしそれが現実であった。

日本の敗戦と朝鮮の解放

1945年8月、日本は敗戦し、朝鮮は解放された。米ソによって国土が分断されたため朝鮮人民の苦難はなお続いているとはいえ、日本との関係では相互に対等平等の立場を回復したのである。

日本国憲法前文は「日本国民は……平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と宣言し、同14条は「すべて国民は、法の下に平等であって、人種……社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」ことを定めた。

たしかに、日本にとってのこのように急激な変化は、旧来の思想や感情をただちに解消させるものではないだろう。朝鮮差別・蔑視の思想や感情がしばらく続くことはやむをえなかったかもしれない。しかしこれと対照的なのが対米感情である。「鬼畜米英」を信じていたはずの日本人は敗戦と同時に、たちまちアメリカ礼賛へと転換してしまって、今日にいたっている。旧来の思想や感情の転換が不可能なのではない。

まして今年も敗戦からすでに66年にもなろうとしている。この間日本は、奇跡的な経済復興をなしとげ、いまでは世界有数の経済大国・技術大国となっている。これに呼応して国際的地位も向上した。国連にも加盟し、非常任理事国にも選ばれてきた。天皇絶対の政治から民主政治に転換し、教育も大きく変わった。高学歴社会となり、平和・人権・民

主義教育もひろがっている。

いまでは、いわれのない朝鮮差別・蔑視の思想や感情などが生きのこる余地さえないようにみえる。

公然と表明される朝鮮差別・蔑視の思想と感情

しかしそれにもかかわらず、現在の日本では、朝鮮にたいする差別や蔑視が公然とおこなわれ、表明されている。

某元航空幕僚長の妄言に右側の一定の支持が集まっていることや、事あるごとにチョゴリ姿の女子生徒に暴行や脅迫をくわえる連中がいることに、怒りと悲しみを覚えずにはいられない。日本人はもう少しまともなのではないかとの思いを裏切られるからだ。

しかしそのレベルを超えて、こうした朝鮮差別・蔑視の思想や感情が現実政治を動かしていることは、とうてい許容できるものではない。

そのひとつは、対北朝鮮外交のゆきづまりである。

朝鮮問題の基本は、現在たんなる休戦状態でしかない朝鮮戦争で平和条約を締結し、南北朝鮮の統一にむけた足がかりをつくることである。そのための方向と枠組みは、6カ国協議の合意によって明確に示されている。①北朝鮮の非核化、②植民地時代の清算および③人権問題（拉致問題）の解決を包括的・同時的に決着させることである。

日本の本土から日本人を拉致し去った北朝鮮政府の行為は野蛮そのものであって、いかなる弁明もありえない。拉致された人びとやその家族にたいする極端な人権侵害であり、日本の国土主権を明白に侵すものであった。北朝鮮政府を非難し、原状回復を求める権利が日本にはある。しかしその後の北朝鮮をめぐる日本の外交は、6カ国協議の枠組みをはずれ、極度に拉致問題と制裁に特化し、完全にゆきづまってしまった。

被害者家族がときには強い感情に突き動かされることは当然であって、そのことは尊重されなければならない。しかし外交は、それをも重視しながら、全面的で冷静な方針を堅持しなければならないはずのものである。ところが現実には、一部の極右政治家による誤導もあって、被害者家族の感情の表出に異を唱えることがタブー視されるまでにいたった。日本の外交もそれに追従するだけで、いまでは日本は6カ国協議の障害物、たんなる「お荷物」と化してしまった。こうした一連の経過とその結果としての日本外交の失敗も、その根底には、朝鮮にたいする差別・蔑視思想や感情があったことを、われわれは冷静にみてとらなければならないだろう。

もうひとつは、朝鮮人学校へ補助金支給の問題である。

法律を素直に適用すれば、朝鮮人学校にも、日本の高校と同様に補助金を支給するのが当然であった。これにたいし、朝鮮差別主義の自民党政治家などからは、「反日教育」などを口実として朝鮮人学校への補助金支給を阻止する動きがつよまった。民主党政権はしかし、補助金支給の要件に教育内容をふくませるべきではないと判断し、支給の方針を決定した。これは正当な判断であった。

ところが、北朝鮮による延坪島（ヨンピョンド）砲撃が発生すると政府はこれを理由に支給手続を中断してしまった。もとより民間人居住区を狙った北朝鮮の砲撃が国際法上許されるものではなく、主権国家としての日本がこれを非難し、しかるべき外交上の措置をとることは許されるだろう。しかし、日本の韓国人学校やその生徒たちが砲撃事件になんの責任もないことは明らかである。補助金を支給しない理由として「反日教育」を挙げることに、砲撃事件を挙げることに、なんの論理的整合性もない。にもかかわらず、中断が実行され、マスメディアでもほとんど批判もないことの根底には、朝鮮差別・蔑視の思想と感情が存在することは、疑いないであろう。

歴史の直視をこそ！

なぜこのような朝鮮差別・蔑視の思想・感情が生き残り、かえって復活・強化するような状況が生まれているのか――。

これには、複雑で多様な要因があるのだろう。それを究明するにはおそらく、歴史学、社会学それに心理学的な探求が必要なかもしれない。

しかしその根底には、日韓併合条約にたいする歴代日本政府の対応があることは疑いのないところである。日本政府は、現在においては日韓併合条約の効力が消滅していることは認めるが、条約締結の時点では当時の国際法上有効であった、と主張する。自民党政権のみならず、民主党政権も同様である。

もともと軍事力による脅迫のもとで締結された「条約」が有効なはずはない。植民地所有国にきわめて有利であった当時の国際法にてらしても、合法的政府をもつ独立国を植民地化することなど許されてはいなかった。当時の列強諸国が事実上これを黙認したのは、イギリスがインドの、フランスがインドシナの、アメリカがフィリピンの植民地支配を日本に黙認させる取引にすぎなかった。国際法といっても法は法。列強諸国の取引によって無法が合法に転換するものではない。

歴史を直視すれば、歴代日本政府による日韓併合条約に関する主張は成りたちえないのであって、いまからでも撤回すべきである。そうなれば、今日まだ横行している朝鮮差別・蔑視の思想や感情は最大の根拠を失うことになる。

国民もまた、歴史を直視し、政府にそのことを迫ってゆく責務を負っていることを自覚すべきであろう。

中国人戦争被害者訴訟の到達点と展望

～今、戦後補償問題はどのような位置にあるか～

ピープルズ法律事務所 南 典男

1 中国人戦争被害者訴訟とは何か

中国人戦争被害者訴訟は、アジア太平洋戦争で最大規模の被害国となった中国における象徴的な、人道に対する罪に該当する事件について起こした裁判である。原告たちは、その事件の被害者を代表して訴えを起こしており、裁判の目的は事件の被害者全体の解決を目的としている。その意味で政策形成訴訟といえることができる。

私たちが提訴している事件は以下のとおりである。

① 南京大虐殺事件

南京虐殺事件とは、1937年、日本軍が当時の中国の首都南京を攻略し、占領したとき、中国の軍民とくに民間人に対して行った虐殺・強姦・略奪・放火などの不法残虐行為のすべてをいう。

日本軍により銃剣で何十カ所も刺され、九死に一生を得た李秀英さんが原告となった。

② 731部隊による人体実験

731部隊は中国東北の平房に建設された日本陸軍の部隊で、細菌戦のための研究・開発機関である。731部隊に強制的に連れてこられた犠牲者は、従来3000人と言われていたがこれを大幅に超える方々が被害にあったことが明らかになってきている。

ペスト菌など様々な種類の細菌を注射して細菌感染効力を検査する生体実験を初めとして、人間は水分をどのくらい抜いても生きていられるか、低圧の中に入れたらどうなるか、動物の血液と交換したらどうなるか、X線を長時間照射したらどうなるか、などの人体実験が日常的に行われていた。

1945年8月9日、ソ連が対日参戦すると、証拠隠滅のために、「マルタ」は全員殺害され、731部隊の建物は破壊された。

731部隊の被害者の遺族が原告となった。

③ 無差別爆撃

軍事施設のない無防備の都市に対する無差別爆撃を最初に行ったのは、日本軍である。重慶、永安など多くの都市を無差別に爆撃した。

永安市で子どもの時無差別爆撃によって右手を失った高さんが原告になった。

④ 「慰安婦」（性奴隷・性暴力）事件

日本軍は、1942年から43年にかけて山西省のある村に押し入り、そこで、13歳から20歳くらいまでの女性を集め、銃剣を突きつけて強制的に連行した。そし

て、彼女たちは石洞に監禁され、日本兵から集団で毎日のように強姦された。

性奴隷、性暴力を受けた被害者達が原告となった。

⑤ 強制連行・強制労働事件

1941年の日本政府の閣議決定に基づき約4万人の中国の人たちが日本に強制連行され、日本全国の35の企業、135の事業所に配置された。十分な食事が与えられず、長時間労働を強制されたため、現在わかっているだけでも、6830人の人たちが亡くなった。企業と国に対し、強制連行・強制労働の被害者やその遺族が全国各地で訴訟を起こした。

⑥ 平頂山事件

1932年、日本は「満州国」を建国するが、その直後、日本軍は抗日活動と通じているとして平頂山村の抹殺をはかる。村人たちは崖下に集められ、一斉に機銃掃射を浴びせられ、息のある者は銃剣でとどめを刺された。家族は惨殺されたが、奇跡的に生き残った被害者たちが裁判に立ち上がった。

⑦ 毒ガス・砲弾による被害者

日本軍は大量に製造し中国に配備した毒ガス弾等を地中に埋めたり川に捨てたりして遺棄・隠匿した。戦後、その毒ガス弾等が道路工事等で発見され、工事していた人たちが被害に遭うなどの事故が起こっている。亡くなった被害者の遺族や働けなくなるなどの障害を抱えた被害者たちが裁判を起こした。

2 中国人戦争被害者訴訟の到達点

以上の裁判を起こすきっかけとなったのは、永野茂門法務大臣（当時）の南京大虐殺事件をでっちあげとする発言である。

1994年5月、弁護士を中心とする中国司法制度調査団が中国を訪問したさなかに、永野法務大臣（当時）が南京大虐殺事件を「でっちあげ」と言明したことから、調査団は日本政府に抗議声明を出した。中国人戦争被害者たちが、日本にも侵略戦争による被害者の立場に立つ弁護士がいると知って、協力要請をしてきた。彼らは、加害事実を否定する閣僚の発言が相次ぐ中で、日本政府に対する怒りを募らせていたものの、なすすべがなく時を過ごしていた。しかし、戦後50年が経とうという時、日本の弁護士と出会い、日本政府を追及する道のあることを知り、訴えを起こすことを決意したのである。

731事件、南京虐殺事件、慰安婦事件の被害者たちが1995年8月、訴えを起こし、さらに、強制連行・強制労働事件、平頂山事件、遺棄毒ガス被害事件などの被害者たちが、裁判に立ち上がった。

戦後補償裁判は、当初、除斥期間（不法行為から20年を経過すると損害賠償請求権が消滅する）や国家無答責原則（国家は権力的行為につき責任を負わない）を理由に、事実認定をしない判決がほとんどだった。

しかし、戦争被害者らの人間の尊厳をかけた訴えと世論の高まりによって、事実認定

をする判決が出されるようになった。中国人戦争被害者訴訟では、前述したすべての事件で詳細な事実認定と不法行為の判断がなされた。

また、突破することが極めて困難と思われた法的論点の壁を乗り越える判決が現れるようになった。劉連仁強制連行事件訴訟判決、福岡強制連行事件第1次訴訟判決、遺棄毒ガス被害第1次訴訟判決は、除斥期間を適用することは著しく正義・公平に反するとし、新潟強制連行事件訴訟判決は時効の適用を制限した。京都強制連行事件判決、東京強制連行2次訴訟判決、新潟強制連行事件新潟地裁判決、福岡強制連行事件福岡高裁判決、慰安婦第2次訴訟東京高裁判決は、国家無答責原則を適用しなかった。

さらに、原告側が勝訴する判決も現れた。2001年には劉連仁強制連行事件訴訟判決、2002年には福岡強制連行事件訴訟判決、2003年には日本軍遺棄毒ガス被害1次訴訟判決、2004年には新潟強制連行事件訴訟判決が、原告の請求を認め、同年、京都強制連行事件では企業に責任を認める和解が成立した。

3 4・27最高裁判決

こうした中で、2007年4月27日、西松建設強制連行・強制労働事件訴訟最高裁判決（第2小法廷）が言い渡された。

判決は、日中戦争の遂行中に生じた中華人民共和国の国民の請求権は、日中共同声明5項によって、裁判上訴求する権能を失ったというべきである」として、原告らの請求を棄却した。下級審で原告側が勝訴する状況が生まれるなかで、日本の裁判所は、「請求権放棄」という最後の手段によって原告らの請求を封じようとしたのである。

しかし、同時に、この判決は、政治解決の根拠を提供した。すなわち、最高裁は、被害者らの精神的・肉体的苦痛が極めて大きいこと、他方、加害企業は被害者らを強制労働に従事させて相応の利益を受け、更に補償金を取得していることを指摘して、加害企業を含む関係者（国も含まれる）が被害の救済に向けた努力をすることが期待される、という提言をした。

4 15年間の裁判の成果

15年間にわたる裁判の中で得られた成果がある。

第1に、すべての事件で加害と被害の事実が裁判所によって認定され確定したことである。15年間の裁判の中で、中国側の資料、被害者の証言、日本側の資料、元日本兵士の証言、研究者の意見書と証言が発掘され、深められ、これを基礎に裁判所が認定した事実は、判例という形で公の文書として未来永劫残ることとなった。

第2に、裁判所が解決を求める提言を行ったことである。前述した最高裁判決だけでなく、福岡高等裁判所及び同宮崎支部は、強制連行事件において、国と企業に対し和解をねばり強く求めたし、東京高等裁判所は、遺棄毒ガス被害事件において、国家の責務として全体的且つ公平な被害者救済施策を求めた。

第3に、日本の市民・弁護士と中国の市民・弁護士が裁判支援と被害者のための解決を求めて共同して実践し、その輪を広げ、信頼を深めたことである。最初は、本気で裁判に取り組むのか懐疑的だった被害者や中国の人たちが、長い年月をねばり強く実直に取り組む日本の市民・弁護士の闘いに信頼を深めていった。

実際、裁判の成果を踏まえ、西松建設は、強制連行・強制労働被害者のための基金を設立させた。15年間に及ぶ裁判のこれら成果は、人道に対する罪に該当する中国人被害者全体の解決の礎となるものである。

5 今、戦後補償問題はどのような位置にあるか

中国人戦争被害者訴訟弁護団は、勝利判決を契機に政治解決をはかるという方針から直接政治解決を求める方針に転換した。4・27最高裁判決の否定的側面だけでなく、裁判の成果を踏まえれば直接政治解決をはかることが可能との判断をしたためである。

今、戦後補償問題は、「裁判から政治へ」という流れにある。しかし、果たして政治解決の条件はあるのだろうか。

鳩山政権は、日中首脳会談で歴史認識を表明し、村山談話を踏襲するとした上で、東アジア共同体構想を目標に持つことを訴えた。記者会見では、ドイツとフランスの先例を出して、EUのように共通の通貨を持つことをめざすと述べたこともある。

菅政権は、韓国併合100年にあたって、「私は、・・・歴史の事実を直視する勇気とそれを受け止める謙虚さを持ち、自らの過ちを省みることに率直でありたいと思います。痛みを与えた側は忘れやすく、与えられた側はそれを容易に忘れることは出来ないものです。この植民地支配がもたらした多大の損害と苦痛に対し、ここに改めて痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明いたします。」との談話を発表した。

また、民主党内には、戦後補償議連が発足し、「慰安婦」、BC級戦犯、強制連行、遺骨返還の4つのチームが設置された。

このように、民主党連立政権は、戦後補償問題について、自公政権に比べれば変化はしているが、行動に移すという意味での政治決断にはまだ距離がある。

6 政治解決の条件と展望

政治解決の条件は未成熟であり、市民・弁護士の努力すべき課題がある。

第1に、戦後補償問題の本質と全体について十分な議論と整理がなされていないように思われる。

私は、加害者が被害者の人間としての尊厳を尊重すること、被害者が尊重されていると実感することが、戦後補償問題の本質だと考えている。これに対し、被害者が加害者の人間性を信頼することによって歴史和解が成立するのではないか。その道のりは、かなり長いスパンで考える必要があるが、「政治解決」は、その道のりのひとつの結節点である。

このように考えると、「政治解決」の中核は、加害国家が被害者個人に対し、加害・被害事実を真摯に認め謝罪することにあると思う。金銭による「補償」は謝罪の証なのであって、金銭を渡したから「解決」するわけでもないし、謝罪の証は必ずしも金銭でなくともよいということになる。被害者が加害国家の真摯な謝罪を実感できる、何らかの証があればいいわけだ。

中国人戦争被害者訴訟弁護団の中では、真摯な謝罪の証として、強制連行・強制労働弁護団は、ドイツの「記憶・責任・未来」基金と同様、国と企業が半々ずつ拠出して基金をつくり、これを補償事業、記憶事業、交流事業などにあてるという構想を描いている。また、平頂山事件弁護団は、謝罪の碑と虐殺された被害者の供養のための陵苑の設置・整備を構想し、金銭補償を要求に掲げていない。遺棄化学兵器被害事件弁護団は、被害者のための医療・生活の支援制度を求めている。いずれも、被害者たちの意思を尊重して構想されたものである。

このように、中国人戦争被害者訴訟弁護団は、事実を認め謝罪することは共通しているが、謝罪の証しは、被害者の意思を尊重した上、それぞれの顔をもった解決構想を描いているのである。

こうした戦後補償問題の本質と全体を明確にして、国民と政治家の議論に付す努力が必要だと思う。

第2に、戦後補償問題を解決することの意義について、深く、かつ、豊かな議論が十分でないように思われる。

私は、戦後補償問題の解決は、過去の問題ではなく未来の問題であり、国民生活と無関係ではなく密接に関わる問題だと認識している。戦争を防止するという意味での真の安全保障、経済と国民生活の安定、環境・人権保護の取り組みなどと深く関わる問題であることを、国民各界と政治家の議論に付して対話をする必要があると思う。

2007年に南京虐殺70周年のシンポジウムの東京シンポで「アジアとの歴史和解をめざそう」という提起がされ、その実行委員会が母体になって「アジアとの歴史和解と平和共同体の実現をめざして」と題するフォーラムが企画された。東京大学の小森陽一さんをコーディネーターにして、日中文化交流協会理事長・西武セゾン財団理事長の辻井喬さん、元外務省の条約局長などを歴任された東郷和彦さんがパネリストとして参加する、というものだった。この企画も、国民各界の議論に付して対話するひとつの試みである。

尖閣諸島の領土問題を契機に反日デモが起こっている。日本の右翼的人々が中国大使館にデモをしたニュースがネットで流れたことが契機となっている。日本と中国の経済的關係は日本の国民生活に直結する。どんな問題が起きても揺るがない日中間の信頼關係の構築は国民生活にとっても不可欠である。国家間の安定の前提として、国を超えた人と人との信頼關係の構築が必要であり、そのためには加害国家日本が被害者に対し謝罪し尊重することが必要である。戦後補償問題を政治的に解決する意味は大きい。

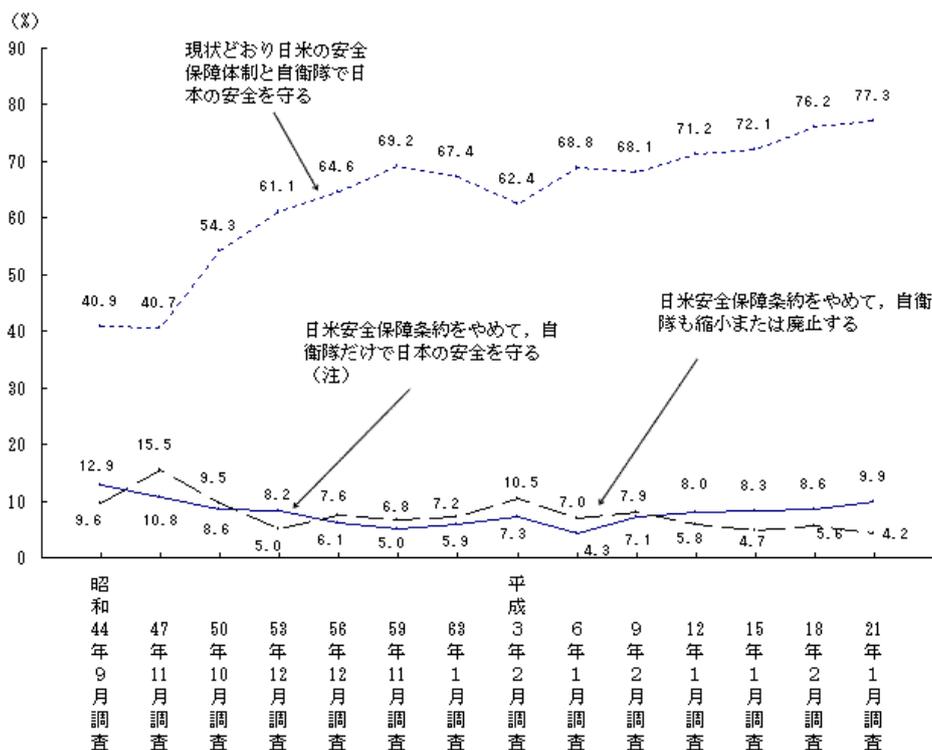
弁護団は、判決で認定された被害・加害事実と最高裁判決の提言に基づき、国に政治責任、企業に社会的責任があることを明らかにして、被害者達の解決を求めていく。被害者と協議した上、中国人強制連行・強制労働被害者、中国人遺棄化学兵器被害者、それぞれの解決提言を公表している。中国人「慰安婦」問題の解決、平頂山事件被害者の要求の実現と解決、731部隊の被害者遺族、南京事件の被害者の解決も求めていく。戦争被害者（原告）はすべて高齢である。みなさんが生きていらっしゃるうちに、国民世論をつくり、政治的解決を実現しなければと思う。

本土・東京の軍事基地反対の 世論をどう大きくするか 「横田基地もいらない！市民交流運動」に参加して思う

拝島法律事務所 盛岡 暉道

1 先ず下のグラフを見て下さい。

図26 日本の安全を守るための方法



（注）平成18年2月調査までは、「日米安全保障条約をやめて自衛力を強化し、我が国の力だけで日本の安全を守る」となっている。

これは内閣府政府広報室が3年ごとに行っている「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」の内の「日本の安全を守るための方法」についての調査結果です。

このように日本全体では、「日本の安全を守るための方法は、今までどおり安保条約体制と自衛隊で」とする層は、10年以上一貫して増え続けてH21年にはなんと77.3%に達しており、他方「安保条約をやめ自衛隊も縮小」の層は、H9年の7.9%から減少し続けて今では4.2.%というありさまです。

横田基地を抱えた東京・福生市民の世論も

「①横田基地は→あって当然+やむを得ない 83.4% 困る+ない方がよいなど11.5%

②横田基地の将来は→米日共用使用+自衛隊が替わって使用+民間空港になど55.5%日本に返還して福生市などのまちづくりになど34.1%」（10.2.15付‘福生市広報’）という状態です。

そして、これと`10.9.20付朝日新聞の報じている沖縄県内の米軍基地に対する世論

①将来、米軍基地をどうすればよいか

いまのまま11% 縮小42% 全面撤去43%

②米軍基地は沖縄の経済にどの程度役立っているか

大いに16% 少しは42% あまり役立っていない26%

まったく役立っていない11%

③政府の沖縄の経済振興策を評価するか

評価する27% 評価しない53%

と見比べてみて下さい。

沖縄でいかに米軍基地反対運動が盛り上がりつつも、本土の全体の世論や本土の米軍基地周辺の世論が、このような状況である限り、民主党政府が、なぜ「日米合意」を固守して沖縄県民の意思を無視し続けることが可能なのか、その原因が非常に、はっきりとわかると思います。

では、どうすれば、本土の軍事基地反対の世論を大きくすることが出来るのか

私は米軍基地の存在自体に反対する運動については、3年前に「横田基地問題を考える会」に参加して以来の、文字通りの新参者です。

だから、それは、それはこうすればよいのだよなどという知識は、全然ありません。

しかし、また、そういうことは、だれそれがよく知っているということでもないようです。（それなら、日本全体の世論がこんなことになっているはずがないのですから）

そこで、私たちの横田基地問題を考える会が、横田基地の撤去を求める西多摩の会その他の人たちと共に、去年の3月と10月に行った「横田基地もいらない！市民交流集会」の経験から考えたことをお伝えして、皆さんのご意見を伺いたいのです。

2 まず、この「横田基地もいらない！市民交流集会」に集まった組織や個人を紹介しますと、九条の会あきしま、美堀町九条の会、昭島母親連絡会、平和をめざす戦争展 in 立川実

行委員会、同小平の会、立川労連、アンボをつぶせ！ちょうちんデモの会、市民のひろば・憲法の会、九条改憲阻止の会、羽村平和委員会、立川平和委員会というように、横田基地の地元や多摩地区中心の、皆さんの余りなじみのないと思われる人たちです。

そしてこれらの人たちが目指している活動は、

- この市民交流集会は、これからも、必ず、継続して開く
- 自分たちの組織自体の中でも、基地問題の活動をしていく
- 横田基地だけでなく神奈川や埼玉など各地の基地問題も知り、その運動体と交流する（「やがて“16号線共闘”などの組織を作ったら」）

というものです。

私が特に大切だと思った意見は、「九条改憲阻止の会」の人の「沖縄の支援に行って沖縄の人たちから『支援に来ていただくのは有り難いが、東京自体の基地反対運動にも取り組んで下さい』と云われた」というものです。

実際、自分たちのお膝元の軍事基地問題、安保問題の世論をどう変えるかという活動をおざなりにして、沖縄問題に（だけ）取り組むのは、本末転倒であり、沖縄の運動への本当の支援・連帯にもならないと思います。

私は、だから、東京の軍事基地に反対するすべての人たちは、横田基地だけでなく、府中や麻布や練馬・朝霞、横須賀や座間や相模原や入間などの地元ないし近くの米軍基地、自衛隊基地の反対運動に取り組みこれを大きくする、まだそのような運動がなければ、その運動をつくる活動をはじめること、そうしてこそ東京周辺の軍事基地反対、安保反対の世論を大きくすることができるのだと思うようになっているのです。

- 3 私 は、昨年 11 月 27 日の多摩地区 4 法律事務所の横須賀基地巡りと同年 12 月 4 日の NPO 「人権・平和国際情報センター」の自衛隊朝霞駐屯地巡りの二つのツアーに参加して、

○横須賀軍港巡りツアーでは

「YOKOSUKA 軍港めぐり」という“アメリカ海軍や海上自衛隊の艦船が間近で見られる日本唯一のクルージングツアー”というトライアングル社の純粋に儲け仕事のツアーの船で一般乗船者向けの「もし皆さんがこの船の右側に落ちればすぐアメリカまで泳ぎつくことができます」といかにも自慢げな説明等々を聞き、この“クルージングツアー”の宣伝リーフの「米海軍基地の伝統レシピを用いたヨコスカネイビーバーガー&ヨコスカチェリーチーズケーキ」の 17 店舗の案内図を見たりして、横須賀が街ぐるみでアメリカ海軍基地こそ観光の目玉だと堂々と集客に乗り出しており、日本の自衛隊の軍事施設も防衛大あり自衛隊病院あり、蛇腹の制服姿の「若い海軍さん」連れが闊歩していたり、いかに、この都市が、旧海軍工廠・旧海軍鎮守府時代から連綿と続いている根っからの軍都であるかを強く思い知らされました。

そして、こういう横須賀の街で、昂然と頭を上げて、米軍と自衛隊の基地への反対運動を続けている呉東正彦弁護士たち「原子力空母の横須賀母港化問題を考える市民の会」や平和委員会その他その他の市民の方々には心から頭が下がる思いがしました。

○自衛隊朝霞駐屯地巡りツアーでは

練馬区大泉学園町の「陸上自衛隊広報センター」で「90式戦車や89式小銃をはじめ、地下指揮所を再現するなど陸上自衛隊の装備類をほぼ網羅し、服装や装備品の体験コーナーや射撃シミュレータなども置かれ疑似体験ができ、オープンシアターでは通常の訓練風景や国際連合平和維持活動および災害派遣の様子を放送」している、私たちの税金を惜しげもなく注ぎ込んだ、まことに贅沢な腹の底から癩にさわる広報施設を見ました。

また、案内役の宮前節子さん（東京非核政府の会事務局長、教科書を考える大泉さくらの会呼びかけ人）などから、昨年11月にこの朝霞駐屯地の訓練場で行われた自衛隊員約3800名、車両約240両、航空機約60機参加の「陸上自衛隊中央観閲式」には管総理・北沢防衛大臣たちも閲兵して、まるで北朝鮮のTVニュースのようだった、とっていました。

（ネットの動画で詳しく様子がわかりますから必見ものです）

周辺の市民の方たちは、この「陸上自衛隊中央観閲式」に対して昨年10月に「『朝霞駐屯地での観閲式』に反対する10.24集会」を開いて、管総理・北沢防衛相・山下朝霞駐屯地司令らに「自衛隊中央観閲式の取りやめ」を申し入れる運動、そのほか朝霞駐屯地が日常行っている「子ども向け自衛隊体験」などの行事に対する常に幅広い人びとが参加した反対運動などを展開されているそうです。

この二つの基地巡りの体験から、私は、他の軍事基地へ行ったときには、以前はもっぱらその基地の役割だけに集中しがちであったのと違い、これからは、必ず、

- ①その基地の役割
- ②その基地を抱えている街の自治体の動きや世論
- ③そこでの反対運動の苦勞

などを学ぶ必要があると教えられました。

4 米軍横田基地内「自衛隊横田基地の新設」と今後の横田基地撤去の運動について

昨年12月17日に民主党政府が「平成23年度～27年度「中期防衛力整備計画」で「米軍とのインターオペラビリティ（相互連携能力）を向上するため、横田基地を新設し、航空総隊司令部等に移転する」と閣議決定しました。

昨年12月の東京新聞や今年1月の赤旗・朝日新聞によると、福生市長は北関東防衛局長に「閣議決定の前に事前説明がなかった。“横田基地の新設”は基地強化につながり、容認できない」と抗議し、同市市議会横田基地対策特別委員会も今年1月に同様の抗議を行いました。

実は、私たちの「横田基地もいない市民交流集会実行委員会」や「横田基地問題を考える会」でも、昨年9月下旬に、北関東防衛局に「航空総隊司令部等の移転で横田に来る自衛隊員は800人なのか1200人なのか」「第5ゲートに『航空自衛隊横田基地』という看板を出してそこを自衛隊専用のゲートにするのか」など10数項目の質問を行い、同11月中旬になっても回答を寄越さないの、再度北関東防衛局へ行って抗議したところ、なんと同12月27日になって、同局の斉藤報道官が電話で「内閣の『中期防計画』決定が遅れ

ていたため年内にご質問への回答を約束していましたが、年明けになってしまい申し訳ありませんでした。」と謝罪してきました。

中期防計画で“横田基地の新設”とする予定であることを、自治体よりも市民団体の方に早く知らせるわけにはいかないと、姑息な回答の引き延ばしをやっていたわけです。

防衛問題での粘り強い情報公開請求の重要性が再認識されます。

防衛省側は、百里基地や小松基地のように、もともと、航空自衛隊の飛行場は「基地」と呼んでいるので、府中基地から航空総隊司令部などの横田移転で、航空自衛隊の「横田基地の新設」となるのは当然と思っていたのですが、「横田基地の新設」と呼ぶほどの大きな規模の航空総隊司令部移転であることの事前説明をしなかった不手際で、このような福生市での抗議の動きを出してしまったわけです。

私は、「横田基地もいらない市民交流運動」も、今後は、単に、市民交流集会の継続的な開催だけでなく、横田の自分たちの方から、麻布や練馬・朝霞、横須賀や座間や相模原や入間などに出かけて行って、①その基地の役割②その基地を抱えている街の自治体の動きや世論③そこでの反対運動の苦労などを学びあう共同の運動を作り出し、やがて、“16号線共闘”や“基地反対関東連絡会”のような組織が生まれるようにしていかなければならないのではないかと考えています。

東京支部のみなさんも、それぞれの課題で‘基地問題どころじゃない’かも知れませんが、どうか、これらの私たちの動きを参考にして、東京及び周辺地域の軍事基地反対の世論を大きくする運動に参加し取り組んで頂くことをお願いします。

※グラフは防衛省ホームページより

九条の会東京連絡会の活動

旬報法律事務所 島田 修一

2008年10月に発足した九条の会東京連絡会は、1年目は地域を超えた活動の交流および学習シリーズを展開したが、2年目の2010年は以下の活動を行った。

関東ブロック交流会

4月4日、1都6県に山梨県も加えた関東ブロック交流会が正則高校（港区）で開かれ450名が参加した。分散会（11）で確認されたものは、世話人会・事務局会議等を定期的に行っている、ニュース発行・宣伝・署名の日常活動を積み重ねている、憲法学習会も積み重ねている、近隣の会との交流を広げている等、地道な活動こそ9条運動の継続を保障するものであること（第2回交流会が今年予定されたが、11月19日全国交流会が企画されたので見送り）。

東京9条まつり

11月13日、大田区産業プラザP I Oで開いた「東京・9条まつり」に3千人が詰め掛けた。9条を正面に据えた講演・対談・映画・音楽・演芸・展示等の多彩な催しが館内30に及ぶ会場で繰り広げられ、どこの会場も参加者で溢れかえった。日清戦争以降のこの国の戦争の歴史を問う、混迷を深める東アジアの平和を考える、安保と平和的生存権の対立を検証、軍事基地撤去の展望を探る、経済・財政・国民生活を破壊する「百年に一度の危機」の原因を探る、国民学校の模擬授業や戦争体験を民話で語る等々。さまざまな角度から9条を見つめなおし、戦争の悲惨さと基地被害の実態を直視し、憲法が保障する豊かな人権を生かすことこそ平和の礎であることを参加者は嘖み締めた。

地域・職場・学園の垣根を超えて会が集まり長い時間を共有したことは東京では初めての経験だったが、「まつり」は9条運動を飛躍させる一里塚となった、「まつり」を通して多くの人々が知り合い、人的つながりを強めることができたことは東京の9条運動の大きな宝となった、以上を確認することができた。

学習活動

1年目に続き、昨年も9条をまもるためには何をしなければならないかの立場から次の学習会を行った。

「坂の上の雲とメディア」 仲築間卓蔵氏

「改憲手続法を控え、どう向き合うか」 山口真美氏

「世界の平和の流れと憲法9条—NPT再検討会議と普天間基地」 川田忠明氏

「日米安保と憲法9条」 小沢隆一氏

今年の予定

今年の活動目標は、「9条まつり」で大きく前進した東京の9条運動をさらに発展させるべく、地域・職場・学園の垣根を超え、世代を超え、会と会の交流を広く、大きく、蜜にすることを通して9条改憲反対の強い基盤を首都東京において作り上げていくとの目標を引き続き追求する。また“人間らしく生きたい”“安心して働きたい”が切実な要求となっている時はない今日、“9条まもれ”“貧困なくせ”の声を合流し、憲法が生きいきとする社会の実現へ向けたうねりを首都東京において作り上げていく、も引き続き追求する。そのため、現時点で検討している活動は以下のとおり。

- ① 各地の会が参加する懇談会を毎月開く。
- ② 秋に大講演会を開く。
- ③ 「東京9条まつり」第2弾を来年開く。その準備を1年前から行う。

なお、東京連絡会を応援する「法律家の会」は今年、下記の意見交換会を企画しましたので、多数のご参加をお願いします。

日 時 3月24日午後3～5時

場 所 弁護士会館（予定）

テーマ 「新防衛大綱と東アジア」（半田滋東京新聞編集員の講演を中心に）

核の傘

代々木総合法律事務所 大崎 潤一

特別報告が出るころは暖かくなっているだろうが、私はこの冬、自宅のエアコンを使わずに過ごした。前の居住者が残したエアコンが3台あるが、電源を入れないエコな生活であった。そればかりか火事が心配だとして、こたつも使えなくなるかもしれない状況である。

こんな冬、私はわかったつもりで核の傘のことを全くわかっていなかったことに気付いた。

「同盟が消える日」という本で「核の拡大抑止」に次のような注があった（93ページ）。
「東京が核攻撃された場合、米国は、自国に核が飛んでくる危険を覚悟で東京を撃った国に報復するか。」

「同盟が消える日」では、この核の拡大抑止（核の傘）に疑問が現れ始めているという。また核の傘に関しキッシンジャーは次の説明を行っているという。

「・全面戦争という破局に直面したとき、ヨーロッパといえども、全面戦争に値すると（米国の中で）誰が確信しうるか、米国大統領は西ヨーロッパと米国の都市50とを引き換えにするだろうか。

・西半球以外の地域は争う価値がないように見えてくる危険がある。

キッシンジャーは西欧に対してですら、その防衛で米国本土が叩かれるなら、米国は核の傘は与えないのではないかと、まして西半球以外の土地、つまり日本を守る価値はないと判断するのではないかと見ている。」（孫崎享「日米同盟の正体」213～4ページ。なおキッシンジャー「核兵器と外交政策」参照）

この指摘をどのように考えるべきだろうか。

「日本はアメリカの核の傘の下にいる。もし東京が核攻撃されるならアメリカはニューヨーク、ワシントンが核攻撃されても日本を守ってくれる。それが同盟国だ」

核の傘とはそういうことだとして、それが日本やアメリカの市民の常識なのだろうか。また日本の外交・防衛当局はアメリカから核の傘として上記の確約を得ているのだろうか。

核抑止、核の傘と同盟の合理的な結論は日本の国土と「米国の都市50とを引き換えにする」ことだが、アメリカがそれを受け入れないなら、そこに核抑止、核の傘、そして日米同盟の矛盾が示されているのだろう。寒い自宅でそんなことを考えた。

◇労働・貧困

日本航空の不当解雇を撤回させる 取り組みは国民的な課題

東京南部法律事務所 佐藤 誠一

JALは昨年1月に更生手続きを申し立てた。その手続きのさなかの昨年12月9日、運航乗務員94名、客室乗務員108名に対し整理解雇を予告した。予告期限までに希望退職に応じた者を除く運航乗務員81名、客室乗務員84名が解雇となった。そのうち運航乗務員74名、客室乗務員72名、合計146名が、本年1月19日、この不当な解雇を撤回させるべく東京地裁に提訴した。航空業界としては、94年のスカンジナビア航空での25名の解雇争議以来となる大型争議である。しかしJALの争議は規模の点でも影響力の大きさでも、スカンジナビア航空事件を上回る大型争議となった。

私ども弁護団は、この争議が国鉄闘争に次ぐ国民的課題となるのではないかと考えている。その理由は…

第1に、全く解雇の必要性が認められない事案であること。そもそもJALがいう人減らし（解雇）の必要性とは、「（路線の廃止・減便などによる）事業規模の縮小とその規模に見合った人員体制の構築は、約5200億円もの債務免除をして頂いた債権者や、100%減資となった株主をはじめとする多くの方々に対する、ひいては利用者及び国民に対する責務」だからという。つまり更生会社という立場上、債権者・株主・利用者・国民のてまえ、人減らししないと立場がない、という趣旨である。とんでもない主張である。

反面でこの間の強引ともいえる希望退職の推進で、既にJALが設定した役1500名という人員削減目標（目標の設定そのものに客観的合理性がないが）は達成されていること。かつこの人減らしの効果もあいまって、今年度の営業利益は計画を超過達成するなど、業績が好調であること。

これでどこが解雇だというのか！人員削減の必要性はいささかも認められないことは誰の目にも明らかである。このような事案で整理解雇が認められたら、もはや「整理解雇の4要件」はないがしろになってしまう。

JALの労働者のみならず、全ての労働者の雇用にかかわる争議ではなからうか。

第2に、被解雇者は、まず一定の時点、一定の日数の休職者・病欠者がチョイスされ、ついで年齢の高い者からチョイスされていること。病気やけがで休んだら解雇？それなら体調が悪くても安心して休むことができないではないか。年齢の高い者から解雇するとは、

経験・知識を蓄積した者から解雇するということである。いざというときどうするのか。
経験・知識の継承はどうするのか。

JALという公共交通機関の再建のあり方として、「利益優先」か「安全優先」かが問われる争議となっていると思う。

第3に、経営破綻の根本的な原因が、米国の圧力の下での歪められた航空行政にあること。1990年の日米構造協議での対米約束によって、過大な需要予測に基づき次々と空港の建設や拡張が進められ、その財源には世界に例のない高い着陸料や航空機燃油税などがあてられ（運賃を押し上げる要因ともなっている！）、これが経営を圧迫した。さらに日米の貿易不均衡を理由に米国から、大型機を大量に購入させられた。今これをもっと小型の機材にしようというのである。

加えて「規制緩和」によって格安航空会社が参入し、幹線（ドル箱）で利益をあげることで赤字の地方路線を維持することができなくなったこと。その結果、無用な空港が開港する反面で、地域住民の足となる路便が廃止・減便となっている。

本件は、市場原理主義の航空政策を転換させ、日本航空を国民の足として再生するという国民の願いと不可分のものではないだろうか。

弁護団は断固としてこの争議に早期に勝利すべく全力を尽くす決意である。

なお、昨年1月27日、わが菊池団長はじめ14名の方々の呼びかけで「日本航空の不当解雇撤回をめざす国民支援共闘会議」が発足した。「呼びかけ」の内容は、正に上記の本争議の意義を訴えるものであった。発足の当日、会場からあふれる220名もの参加者が大いに被解雇者を励ました。ここに集った皆さんの思いは一つである。不当な解雇の撤回と日本航空を国民の足として再生することである。

国民的な運動でJALを包囲するため、よりいっそうの皆さんの支援共闘会議へのご参加をお願いします。

JAL客室乗務員監視ファイル事件 全面勝訴のご報告

東京南部法律事務所 長尾 詩子

第1 全面勝訴！

2010年11月28日、JAL客室乗務員監視ファイル事件について、東京地方裁判所民事第19部（青野洋士裁判長）は、全面勝訴の判決（確定）を出しました。

事案の概要や訴訟進行については、既に団通信（〇〇号）にも記載させていただきました。既にそちらを読んでいただいている方に同じ文章を読んでいただくことは申

し訳ないので省略し、判決の意義と訴訟についての個人的感想を書きます。

第2 判決の意義

監視ファイルの記載内容を問わず、監視ファイルの「作成」自体をプライバシー侵害と明確に判断し、全ての客室乗務員がプライバシー侵害を受けたと認定しました。

また、氏名など秘匿性の低い情報であっても、自己が欲しない第三者にみだりに収集、保管または使用されない権利を認めた点で、プライバシー権に関する裁判例の集大成たる歴史的意義を有する判決でした。

監視ファイルにはワイドショーでも取り上げられるような酷い記載がありました。が、そういった記載のない原告も相当数いました。監視ファイルの性格上、脱退勧奨してのJALFIO組合に移る可能性の低いCCU（当時の客室乗務員組合）の活動家ほど、記載はありませんでした。しかし、判決では、こういった原告に対しても、プライバシー侵害を認めました。

さらに、JALの請求認諾（各原告22万円）を踏まえてもまだ損害は填補されていないとして、請求拡張した損害（各原告1万円）全額を損害として認めました。プライバシー侵害されたことによる精神的損害が22万円ではなく23万円だという判示は、理屈はともかく裁判官がこの事件で原告を勝たせたいと思ったことの結果だと思えます。

なお、今回の判決は、JALとJALFIO組合との組織的癒着までは認定しませんでした。複数の管理職が少なくとも一時期定期的にJALFIO組合役員に定期的に情報提供したこと、契約制客室乗務員制度の導入にあたり契約制客室乗務員が所属する部署が契約制客室乗務員の情報をJALFIO組合にだけ提供していたこと等JALとJALFIO組合との組織的癒着を示す事実が複数明らかになったにもかかわらず、すべて個人レベルのことであり組織的癒着とまではいえないと判断されたことは、原告団も弁護団も唯一残念だった点です。

第3 訴訟進行において印象的だった場面

1 JALの認諾

第1回弁論期日、東京地裁第103号法廷で、JALの代理人弁護士が、事実は否認すると書いた答弁書を陳述した後、突然に「請求の趣旨は認諾します」と言いました。

弁護士としては訴状一本で4500万円を超える金銭を受領することになり、ちょっとした達成感のあった一瞬でした。

しかし、「お金ではなく真実の解明」を求めて提訴した原告団にとっては、許せないことでした。後にある原告が、請求認諾を聞いた時のことを「札束で頬をひっぱたかれた気がした」と表現していました。

その後、原告団との度重なる打ち合わせをして、個人原告が1万円請求の拡張を行い、個人原告がJALFIOとJAL役員を相手にするという形で訴訟継続を図ったのですが、あのJALの代理人弁護士が得意そうに請求認諾を言い放った時とそれを聞いた原告団のなんともいえない表情は忘れられない一コマです。

2 原告主尋問

提訴当時担当だった中西裁判長の思考は、「宴のあと」事件判決からなかなか脱却できないままでした。弁論準備において、原告代理人にむかって、「私がここであなたの名前を手控えのメモに書いただけでプライバシー侵害なんですか。」と発言し、明らかに請求棄却の心証を吐露していました。その心証は訴訟指揮にも現れていて、法廷で見えても、「そこまでやるんですか」と言いたくなるほどに原告の主張を聞かない態度に終始していました。

そんな中、突然に、裁判長が交替になり、最初の法廷が個別原告の尋問でした。

原告団からは、裁判官がこの監視ファイルによってどれだけ原告が傷ついたかを感じる事が大事だと言われ、「証拠調べで裁判官を泣かせてください。」との注文を受けました。

15分程度の主尋問でどうやって裁判官を泣かせることができるのだろうと思いましたが、とにかく必死にやりました（笑）。

私なりに、担当原告の思いを共有し、支え、打ち合わせをしました。

結果、彼女自身の強さ、素晴らしさによるのですが、大法廷にいるすべての人が彼女の一言一言に集中していることを尋問している私でさえ感じることができました。

閉廷後裁判所の職員でさえ彼女に「頑張ってください。」と声をかけたというのでから、弁護士として本当にいい経験をしました（でも、当分はあんな尋問はしたくないです）。

3 被告反対尋問

監視ファイル作成に関与したJALFIO役員の反対尋問も印象的でした。

ある意味凄いことだと思いますが、どの被告も、証言態度から監視ファイルを作成したことについて反省している様子が全く窺えないのです。

具体的にその被告が記載した酷い記載を指摘されても、その記載された原告本人が目の前にいても、全く「悪かった」という表情なく、「私は知らない」といった態度をとるのです。

そんな中、ある被告の尋問の冒頭で、相代理人弁護士がその被告の証言の重要部分が答弁書の認否と矛盾していることを指摘しました。その瞬間、その被告は、なにかが外れて、その後、ぺらぺらと証言したのです。まさに、彼がどこまで何を言うのかが目が離せない尋問でした。法廷をコントロールしていると感じる尋問でした。

その後、JALFIO組合の代理人も「あいつ、あんなに得意がって尋問しやがって。」と「負け惜しみ」を言っていたということなので、私が鼻屑目に見ているということはないと思います。

4 判決

193名も原告がいたので、大法廷の代理人席の後ろには沢山の原告が座っていました。直前に、「裁判官がなんて言ったら勝ちなんですか」と聞かれ、「最初が『被告は』なら勝ちですが、『原告の』だったら負けです。」などと説明したせいか、裁判官が出てきた瞬間、「ひ、ひ、ひ」と思っていました。

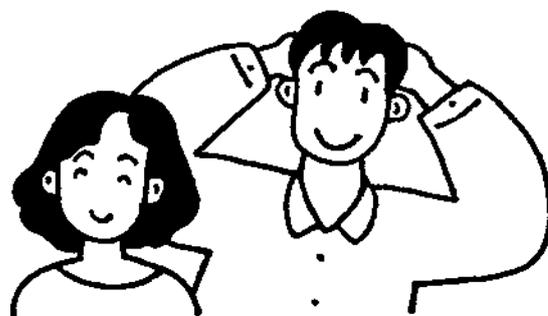
判決当時は、度重なる退職強要が続き整理解雇が出るかもしれないという状況でした。厳しい状況で日々闘っている原告にとっては、勝訴以上の「勝訴」でした。ほっとしたというのが一番の気持ちでした。

厳しい闘いをする労働者のうれしそうな顔というのは本当にいい顔だと思いました。最も忘れられない場面です。

第4 最後に

提訴から3年、まさに山あり谷ありの訴訟進行を経て、このような判決を受けました。通常なら数ヶ月はこの判決効果で上機嫌で過ごせると思うのですが、翌月にはJALでは165名に対する整理解雇が行われ、正直、判決を喜ぶ時間も十分にはなかったといった状況です。

ご存じのとおり、整理解雇については、1月19日に運航乗務員と客室乗務員146名が提訴しました。東京支部のみなさんの大きなご支援をよろしくお願いします。



労働者派遣法の抜本改正を求める 取り組み等について

旬報法律事務所 今村 幸次郎

1 政府案の国会提出とその後の滞留

政府は、2010年4月6日、労働者派遣法改正案を通常国会（第174回）に提出した。しかしながら、ほとんど、まともな審議がなされないまま、同国会は同年6月16日に終了し、同法案は継続審議扱いとなった。その後の臨時国会でも、棚上げ状態が続き、現在行われている通常国会（第177回）においても、政府の改正法案について実質的な審議が行われるかどうか不確実な情勢にある。

2 政府案の問題点

政府改正案は、法の目的に「派遣労働者の保護」を明記したうえで、①製造業派遣の原則禁止、②登録型派遣の原則禁止、③均衡待遇、④違法派遣の場合の派遣先からの労働契約申込みみなし制度の創設等を打ち出している。しかしながら、①及び②については、いずれも、いわゆる常用型が禁止の例外とされている。その結果、現在行われている「派遣」の6～7割が「例外」に該当するという大きな「抜け穴」法案となってしまっている。そして、「常用型」といわれる形態には、1～2か月程度の短期雇用（1年以上継続の「見込み」があれば「常用型」とされる）も含まれている。それ自体、「派遣元との雇用」が安定しているなどとは決していえない。要するに、今回の法規制で、派遣労働者の「雇用の安定」が前進するとは到底いえないのである。また、③についても、派遣先の正社員とのバランス（均衡）に「配慮」する「努力義務」にすぎない。同じ仕事に従事する派遣先の正社員との間の待遇格差を是正する実効性は乏しい。

派遣期間制限違反や偽装請負等の違法派遣の場合に、派遣先が派遣労働者に対し労働契約の申し込みをしたものとみなす制度の創設（④）については、派遣先との直接雇用を法的に実現させるものとして、一歩前進との評価もありうるところである。しかしながら、このようにして実現する派遣先との直接雇用は、従前の派遣元との労働契約と同じ内容のものとされている。「細切れ」「低賃金」状態は温存される。むしろ、直接雇用となった場合、派遣先は、最初の契約期間だけはしかたなく雇用するが、その期間のみで直ちに雇い止めするという対応をとることが懸念される。みなし雇用後の労働契約を「期間の定めのない」ものとする法規制を講じない限り、「派遣であれば反復更新していたはず」のものが、かえって、直接雇用となったがために短期間で切り捨てられるという皮肉な結果になりかねない。

3 団の取組と抜本改正の方向性

自由法曹団は、政府案の上記のような問題点を鋭く批判してきた。

この間、院内集会や街頭宣伝を繰り返し、労働者派遣法の抜本改正を求めてたたかってきた。東京支部においても、旺盛に、街頭宣伝・労働相談等の活動が展開された。

派遣労働者をはじめとする非正規雇用労働者は、不安定かつ劣悪な労働条件での就労を余儀なくされている。その地位の安定（直接・無期限化）と待遇の改善は、「格差社会」解消のための喫緊の課題である。リーマンショック後、いまだに続いている大量の「派遣切り・非正規切り」は、派遣労働者をはじめとする非正規雇用労働者が、いかに不安定な立場におかれているか、その生存すら容易に脅かされる状態にあることを白日のもとにさらした。これ以上、この問題を放置することは許されない。

労働者派遣法については、①大量の正社員代替を招き、労働災害の温床ともなっている製造業派遣を全面禁止、②派遣先での仕事があるときだけ派遣元との労働契約を結ぶという不安定な登録型派遣を全面禁止（わが国で「登録型派遣」と呼ばれているものは、実質的には職業紹介にほかならない。現在、派遣業者が行っている職業紹介的な機能は、「紹介⇒就業先での直接雇用」という仕組みに改めるべきである。）、③あいまいな均衡待遇ではなく、派遣先の正社員との均等待遇に、④みなし申込みにかかる労働契約は無期限に、等をはじめとする抜本的な改正を早急に行う必要がある。

4 派遣法抜本改正と裁判闘争勝利に向けて！！

これ以上、手をこまねいてはならない。今国会では、早急に実質的な審議を開始して、労働者派遣法を真の「派遣労働者保護法」とするべく上記内容を含む抜本改正を実現させなければならない。そのために、私たちは、世論を喚起する大きな運動を作る必要がある。同時に、今、全国で展開されている非正規切り裁判闘争に勝利し、非正規雇用労働者の権利と生活の擁護を勝ち取りたい。

団本部では、2・14大量解雇阻止全国会議をはじめとして、今国会開催中に、院内集会・街頭宣伝等を波状的に行うことを企画している。今後呼びかけをさせていただくが、東京支部からのたくさんのご参加をお願いしたい。

社会保険庁職員不当解雇撤回闘争の現在

東京法律事務所 中川 勝之

はじめに

2010年の特別報告集で報告したとおり、2010年1月1日、日本年金機構が設立され、社会保険庁廃止に伴い、2009年12月31日付けで525名の社保庁職員が分限免職処分を受け、100名以上の元社保庁職員が失業状態となった。これに対し、2010年1月18日、全厚生労働組合に結集する元社保庁職員が人事院に審査請求し、全厚生闘争団は総勢39名となっている。以下、社会保険庁職員不当解雇撤回闘争の現在について報告する。

1 経過及び予定

- 2010年 1月18日 31名が審査請求（後の審査請求含め全厚生闘争団は39名）
- 2010年 3月13日 社保庁不当解雇撤回全厚生闘争団が結成
- 2010年 3月24日 国公労連社保庁不当解雇撤回闘争本部が確立
- 2010年 5月24日 全厚生闘争団を支える会が結成
- 2010年 7月23日 全厚生組合員15名が分限免職処分取消訴訟を京都地裁に提訴
- 2010年10月22日 全労連・東京地評の争議支援総行動，厚労省前に600名結集
- 2011年 1月18日 審査請求から1年，人事院前集会（毎月18日宣伝を予定）
- 2011年 2月 2日 釧路社会保険事務所等併合事案，口頭審理開始（4日まで）
- 2011年 2月22日 埼玉社会保険事務局事案，口頭審理開始（24日まで）
- 2011年 5月 9日 社会保険業務センター事案，口頭審理開始（11日まで）
- 2011年 5月31日 東京社会保険事務局等事案，口頭審理開始（6月2日まで）

2 争点

(1) 総論と各論

社会保険庁解体の枠組みの違法性という総論と当事者が日本年金機構に採用されず、または厚生労働省等に転任されないで分限免職処分を受けたことの違法性という各論に分けて主張立証が続いている。

前者は、2008年7月29日に閣議決定されたいわゆる「基本計画」により、被懲戒処分者の一律不採用を含む選別方式という採用方針が採られたことの違法性であるが、全国に共通する。この違法性については2010年の特別報告集を参照されたい。

(2) 分限免職処分

これに対し、後者は、懲戒処分歴があるため日本年金機構に応募すらできなかった

職員、懲戒処分歴はなく日本年金機構に応募したが採用されなかった職員、懲戒処分歴はないが日本年金機構に応募しないで厚生労働省等への転任を希望した職員等、事情は様々である。

全国弁護士会議の討議を経て、何故日本年金機構に採用されなかったのか、厚生労働省等へ転任されなかったのか、その選別の恣意性が明らかになってきた。特に後者は国自身の選別行為であり、転任しないことは分限免職処分に直結するもので、当事者の事情から分限回避努力義務の不履行及び公正かつ合理的な選別の不存在が明らかになった。

- ア まず、分限回避努力義務の不履行についていえば、前提となる「過員」は、一律不採用の被懲戒処分者、日本年金機構不採用者を含む厚生労働省等への転任希望人数と厚生労働省等への転任可能人数が明らかになって前者が後者を超えれば生じ得る。しかし、後者の人数の根拠は明らかでなく、国が恣意的に「過員」を生じさせたといわざるを得ない。そもそも厚生労働省等への転任選別は、転任を第一希望とする職員を対象として日本年金機構の採用決定以前に行っており、「過員」確定前の選別で不合理であり、日本年金機構を第一希望とする職員との間で不公平である。

そして、分限回避努力義務の主体は、国家公務員法75条は任免権者と国家公務員との関係ではなく国と国家公務員との関係における身分保障を規定していること、また、同法78条4号の規定から任免権を有する組織自体の廃止では主体を論じる意義がなくなってしまうことからすれば、国と解すべきである。しかし、行政改革推進法に基づき、内閣官房に設置された国家公務員雇用調整本部の枠組みから、「趣旨において全く異なる」という不合理な理由で社会保険庁職員は排除されたのである。

- イ 次に、厚生労働省等への転任の公正かつ合理的な選別の不存在についていえば、転任しないことは分限免職処分に直結するものであり、転任の基準は分限免職処分の基準と実質的に同視すべきところ、前提となる公正かつ合理的な選別基準が存在しない。公正かつ合理的な選別基準が存在しない以上、具体的な選別も公正かつ合理的とはいえない。人事院から処分者への求釈明に対し、処分者は抽象的な基準の存在や「総合的に判断」を主張するだけで具体的な選別基準を明らかにしない。なお、日本年金機構不採用の理由の求釈明についても、処分者は「採用の基準に合致しなかった」と形式的な釈明に終始している。

3 社会保険庁廃止の真相を明らかにして公的年金制度実現を目指す

古くは国鉄、最近ではJAL等、問題の真相を覆い隠し、責任を労働者に転嫁する攻撃は国や財界の常であり、社保庁も全く同じ構造である。社保庁廃止は今後国が狙う「地域主権改革」等による国家公務員の大リストラの先駆けとして、また、財界が狙う公的年金制度の破壊の突破口としてなされたものである。本件闘争の勝利はそれに対する大きな反撃となることは間違いないし、他の公務と同様、知識と経験ある職員が継続的に

業務に従事して安定的に公的年金制度が運営されることを明らかにするものである。

J R採用差別事件、雇用の実現 がなければ真の解決ではない

渋谷共同法律事務所 萩尾 健太

1 政府による解決案と最高裁での和解

昨年6月28日、1987年の国鉄分割民営化から24年目にして、JR採用差別事件＝国鉄闘争の4つの原告団（鉄建公団訴訟原告団、鉄道運輸機構訴訟原告団、全動労原告団、採用差別国労訴訟原告団）の殆ど（遺族を含めた910世帯中904世帯）と、国鉄清算事業団を承継した鉄道運輸機構が、最高裁判所で和解し、最高裁に継続していた鉄建公団訴訟原告団以外の原告団は裁判を取り下げ、和解に応じた者については訴訟は終了した。戦後最大の労働争議が一つの到達点を迎えた。

和解の内容は、民主党、公明党、社民党、国民新党の4党の要請のもと、本年4月9日、政府が提示した解決案に沿ったものである。

すなわち、国労、全動労組合員（遺族を含む）原告らの要求のうち、年金・解決金については、一人平均2200万円を鉄道運輸機構（国鉄の後継）が支払う。雇用対策として政府がJR各社に約200人の雇用を要請し、関連企業や自治体等への雇用は政府として努力するとされた。

2 雇用についての現状と解決の必要性

(1) 雇用要請の現状

しかし、最高裁和解から半年以上断った現在でも、和解の条件であり、当時の前原国土交通大臣、菅財務大臣なども署名した政府の約束である、政府による雇用の要請すら実現していない。最高裁和解後の参議院選挙、民主党代表選、菅内閣のもとでの「国民生活第一」から「アメリカ・財界第一」への変質、そして馬淵国土交通大臣への問責決議と与野党の対立のもとで、政治の動きは止まってしまっているのが現状である。

この雇用の実現がなければ国鉄闘争は終結しない。最高裁和解で「JR採用差別事件が解決した」というのは全くの誤解である。

(2) 雇用実現なくして解決はない

被解雇者らの要求は鉄道の職場に戻ることである。国労闘争団員の平均年齢は56歳であり現在も40代の者が少なくない。

1人平均2200万円との金額は23年にならせば100万円に満たない。解雇され

た当時は、多くの被解雇者が子育ての最中だった。それから24年たち、今は親の介護が問題となってきている。その間、闘争団にアルバイトなどの収入を入れて、そこから必要に応じて10数万円程度の分配を受ける苦しい生活をしてきた。現在の困窮した状況で、上記金額を得ても、原告らは再び路頭に迷ってしまう。

しかも、JR採用差別事件は、当時の中曽根首相が「国鉄改革は、国労を潰し、総評を崩壊させて、社会党を崩壊させるために行った」とテレビでも豪語している国家的陰謀である。政府は、この国鉄改革法式にならって郵政民営化・社会保険庁解体を推し進め、さらに「公務員の業務をゼロベースで見直す」とする「道州制」を実現しさらなる首切りと公共サービス切り捨てを行おうとしている。JR復帰で一矢報いずに闘争を終了するわけにはいかないのである。

3 政府・JRにとっての雇用の必要性・必然性

政府は昨年12月、鉄道運輸機構の剰余金1兆4500億円について、1兆円を越す額を取り崩し、11年度一般会計予算に「埋蔵金」として繰り入れる方針を固めた。基礎年金の国庫負担割合を50%に維持するために必要となる財源（約2兆5000億円）の一部に充てる見通しである。

この剰余金は、原告らの犠牲のもとに、国鉄分割民営化で国鉄用地やJRの株式を売却したりして得られたものである。その剰余金を国庫に組み入れながら、その犠牲者となった原告らを放置しておく、ということが許されて良いはずがない。

また、JRでは、ホーム要員が配置されていないもとの、駅からの転落事故が多発している。東京視覚障害者協会の調査によると、視覚障害者の2人に1人は駅のホームからの転落を経験している。全盲の場合は、3人に2人が落ちている。仕事などで毎日駅を利用する視覚障害者の場合、9割もの人が転落を経験している。JR東日本は、2017年をめどに山手線全駅に可動式ホーム柵を設置するとしているが、早急な対応がなされるべきであり、ホーム要員を抜本的に増員することが人命救助のためにも必要である。安全に配慮された正社員のホーム要員であるべきことはいままでもない。それには、安全を大切にして国鉄分割民営化に反対してきた原告らが適任である。

JR東海は、現在、アメリカの高速鉄道計画に対する新幹線の売り込みを国土交通省の支援を得て行っている。また、数兆円規模のリニアモーターカー計画も推進している。これらが実現すれば、JR東日本は、これまでにない大規模な事業を展開することとなる。政府の応援を得てこのような事業展開をなす以上、政府の要請を受け入れるべきである。

原告らの多数が希望するJR北海道、九州、貨物には、政府の優遇措置がとられている。すなわち、経営安定基金の運用益の確保、固定資産税の減免措置や各種助成制度の活用等の経営支援が行われている。このような政府の優遇措置を基礎に、JR北海道、九州とも業績は安定しているのだから、政府の雇用確保の要望に応えるべきである。

4 国鉄闘争が提起した問題

(1) 自由法曹団内にも残る偏見と労働弁護士のあり方

J R採用差別事件の闘い＝国鉄闘争が困難であったのは、80年代に振りまかれた、国鉄労働者が労働運動ばかりで働かないから国鉄が破綻した、という「ヤミカラキャンペーン」による偏見が沈殿していたことが一つの原因である。それは、自由法曹団内といえども例外ではないと感じられた。

加えて、2000年に4政党より国労に示された4党合意を拒否して闘い続けた鉄建公団訴訟原告団に対して、和解を拒否するのは無鉄砲・我がままである、という極めて弁護士の反応も見られた。それには、国労本部には向かうのだから、中核派など過激派に違いない、という党派的偏見と結びついているものもあった（実際は、旧社会党左派を中心とする原告らなのだが）。

私が鉄建公団訴訟に取り組んで思ったのは、少なくない労働弁護士が、争議を不正常的な状態、争議のない状態を正常な状態とし、争議の火消し役を務めているということである。しかし、理不尽に屈せず、闘ってこそ人間であり、労働組合法も争議を背景に労働者が権利を獲得していくことを想定し、社会科学的には、資本主義社会では階級闘争は必然である。

これまで、多くの争議が闘われ、多くが解決してきたが、労働運動はずるずると後退を余儀なくされてきた。上記のような労働弁護士のあり方が現状をもたらした要因の一つであると感じられてならない。

(2) 国鉄闘争と「司法改革」

国鉄闘争が突きつけた問題の一つは、どう見ても実質的に同一であるはずの国鉄の責任を、国鉄とは別だからJ Rは承継しない、という、社会常識に反する判決を言い渡した裁判所のあり方である。このような、資本と行政の利益を擁護するために法もねじ曲げる裁判所を変革することが、司法改革の目的であったはずである。

しかし、実際は、「司法改革」は、むしろ、司法研修所の分割民営化である法曹養成制度改革に象徴される新自由主義的改革が中心となった。

これらの問題は、国鉄闘争の現在の到達点に立って改めて検討されなければならない。

5 雇用実現の取り組みへのお願い

ともかく、雇用実現がなければ、本件は解決しない。団員の皆さんには、引き続き雇用の実現に向けた取り組みへのご協力をお願いいたします。

賃金・昇進差別事件のいま ～京王新労の取り組み

三多摩法律事務所 吉田 健一

1 京王争議後も続く組合攻撃

2000年、京王電鉄は、バス部門を分社化し、それに伴って労働条件を大幅に切り下げるリストラ案を提案。電鉄労組は、たたかわずして了解したが、これに反対する労働者が、2001年、電鉄労組を脱退して新労を結成した。会社は、新労結成当時から、一時金の不支給、自宅待機、出向など新労に対してすさまじい攻撃を続けた。しかし、新労は、全労連の全日本建設交運一般労組(建交労)に加入し、地域の支援を受け、分社化に反対し争議を支援する全都的なたたかいで反撃した。そして、2004年、全員の職場復帰を含む勝利解決を実現した。

ところが、会社は、新労組合員が職場に復帰してからも、組合員を小金井営業所の職場に封じ込め、職場で電鉄労組員と一切接触させないなど隔離を徹底し、組合員に対する不当処分を次々とおこなった。いわゆる脱帽などクールビズ争議に対する組合役員の処分など不当処分に対する訴訟だけでも別途数件が係属中である。そして、賃金・昇格においても、電鉄労組組合員とあからさまに差別する攻撃を続けた。

2 都労委への提訴

09年10月6日、京王新労及び建交労東京地本は、組合員26名に対する会社の賃金・昇格差別の是正を求めて、東京都労働委員会に不当労働行為救済を申し立てた。相手にした会社は、元々所属している京王電鉄、出向先の京王電鉄バス、京王バス小金井である。

求めている救済命令は、①組合員26名に対する賃金差別について差別賃金の支払い、②職能等級、昇給額号数の是正、賃金の是正、③組合員に対する賃金差別の禁止、④ポストノータスー誓約書の交付、掲示である。

3 新労に対する賃金・昇格差別とその不合理

会社は、本来の年功賃金制度に査定を導入した賃金制度を自宅待機中の新労組合員にも適用し、査定が低いとして組合員に対する差別を開始した。しかし、本来、路線定期バスについて、運転手の仕事は、お客様を安全に運搬するバスの運行であり、それ以上に、格差をつける合理的な理由はほとんど存在しない。ところが、会社は、バス運転手の車内アナウンスの度合いが多ければ多いほど、また時間外労働が多ければ多いほど、高い査定をつける。それは、安全運転のために神経を集中することの障害

にもなるのであり、安全最優先の会社の立場とも矛盾する。もちろん、労働組合として安全運転を実現する労働環境を求める新労の立場にも反する評価である。

会社は、安全運転を重視し労働条件の向上を求める新労組合員に対して恣意的な査定を行い、露骨な差別を拡大させている。その差別は、新労組合員に対して、昇格昇進させず、あるいは極端に遅らせ、その結果、賃金についても、年間数十万円もの差別を生じさせているのである。

4 差別是正のたたかいと労働委員会での課題

労働委員会への救済申立は、2002年から拡大・蓄積されてきた大幅な賃金差別で、仕事上、生活上の困難を余儀なくされている組合員の救済にあることは第1であるが、何よりも、労働組合に対する組織的な差別攻撃に対する反撃である。利益優先で労働者に犠牲を求める会社に異議をとらね生活・権利を守るためにたたかう労働組合、バス乗務員の労働条件について維持向上を求める組合活動に対する攻撃を許さず、労働者の団結権を守り抜くことである。あわせて、バスの安全運行を軽視する乗務員への評価を是正させ、運行の安全と良好な職場環境を実現することである。

労働委員会では、総論的な主張を出し尽くし、立証に入る段階である。これまでの調査を通じて、会社はバス乗務員全員について格付けの実態を不十分ながら明らかにし、組合の調査とあわせて、外形的な差別の事実は明らかにされている。さらに差別の実態や不合理性、組合攻撃の不当労働行為性を立証により明らかにしていく予定である。組合としては、定年後の雇用延長差別についても、救済申し立てを拡張し、証人尋問申請を経て、審問手続きに進む段階となっている。

重要な局面を迎え、早期に差別是正を実現するために、皆様のご支援をお願いした。

日本郵便輸送派遣切り事件

東京法律事務所 今泉 義竜

1 事件の概要

郵政グループの子会社である日本郵便輸送株式会社（以下、「日本郵便輸送」）は、日本郵便からコンビニの「ゆうパック回収事業」の委託を受け、2004年11月から派遣のドライバーを使ってこの業務を開始した。3年が経過する2007年11月には一般派遣の派遣可能期間に抵触することとなるため、日本郵便輸送は派遣会社クレイブと共謀し、同月から2008年2月末までの4か月間、派遣労働者を日本郵便輸送において直雇用とし、2008年3月から再びクレイブからの派遣にすることとした。原告らの就業実態は何一つ変わらなかった。なお、この直雇用期間中もクレイ

ブは、「一定期間、直雇用となります」という広告を出して派遣社員の募集をしていた。再委託に切り替えていくことを理由として、日本郵便輸送は、2009年3月以降、次々と労働者派遣契約を終了し、クレイブは派遣労働者を雇い止めにした。組合は東京労働局に、直接雇用を含む雇用安定のための措置をとるよう是正指導を求める申告を行った。労働局は、職業安定法44条違反を認定し是正指導を行ったが、日本郵便輸送はまともな雇用確保の措置はとらなかった。

なお、紛争の背景、紛争に至る経緯、派遣法の問題等については、昨年の団支部特別報告（平井団員）に詳しいので、そちらを参照されたい（団東京支部HPに掲載）。

2 裁判及び労働委員会

裁判は、日本郵便輸送に対し、原告ら14名が、労働者としての地位の確認と賃金の支払いを求め、加えて同社と派遣会社株式会社クレイブに対し共同不法行為による損害賠償の請求をするものである。地位確認の法律構成としては、黙示の労働契約論とともに、4ヶ月の直雇用を挟んでいることに着目し、再度の派遣契約が偽装・無効であり、日本郵便輸送との直雇用が継続しているとの主張をしている。被告らは、適法なクーリングを主張している。

一方、労働委員会については、組合が雇用の確保を求めて申し入れた団体交渉を日本郵便輸送が拒否したことは不当労働行為であるとして申し立てを行った。争点は、派遣先に労組法上の使用者性が認められるか、直用要求について団交応諾義務があるか、である。日本郵便輸送は、自分は雇用主ではないとの形式論一点張りである。

3 展望

裁判、労働委員会も大詰めを迎えており、本年2月から3月にかけて証人尋問、審問が行われる。

裁判での証人尋問では、業務の実態や雇い止めに際しての被告らの対応を明らかにし、被告らが共謀して行った脱法工作の悪質性を浮かび上がらせていく予定である。各地の悪い流れを断ち切る成果を勝ち取るべく、引き続き奮闘する。

また、派遣切りにあった労働者が、派遣先に対して直雇用を求めて団交を申し込むというのは当然の要求である。これを否定したのでは、労組法が画餅に帰する。各地の労働委員会では、タイガー魔法瓶事件、マツダ事件、日本電気硝子事件など、派遣先の使用者性を認める先例が続々と生まれている。本件も、その流れをさらに強める先例としたい。

区立図書館長不当解雇事件勝利報告

北千住法律事務所 柿沼 真利

はじめに

当職が、弁護団に参加させていただいた区立図書館長不当解雇事件が、勝利的和解の中で解決しましたので、その報告をさせていただきます。

第1 事案の概要—まじめに働いたからクビになる？

1 Aさんは、「指定管理者」として某区から区立図書館等の管理を受注していたB社に、2007年10月より雇用され、翌年4月からはB社管理の区立図書館の館長に就任しました（形式上は1年契約）。Aさんは、厳しい労働環境の中で、B社が区から受注する際に行った図書館管理運営方法等に関する提案を忠実に守り、B社と利用者である住民のために、図書館長としてまじめに働きました。

2 しかし、Aさんは、09年2月末に、B社より同年4月以降、契約を更新しない旨通告されてしまいました。

B社側の対応に納得できなかったAさんは、東京公務公共一般労働組合に相談し、09年3月中に2回に渡り、B社との団体交渉が行われました。

しかし、交渉は妥結に至ることができず、Aさんは3月末日をもって解雇（形式上は、雇止め）されてしまいました。団体交渉を通じて明らかにされた解雇の主な理由は、「残業が多い」というものでした。

第2 事件の背景としての「指定管理者制度」

1 本件の背景には、「指定管理者制度」の矛盾があります。指定管理者制度とは、それまで地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度です（地方自治法第244条の2第3項～第11項）。現在、多くの自治体が、この制度を導入し、公的施設管理の民間委託を行っています。

2 しかし、同制度に関しては、受注した営利企業による過度のコスト削減のため、労働環境の悪化、対利用者サービスの低下を招く等の弊害が指摘されています。特に、本件のような公立図書館の指定管理においては、公立図書館というものの性質上、営業努力によって売上げを増やすことができるものではないことから、指定管理者たる営利企業は、利ざやを増やすために、安易に人件費の削減を行い、上記の労働環境の悪化、対利用者サービスの低下という弊害が、顕著に現れるのです。

そして、本件不当解雇事件は、その弊害が端的に現実化したものです。ちなみに、本件のB社は、従来は主に自動車の電装品の販売・修理などを業務としており、図書

館の管理運営を従前から行っていたと言うわけではありませんでした。

第3 法的争点

1 本件では、以下の2点について、法律的な争いが生じました。

- ① 本件の労働契約は、形式上は期間の定めのある有期雇用であるが、期間満了時に契約を更新することを原則とするものであるのか。
- ② 本件労働契約が更新することを原則とするものであった場合、B社がAさんとの労働契約の更新拒絶したことには、合理的な理由があるのか。

2 争点①について

本件の労働契約は、形式上「2009年3月31日まで」という期間の定めのある契約であり、同日をもって契約終了とすることは、なんら問題ではないとも考えられます。

しかし、本件においては、

ア AさんがB社より採用された際、文書及び口頭で、「教育委員会との契約が続く限り契約更新を行う」旨の説明を受けていること、

イ 図書館長という総合的能力を必要とする職種において、1年という短期間雇用を想定することは難しいこと、

ウ 採用後も被告代表者から「2年か3年、館長をやって、その後は本社スタッフとして、図書館の統括責任者をやっていただく。」「2年か3年したら館長と兼務で、図書館統括館長にするつもりでいる。5年やってもらわなくちゃならない。」などと説明されていたことなどから、

AさんとB社間の雇用契約は、更新を原則とするものであり、「特段の事情が存在しないかぎり」、B社による更新拒絶も違法・無効のものとなります（参考裁判例：大阪高等裁判所平成3年1月16日判決、龍神タクシー事件）。

3 争点②について

この点について、B社側は、訴訟において、

- i Aさんが、B社側の残業をなくす旨の指導に従わず、従業員に残業させていたこと（従業員の残業管理能力不足）、
- ii Aさんが、特定の従業員に対し過度に残業を指示したり、特定の従業員の教育を拒否していたこと（従業員への指導・監督能力の不足）、
- iii Aさんが、図書館長として十分な業務の遂行ができていないこと（基本的な責任者としての能力不足）、
- iv Aさんが、B社側の指導に従わず、残業・休日出勤を繰り返したこと（従業員としての業務違反）などと主張してきました。

これらの主張は、本質的には、Aさんが図書館長としての職務遂行のためにやむをえず行っていた残業の不当性と、Aさんの図書館長としての能力不足を述べるものです。

これに対し、我々は、本件図書館における残業の合理的必要性、及び、Aさんが厳

しい労働環境の中、いかに業務を誠実に遂行していたかを論証し、反論しました。特に、Aさんが解雇された後に、Aさんが館長として勤務していた図書館に新館長として就任した人物が、その前はB社管理の他の図書館で館長をしていたが、その後者の図書館は、Aさんが館長をしていた図書館よりも、指定管理者評価委員会から低い評価を受けていたという事実や、B社が解雇理由として述べていた残業時間は、従業員1人1日当たりの平均で多くても約35分ほどであり、なんら過剰に多いわけではなかった事実などは、B社の主張の不合理さを端的に示していました。

第4 訴訟の経過

2009年8月11日 提訴

9月15日 第一回口頭弁論（原告・訴状陳述、被告・答弁書陳述、原告本人意見陳述）

10月27日 第二回口頭弁論（被告・準備書面（1）陳述、原告被告双方・書証提出）

12月22日 第三回口頭弁論（原告・被告側準備書面（1）に対する反論の準備書面提出・陳述）

2010年2月15日 第一回弁論準備期日

3月23日 第二回弁論準備期日（被告側和解意思の表示）

4月20日 第三回弁論準備期日（裁判官交替、和解交渉）

5月19日 第四回弁論準備期日（訴訟上和解の成立）

第5 早期解決＝和解締結に至った要因

以上のように、2010年3月23日の弁論準備期日以降、本件は、急遽和解に向け動き出しました。具体的には、2月の期日までは、B社側は、若いイソ弁（新61期）が一人だけやってきていたのにもかかわらず、3月の期日には、何の前触れもなく突然、B社社長本人と、B社代理人のボス弁が、やってきました。そして、期日中、急転直下で和解に向けた話し合いになりました。

その結果、その2ヶ月後の5月19日の期日には、Aさんの要望が通る形でかなり高い水準での訴訟上の和解が成立しました。

その要因としては、被告が、2010年6月以降、また、区の指定管理者選定に申請することから、その前に本件のようなトラブルを抱えていると、それも危うくなるということで、妥協した模様です。B社側にそのような動機付けを与えたのは、公共一般などの労組が、区役所前で、ビラ配りを行い、B社の不正と指定管理者制度の問題点を糾弾したことがあると思われます。

以上の経緯から、本件において、Aさんの労働者としての権利救済を図ることができました。今後、指定管理者制度に絡む本件類似の労働事件が発生することが予想されま

すが、本件における勝利的早期解決は、良い契機になるものと思われます。

首都圏青年ユニオン顧問弁護団の活動

東京法律事務所 中川 勝之

1 青年ユニオン

首都圏青年ユニオン（以下「青年ユニオン」という。）は、2000年12月、東京公務公共一般労働組合（東京自治労連加盟）の青年一般支部として、不安定雇用の青年が中心となって結成された労働組合である。2010年12月に10周年を迎え、現在の組合員数は約350名である。東京地評にも直接加盟している。

2 顧問弁護団

青年ユニオン結成当時から、笹山尚人団員が中心となって団体交渉では解決しなかった労働事件を法的手段によって解決に導き、さらには組合活動全般にわたって支援を行ってきた。近年、労働事件が増加し、また、組合活動全般の支援を拡大強化する見地から、2007年12月、首都圏青年ユニオン顧問弁護団が結成された。現在の団員数は18名であり、30期から新62期までの都内各地の団員が結集している。

3 事件活動

顧問弁護団結成当初は労働審判制度開始も相まって、労働審判申立も数件あったが、青年ユニオンの団交力が強まって労働審判申立はほとんどなくなった。現在では悪質な企業を相手に、法的には本訴提起、都労委への救済申立を中心にして、法廷外の街頭・本社前宣伝等と切り結んで労働事件を解決に導いている。

2010年には、グッドウィル事件、ビッグウッド・シッスル事件、洋麺屋五右衛門事件の本訴が和解により終了した。グッドウィルは清算会社であったが、持株会社のラディアホールディングズをも被申立人として都労委申立もして解決した。ビッグウッド・シッスルは犬の研修生という珍しい事件であったが、前者につき労働者性、後者につき労働契約成否が争点となった。洋麺屋五右衛門事件は地裁判決で変形労働時間制の違法な運用が断罪され、高裁で和解となった。

NHKサービスセンター事件はいわゆる業務偽装の事件で、雇止め前に青年ユニオンに相談があり、直ちに団員が労働局申告をし、青年ユニオンが派遣元及び派遣先への団交を行った。団交で派遣先が是正指導前に直接雇用を認め、短期解決となった。

係属している事件はすき家事件、SHOP99事件、三菱ふそう事件及び日産自動車事件である。すき家は都労委に引き続き団交応諾を命じた中労委命令の取消訴訟を提起し、解決を延々と引き延ばしている。青年ユニオンは団結権侵害の損害賠償の本訴を提起し反撃に出ている。なお、残業代請求の本訴においてはすき家は荒唐無稽の主張を繰

り返した挙句、認諾で終了した。名ばかり管理職事件のSHOP99事件では尋問が終了し、大詰めの段階に入っている。三菱ふそう事件及び日産自動車事件では団員以外の弁護士にも受任を依頼し闘っている。前者は製造業派遣、後者は事務系派遣でそれぞれ直接雇用を求める本訴であり、2011年には証人尋問、結審等を迎える予定である。

4 弁護団会議・労働法講座

顧問弁護団は事件活動だけでなく、組合員拡大・団結強化といった組合活動全般の支援も本来的任務としている。

約3か月に一度の弁護団会議には団員が一同に会して、組合員、支える会会員とともに係属中の事件についての経験交流・情報交換を行うほか、事例検討会、模擬尋問等も行っている。

また、2010年からは組合員向けに労働法基礎講座を開始し、労働契約の開始から終了に至るまで場面に応じて問題になる法的知識を取り上げ、実践的な対応も含め講義を行っている。

2011年からは青年ユニオンのニュースレターに団員の連載を掲載し、さらに結び付きを強めていくことになっている。

その他、青年ユニオンが主催・参加する集会等にも団員が積極的に参加している。

5 組合及び組合員とともに成長を

労働者の闘いも報じられない中で労働法の知識もない青年が一人で劣悪かつ不安定な雇用に立ち向かい、バラバラにされている。そうした青年を青年ユニオンが仲間として迎え、青年ユニオン自身も組合員とともに成長をしてきたのが青年ユニオンの10年といえるであろう。法廷内外の闘いで自覚的な組合員をより増やし、その団結をより強化することが青年ユニオンに求められよう。3周年を迎えた顧問弁護団もその本来的任務を強化していくことが課題である。

新宿区ホームレス生活保護裁判 (新宿七夕訴訟)

代々木総合法律事務所 戸舘 圭之

第1 事件の概要

本件は、2008年5月、当時、新宿区内で野宿生活を余儀なくされていた58歳の男性が新宿区福祉事務所に生活保護を申請したところ、「稼働能力不活用」（生活保護法4条1項）を理由に、生活保護申請を却下された処分の違法性を争う行政訴訟である（係属部：東京地裁民事第2部、川神裕裁判長）。

提訴日が、平成20年7月7日であったことから「新宿七夕訴訟」と呼ばれている。

請求としては、生活保護開始申請に対する却下処分取消し、生活保護開始決定の義務づけ及び生活保護費の支払いを請求し、あわせて仮の義務づけの申立ても行ったが仮の義務づけは却下決定が平成20年8月13日に出され確定している。

弁護団は、宇都宮健児団長を筆頭にホームレス総合相談ネットワーク所属の弁護士が多数参加している（東京支部では、渡邊恭子団員が主任代理人として活躍している。）。

第2 訴訟の経緯

1 新宿区福祉事務所へ生活保護申請

原告は、野宿状態で困窮していたことから、2008年6月2日に「ホームレス総合相談ネットワーク」の法律家、支援者らとともに生活保護申請をしようと新宿区福祉事務所の窓口を訪れた。

ところが、相談員は、生活保護申請をする意思が明確である原告に対し、執ように法外の制度である緊急一時保護センター等への入所をすすめ生活保護申請を直ちに受け付けようとはしなかった。

原告は、自立支援センターではなくあくまで生活保護を申請し簡易宿泊所で待機後、アパート入居をめざす旨を支援者らとともに再三にわたり述べたところ、ようやく申請が受理されました。

2 生活保護申請却下

新宿区福祉事務所は、申請は受けつけたものの「急迫」を理由とする職権保護は行わず、執拗に「他法他施策」という言葉を連呼し原告に対し自立支援システムの利用や東京チャレンジネット（東京都がネットカフェで生活する困窮者などを対象とした貸付け事業）を勧め、原告がこれを拒否すると、最終的には「稼働能力を活用していない」という理由で生活保護申請を却下するという暴挙にでた。

3 訴え提起

原告は、当時路上生活を余儀なくされていたのであり、生活保護の要件を満たすことは明らかであるにもかかわらず新宿区福祉事務所は生活保護を開始することを拒否し続けた。そこで、原告は、2008年7月7日、やむなく本訴を提起し、併せて「仮の義務づけの申立て」を行い緊急の保護を求めるに至った。

仮の義務づけ申立ては、不当にも却下されてしまったが、板橋区福祉事務所は、同年8月25日、原告に対し生活保護を開始する決定を行いました。

4 訴訟の進行経過

2008年の提訴以来、口頭弁論は2011年1月現在まで、12回行われており人証調べの段階に入っている。

争点は、原告に対する生活保護申請却下がホームレス差別を理由とするものであり無差別平等原理（生活保護法2条）に反する点、「稼働能力不活用」を理由とした却下は生活保護法4条1項の解釈を誤ったものである点、調査義務違反、指導指示義務違反など多岐に

わたるが、被告からはまともな反論は出ていない。

裁判所も、仮の義務付け却下決定を出していることから明らかなとおり、提訴当初は、原告の主張に理解を示すことはなかったが、原告の度重なる主張、立証により、裁判所においても原告の生活実態、自立支援システムの実態などに関心を示すようになった。原告が申請した緊急一時保護センター等の施設の検証申立てに対し、裁判所は、現地での進行協議という形式で事実上の検証を行う決定を行い、受命裁判官が実際に原告がかつて入所していた施設等の検分を行った。

2010年11月24日には、原告の申請に同行したホームレス総合相談ネットワーク事務局長に対する証人尋問、12月22日には原告側申請の長友祐三埼玉県立大学准教授（元ケースワーカー）に対する証人尋問が行われ本件却下処分の違法性が明らかになってきている。

2011年1月28日には、福祉事務所の窓口で原告の応対をした新宿区福祉事務所職員T氏への証人尋問が行われる予定であるあり、3月2日には原告本人尋問が予定されている。

第3 今後の展望と課題

本件は、ホームレス状態にある人への生活保護の適用という点では名古屋の「林訴訟」以来の重要訴訟である。

福祉の切り下げが進む中、絶対的貧困状態にあるホームレス状態にある人々への生存権保障は当然に実現されなければならない。

原告、支援者らは、『『ホームレス』だと生活保護を受けられないの?』という素朴な疑問をかかげて裁判をたたかっている。だれもが、施設ではなく、アパートでごく普通に暮らす生活を求める重要な裁判であり、団員の皆様のさらなる支援、協力をいただきたいと思っている。

「貧困ビジネス」訴訟 ～シナジーライフ訴訟

旬報法律事務所 蟹江 鬼太郎

第1 事案の概要

- 1 本件は任意団体である「シナジーライフ」（千葉市花見川区）が紹介するアパートに入居していた入居者3名が、生活保護費を不当に搾取されたとして、「シナジーライフ（こと代表者）」を被告として、不当利得返還・不法行為に基づく損害賠償等を請求した事件である（千葉地方裁判所平成22年（ワ）第392号）。
- 2 同団体は、東京都台東区の上野公園付近で路上生活者に声を掛けて、千葉市まで車で連れて行き、生活保護申請を行わせた上で、同団体が紹介するアパートに入居させ

ていた。

その上で、生活保護費が振り込まれる預金通帳等を管理するなどして、毎月12万円程度の生活保護費のうち10万円を取り上げ、入居者には毎月残額の約2万円のみを渡していた。

にもかかわらず、同団体が入居者に対して行うことは粗悪な米約10キログラム配布することだけであった。しかも、同団体は、入居者に対し、生活保護費から何円をピンハネするのか等については一切説明していなかった。

被告によれば同団体が管理していた入居者は最盛期で約200人とのことであり、そうすると1カ月の「売上」は2000万円、「年商」で2億4000万円にも及んでいたことになる。かつ、同団体には、代表者、専務以外は、パート等の臨時職員がいるのみであるから、同団体は、生活保護制度を「利用」するによって、相当多額の利益を上げていたと推察されるのである。

第2 争点等

前記のとおり同団体は、毎月何円をピンハネするのか等につき入居者に説明しておらず、その旨の書証も存しない。そこで、原告らは、ピンハネは、原告らの意思に基づかない財産の移転であるとして、ピンハネした金員額（家賃額は除く）につき、不当利得に基づいて返還を求めている。

また、原告らの究極の窮状（同団体によるピンハネを受け入れるか、そうでないのであれば路上生活に戻るしかない）に乗じて毎月生活保護費の大半をピンハネしたことは不法行為にあたるとして、損害賠償を請求している。

現在、裁判所は、原告らの求めに応じて、被告に対し、入居者のために費やした「経費」がいくらであるかを釈明している段階であり、裁判所の判断が期待される。

第3 雑感等

入居者らは、毎月生活保護費の大半の10万円を搾取され、手元にはわずか2万円しか残らなかった。この2万円で米以外の食費や雑費の全てを賄わなければならず、その生活は相当過酷であったとのことである。また、月2万円では、交通費も捻出することができず就職活動を行うこともできない。こうして、同団体による管理や生活保護から、抜け出ることができない「飼い殺し」のような状態に陥るとのことであった。

こうして、公金である生活保護費は支出され続けて、一方で同団体は肥っていく。湯浅誠氏らによれば、このような「貧困ビジネス」を行っている団体は、相当多数存在するとのことである。本件訴訟は、このような「貧困ビジネス」や、生活保護行政に対し一石を投じるものであると私は考えている。

なお、本件の提訴時の弁護団は、宇都宮日弁連新会長を筆頭に、千葉から伊東達也、澤田仁史、常岡久寿雄、佐藤沙織、東京から棗一郎、梅田和尊の各弁護士と私である。

以上

生存権裁判について

東京生存権裁判弁護団事務局長 瀧上 隆

1 生存権裁判とは

生存権裁判とは、各原告居住地の福祉事務所長が行った生活保護の老齢加算の減額・廃止を内容とする生活保護決定の取消しを求める行政訴訟である。

2005（平成17）年4月に京都在住の原告が提訴したのを皮切りに、全国8地裁（京都、秋田、広島、新潟、福岡、東京、青森、神戸、熊本地裁）で提訴され、100名を超える原告が裁判を闘ってきた。

このうち、2008（平成20）年6月に東京地裁で、同年12月に広島地裁で、2009（平成21）年6月に福岡地裁で、同年12月に京都地裁で、それぞれ判決が言い渡され、いずれも原告が敗訴した。

そして、上記4地裁判決についてはいずれも原告側が控訴し、2010（平成22）年5月に東京高裁で再び原告（控訴人）敗訴の判決が言い渡されたが、他方、同年6月には福岡高裁で原告逆転勝訴の判決が言い渡された。

このように、東京高裁、福岡高裁では結論が分かれており、両事件とも上告（受理申立）中である。

2 老齢加算とは

生活保護のうち、生活扶助基準は基準生活費と加算に大別されるが、そのうち加算とは、何らかのハンディキャップを負っている者について、基準生活費では満たされない特別の需要を充足し、その者の最低限度の生活水準を保障するために支給されるものである。つまり、「加算」と称されてはいるが、加算対象者にとっては、基準生活費と加算とが合わさって、ようやく「最低限度」の水準が満たされるという関係にあるのである。

老齢加算は、加齢に伴う心身の変化により生じる特別の需要を満たすために、70歳以上の生活保護受給者に支給されていたものである。この老齢加算は1960年に創設され、40年以上にわたって存続、維持されてきた。ところが、「小泉構造改革」による社会保障費抑制政策の一環で、2004年度から段階的に削減され、2006年度には、完全に廃止された。その結果、もともと高齢生活保護受給者はぎりぎりの生活を送っていたが、老齢加算廃止により、生活扶助費の約2割がカットされ、さらに厳しい生活を強いられることとなった。

3 本件訴訟の意義

政府は、老齢加算廃止にあたってもっともらしい「根拠」を挙げ、老齢加算廃止を正

当化しているが、その「根拠」なるものは、生活保護受給者の生活実態を踏まえたものではなく、ましてや、憲法で保障する「健康で文化的な最低限度の生活」とは何かについて十分に検討した結果でもない。老齢加算廃止の真の理由、動機は財政にあることは明らかである。そして、特に問題なのは、政府が、いわゆる“一般低所得者”の消費水準との比較において老齢加算の廃止を正当化していることである。すなわち、端的に言えば、生活保護基準以下の収入でも生活している人がいるのであるから、老齢加算など不要であるというわけである。しかも、老齢加算及び母子加算の廃止は手始めに過ぎず、政府は引き続き基準生活費本体についても、“一般低所得者”の消費水準との比較において、引下げを行おうと企図していたのである。

しかしながら、我が国の生活保護の捕捉率（要保護者のうち実際に生活保護を受けている人の割合）は他の先進国と比較して異常に低く、“一般低所得者”の中には本来であれば生活保護を受給できるのに生活保護基準以下の生活を余儀なくされている人々が多数含まれている。そのような“一般低所得者”の消費水準との比較において生活保護基準の引下げを正当化すれば、基準の無限の引下げを招き、生存権保障は「絵に描いた餅」になる。

そして、また、生活保護基準は、最低賃金や年金、住民税の課税基準などと連動しており、国保料・税ならびに介護保険料、公営住宅家賃の減免制度や公立高校の授業料の減免などにも多大な影響を及ぼす。生活保護基準の引下げは、生活保護受給者だけの問題ではなく、“一般低所得者”の生活にも大きな影響を及ぼすのである。この裁判は、決して、高齢生活保護受給者のためだけの裁判ではなく、また、生活保護受給者のためだけの裁判でもない。国民全体の生活に影響を及ぼす裁判なのである。

4 本件訴訟の法的問題点

以上のように、老齢加算廃止には多くの問題点があるが、訴訟において、その違憲・違法を主張していくためには、厚生労働大臣の裁量権の壁が大きく立ちはだかっている。

朝日訴訟最高裁判決（昭和42年5月24日大法院判決）傍論多数意見は、厚生大臣による保護基準定立行為と司法審査との関係について、「何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、いちおう、厚生大臣の合目的的な裁量に委ねられており、その判断は、（略）、直ちに違法の問題を生ずることはない。ただ、現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定する等憲法および生活保護法の趣旨・目的に反し、法律によって与えられた裁量権の限界をこえた場合または裁量権を濫用した場合には、違法な行為として司法審査の対象となることをまぬかれない」としているが、これは、保護基準設定について厚生大臣（厚生労働大臣）に自由裁量を認めたと等しく、上記基準が適用される限り、ほとんどの場合、違憲・違法との判断がなされる可能性はない。

ただし、本件が朝日訴訟と大きく異なるのは、朝日訴訟では、生活保護基準の妥当性それ自体が問われたのに対し、本件は厚生労働大臣によりいったん定められた保護基準

の引き下げの当否が問われているところである。

そこで、我々は、不利益変更禁止の原則を定めた生活保護法56条の適用を主張しているが、法56条については、それが保護実施機関のみを拘束するものなのか、厚生労働大臣の保護基準定立行為についても適用があるのかについては争いがあり、法56条の適用の有無が本件訴訟の最大の法律上の争点1つとなっている。

5 各高裁での判断状況と最高裁での争点

そして、東京高裁判決は、法56条の適用を全面的に否定した上で、朝日訴訟最高裁判決をほぼそのまま適用して原告（控訴人）の請求を棄却する判決を下した。

これに対して、福岡高裁判決は、朝日訴訟最高裁判決を前提としつつも、法56条の適用を認め、今般の老齢加算廃止措置は、法56条が要求する「正当な理由」を欠く違法なものであるとして、原告（控訴人）逆転勝訴の判決を言い渡した。

このように、2つの高裁で全く正反対の判断が示されている。そして、最高裁においては、①40年以上も前の朝日訴訟最高裁判決傍論多数意見が維持されるのか、変更されるのか、②仮に朝日訴訟最高裁判決の判断は変更されないとしても、保護基準引き下げの場合については新たに別途の基準が示されるのか、③その場合、法56条が適用されるのか、についての判断が示されることになる。

今後の同種事案に大きな影響を及ぼすだけに、我々弁護士団は勝利判決獲得のために全力で取り組んでいる。ご支援、ご協力をお願いする次第である。

派遣村なき年末

東京法律事務所 本田 伊孝

2010年の年末に開催されたワンストップの会が主催する「年越し緊急相談会 in 新宿西口駅前」に参加しました。

12月29日から30日の間、都内5ヶ所のハローワークで就労・生活相談が実施されることを受け、ワンストップの会はこのハローワークによる相談が実施されることの宣伝活動、医療・生活相談を行ないました。「年越し緊急相談会 in 新宿西口駅前」の相談テントを訪れたのは153名。ワンストップのメンバーが相談者をハローワークまで誘導し、その多くが東京都の用意した宿泊施設に年末年始入ることができました。また、年明け1月4、5日からは、福祉事務所への生活保護申請など、生活再建のとりくみがいっせいに始まりました。

ところで、2008年末から2009年初の「年越し派遣村」、2009年末から2010年初の「公設派遣村」と、年末年始における生活困窮者への支援が行われるように

なり、この流れに乗って、私自身、大々的な支援が行われるものと期待していました。しかしながら、2010年11月の段階で石原都知事が「都は昨年のような派遣村はやらない」と明言するとともに、関係機関がハローワークによる就労・生活相談実施を宣伝しなかったことが影響し、大々的な支援に至らず、「派遣村なき年末」といった様相となりました。

関係機関が相談実施を宣伝しなかった最大の理由は、昨年のように大勢のホームレス状態の人たちが行政機関に駆け込むのを避けたかったからです。いったい、年末年始にハローワークで就労・生活相談をちゃんと実施していますという外観だけ繕って何になるのでしょうか。

雇用・生活状況が改善され、派遣村が本当の意味で不要となる「派遣村なき年末」が訪れるよう、今後も団員として取り組みます。



◇都政・市民・環境

東京都議会と青少年条例問題

都民中央法律事務所 田中 隆

1 青少年条例の半世紀

東京都青少年の健全な育成に関する条例（青少年条例）が制定されて、すでに半世紀になる。その半世紀は、青少年をめぐる問題の「深刻化」を背景にいくどとなく規制の強化が主張され、青少年の健全育成をめざす教育的条例という本来の理念との衝突が繰り返された半世紀であった。

条例の半世紀を年表的にスケッチすると、以下のようになる。

- 1964年 条例制定。不健全図書指定（個別指定）－青少年への販売禁止に、出版界などから強い反対運動。指定の要件は「性的感情の刺激」。
- 1986年 淫行処罰規定導入の動き。青少年問題協議会（青少協）は、「性的自己決定能力の育成」を掲げた答申を発表し、導入を否定。
- 1992年 図書規制強化の動き。包括指定・緊急指定・警察官立入権の3点セット。労組・民主団体等の反対運動で導入を阻止。拡声機規制条例などと連動。
- 1996年 淫行処罰規定＋図書の緊急指定。「(警察)母の会」が膨大な署名。緊急指定は否定。淫行処罰について青少協で1年にわたる検討。労組・民主団体は「連絡会」をつくって検討。買春禁止規定の導入。
- 2004年 青少年の行動への規制が登場。深夜外出の禁止・連れ出し禁止、古物（古書を含む）の購入禁止など。安全・安心まちづくり条例、警察・学校相互連絡制度と連動。
- 2005年 淫行処罰の再登場－強行。青少年との「みだらな性交又は性交類似行為」を刑罰禁止。生活文化局の所管から「青少年・治安対策本部」の所管へ。

一見して明らかなように、2000年を境に攻防の帰趨が一変している。

90年代までは、警察関係者を中心とした執拗な策動が繰り返されたが、反対運動によってエキセントリックな規制強化を押しとどめ続けた。青少協が法的規制によらない解決＝性的自己決定能力の育成を掲げ、東京都生活文化局が「条例の理念の尊重」を語るなど、当局のなかの良識もあずかって大きかった。

この良識を一変させたもの・・・それが治安強化を叫ぶ石原都政の登場であった。石原都政のもとで、青少年は保護育成の対象から、治安と秩序のための規制の対象に置き換えら

れた。青少年行政と治安維持をひとつに束ねた「青少年・治安対策本部」は、その集約的な表現と云っていいだろう。この間、当初は「性的感情の刺激」だけだった不健全図書の指定要件は、「残虐性の助長」や「犯罪・自殺の誘発」へと拡大されている。

2 「健全な判断能力の形成」を強要……2010年条例改正問題

2010年には、再び図書規制の拡大が企てられ、「非実在青少年」なる「新語」やコミック作家などからの強い反対とあいまって全国的な注目を集めることになった。

この2010年改正問題は、おおむね以下のように推移した。

2009年11月 青少協 ポルノコミック規制等を答申

2010年 3月 3月都議会 改正案 「非実在青少年」なる新概念

5月 参考人質疑

6月 6月都議会 民主・共産・ネットの反対で否決

12月 12月都議会 改正案再提案 内容の一部修正

民主・自民・公明の賛成で可決（共産・ネットは反対）

この10年改正問題の眼目は、不健全図書の要件を、これまでの「性的感情の刺激」「残虐性の助長」「犯罪・自殺の誘発」とはカテゴリーの異なる「性に関する健全な判断能力の形成を阻害」に押し広げるところにあった（改正には、「ネット・ケイタイ規制」や「児童ポルノ単純所持」などの問題もあるが、本稿ではこの問題に照準を絞る）。

「性的感情の刺激」などのこれまでの3つの要件も抽象的ではあったが、性的非行や暴力行為、自殺・犯罪を導く具体的な危険があることで、かろうじて「合理性」が説明されていた。また、非行・暴力や犯罪・自殺などが防止されるべきことはそれ自体としては異論がなかったから、危険を除去するために法が介入することへの抵抗も少なかった面がある。

これに対して、「判断能力の形成の阻害」を要件に加えることは、「判断能力の形成」という教育的指導によって実現されるべき価値を、法の介入によって強制することを意味する。しかも、なにが「性に関する健全な判断能力」であるかについて、必ずしも確立された知見があるわけではない。となると、法が強制する「健全な判断能力」が恣意性を帯びることは、本質的に避けられない。

投げかけられたのは、法と教育の本質にかかわるこの問題なのである。

3 非実在青少年……3月改正案

3月都議会に提出された改正案は、以下の構造をもっていた。

- ① 18歳未満として表現されていると認識されるものを「非実在青少年」とし、
- ② 「非実在青少年」を当事者とする性交等で、「みだりに性的対象として肯定的に描写することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を阻害」するものにつき、
- ③ まずは、業界団体による自主規制を行わせ（条例第7条）、
- ④ そのうち「強姦等著しく社会規範に反する行為を肯定的に描写したもの」は不健全

図書に指定して青少年への販売を禁止する（第8条）

改正案の眼目である「判断能力を阻害」との要件が本質的に恣意性を免れないことはすでに述べたところであるが、その余の「みだりに」や「社会規範に反する」「肯定的」などもきわめて抽象的で、言論・表現活動への規制の基準として重大な問題をはらんでいることは言うまでもない。

ところで、10年改正問題の本質である「判断能力の形成」への法の介入と、「流行語」のようになった「非実在青少年」との間には、実は直接的には関係はない。「判断能力の形成」のために法が介入できるとするなら、「形成を阻害」する表現が、コミック・アニメであろうと、実写であろうと、変わるところはないはずだからである（論理的には、文章表現であろうと「形勢阻害」は成り立ち得る）。

ではなぜ、コミック・アニメ＝非実在青少年だけが、図書規制の遡上にあがることになったか。10年改正問題が、児童ポルノ規制（児童買春・ポルノ規制法）と青少年条例の図書規制の交錯という「もうひとつの本質」をもっていたためである。

児童ポルノ規制法（正確には、児童買春・ポルノ規制法）によって、児童（＝18歳未満 青少年条例の青少年と同じ）の性交等を実写した出版等は刑罰をもって禁止されているが（同法第7条）、コミック・アニメに登場する児童（＝青少年）と見られる人物（＝非実在青少年）の性交等の描写には規制は及ばない。ここから、「コミック・アニメの描写も児童の人格的尊厳を侵害する点と同じだから規制の対象とすべし」との主張が起り、児童ポルノ規制法の改正で実現できなかった規制を青少年条例改正で成し遂げようとした。これが青少協答申を主導した前田雅英首都大学教授らの「もくろみ」にほかならない。

児童ポルノ規制法と青少年条例の交錯は、2つの法規制の恣意的な混同を意味している。児童ポルノ規制法の理念は被写体とされる児童の人格・人権の擁護であり、情報の「受けて」側の青少年の保護を眼目とする青少年条例とは構造が違っている。児童ポルノ規制に「非実在青少年」を持ち込むことは、教育の世界に法を介入させるだけでなく、児童ポルノ規制を人権保護の世界から治安維持の世界に引きずり込むことを意味するのである。

この3月改正案に、コミック界をはじめとする出版界や日弁連をはじめとする法曹界などから強い反対・批判が表明され、都議会では異例の「知事提案の否決」という事態に至ったことは周知のところである。

4 刑罰禁止と婚姻禁止……12月改正

3月改正案の否決を受けた東京都は、半年を経た12月都議会に改正案を再提出し、3月改正案に反対した民主党の賛成を得て成立させた。

この12月改正は以下の構造を持っている。

- ① 漫画、アニメーションその他の画像（実写を除く）で、
- ② 刑罰法規に触れる性交等又は婚姻を禁止されている近親者における性交等を不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を妨げるものにつき、

- ③ まずは、業界団体による自主規制を行わせ（条例第7条）、
- ④ そのうち、強姦等の著しく社会規範に反する性交等を、著しく不当に賛美し又は誇張するように描写し又は表現したものは、不健全図書に指定して青少年への販売を禁止する（第8条）

3月改正案と対比すれば明らかなように、12月改正案は、

- a 非実在青少年（＝18歳未満）の限定をはずしてコミック・アニメ一般に拡張し、児童ポルノ法との交錯はいちおう断ち切り、
- b 抽象性を批判された「みだりに」を「限定」して、刑罰禁止の行為と婚姻禁止の行為に置き換える操作を行ったが、
- c 「判断能力の形成」への法の介入という改正の眼目ないし本質はそのまま維持したというものである。

3月改正案には反対した民主党が12月改正案に賛成した理由は、上記のbの「限定」で規制対象が明確になり、「濫用のおそれがなくなった」というところにあった（永田町的には、7月の参院選の惨敗で「自信の鼻」をへし折られたという「お家の事情」もあったろうが・・）。

では、そのように「限定」すれば対象が明確になり、規制は相当となるか。

刑罰法規に触れる性交等には、強姦などのそれなりに限界が明らかな刑法違反もあるが、青少年条例自身がもうけた淫行処罰規定も含まれている。この「淫行」とは、「青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う」性交等や「青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような」性交等とされるから（昭和60年10月23日最高裁大法廷 福岡県青少年条例事件判決）、この淫行の描写と3月改正案の「みだりに性的対象として肯定的に描写」とでは、外延はほとんど変わらない。婚約者間や真摯な交際をする者の性交は淫行にあたらないが、そうした描写が問題にされるとはだれも考えていないのである。

もう一方の基準とされた近親婚の禁止は政策的な問題の面があり、時代や国柄によって異なっている。「源氏物語をコミック化すると不健全図書の危険」「中国や韓国の王朝もののアニメ化も・・」が、相当性のある規制と言えるだろうか。

12月改正案は、「判断能力の形成」への法の介入という本質的問題がそのままだっただけでなく、規制基準のあいまいさや恣意的運用の危険といった具体的な問題も、まったく解決していない。有力出版社の「アニメフェスタ」協力拒否をはじめ、出版界や法曹界から厳しい反対・批判が突きつけられているのも当然と言わねばならない。

5 青少年条例問題がなげかけるもの

3月改正案の参考人質疑に参考人として出席し、12月改正案でも市民団体の集会で報告するなど、筆者は今回の問題にいかばかりかのかかわりをもった。何度目かの青少年条例とのかかわりだった。

以下は、そうしたかかわりをふまえての、いくつかのコメント。

第1に、青少年条例との20年。

はじめて青少年条例にかかわったのは、鈴木都政のもとでの92年の図書規制強化に反対する運動からだった。あれから20年、青島都政・石原都政と、都議会に提起される青少年条例をめぐる問題にはほとんどすべてかかわってきた。

ポルノコミックや「淫行」、深夜外出やネットケータイの「エロサイト」など、取り上げられた問題は多岐にわたっている。「社会的病理」とでも言うべきこうした問題に、法や警察はどのように対峙すべきかというのが、すべての問題を通じての共通の「テーマ」と言っている。

92年1月の意見書のタイトルは、「東京都青少年健全育成条例の『改正』問題についての意見書 刑罰による規制強化に反対し都民と行政の努力による解決を求める」（自由法曹団東京支部）。これが筆者が書き下ろした都議会向け意見書第1号だった。教育的見地での自主的努力によって解決をはかるべきで、法の介入はかえって本当の解決を妨げるという基本的な見地は、いまもって変わることはない。

第2に、青少年条例と政治改革。

青少年条例との対応をはじめた90年代初頭、国会・永田町方面で対峙していたのが政治改革・小選挙区制だった。国会方面で編集した第1意見書は第8次選挙制度審議会答申に逐条批判を加えた「小選挙区制・政党法を斬る」（90年9月・自由法曹団）。民意の集約・政権の直接選択と政党本位の政治の強制に反対したこの意見書の見地も、20年を経たいまも変わらない。

2つの意見書をほとんど同時にとりまとめているのは、青少年条例と政治改革というスケールもステージも異なる問題が同時に浮上したためである。

青少年条例改正による図書規制強化の策動の背景には、警察権限の拡大をはかる警察戦略の新たな展開があり、その同じ戦略が、全国各地での拡声機規制条例の策動や執拗な警察拘禁二法の要求を生み出していた。

その同じとき、グローバリゼーションの進展と多国籍企業化のもとで、財界をはじめとする支配層は自衛隊海外派兵と新自由主義的国家改造の道を走ろうとした。その序曲として登場したのが政治改革・小選挙区制だったことは記憶に新しい。青少年条例や拡声機規制条例に現れた警察権限拡大のさらなる背景は、こうした政治・経済の変動であった。

それから20年。戦争と競争の路線が、「テロ」の拡散と未曾有の世界恐慌を生み出したことは、すでに歴史的事実になっている。20年を経た2010年、ふたたび青少年条例と政治改革が浮上することになった。その背景には、「国家改造の20年」が現出させた政治の混迷と社会不安の拡大がある。政治改革だけでなく青少年条例もまた、「歴史の子」たることを免れてはいないのである。

第3に、青少年条例と自由法曹団。

92年の青少年条例改正問題浮上から05年の淫行処罰規定まで、自由法曹団東京支部はいっかんして問題提起者であり、ときには運動の組織者であった。いち早く意見書を発

表したこと（92年）、反対請願署名を提起し「署名提出件数では反対がうまわまっている」と当局に言わしめたこと（96年 署名数ではない）、青少協の審議と併行した研究会を1年にわたって続けたこと（97年）、石原都政の淫行処罰規制の提出に、「太陽の季節」を押し出した意見書を叩きつけたこと（05年）などは、それぞれの攻防のひとつコマである。

2010年問題は多少とも様相が異なった。運動の「火つけ役」になったのはコミック作家、最後まで反対を貫いたのは出版界であり、法曹界でいち早く反対を表明したのは日弁連、人権擁護の見地から意見書提出を重ねたのは東京弁護士会であった。そうした幅広い反対の声が、都議会での勢力地図の変化とあいまって、「鳴り物入り」で登場した3月改正案を葬ったのだから、民主主義の面から見ても運動のもつ意味は大きい。

ではそのことから、こうした問題についての自由法曹団の役割は消滅もしくは縮小したのだろうか。出版界や法曹界（日弁連など）の批判・反対は、当然ながら、出版の自由や子どもの権利の権利からのアプローチを主軸としたものである。この見地・観点が「本籍」であることはそのとおりだが、すでに見たとおり青少年条例問題の背景には政治・経済の展開があり、東京の突出は石原都政を抜きには考えられない。

こうした総合的な見地からの解明・批判や、他の分野の運動課題とのリンクを実現するには、こんごとも多岐にわたる問題に対応している自由法曹団や団員の関与が不可欠になるのではないだろうか。

豊洲新市場の問題点

東京法律事務所 中川 勝之

本報告では築地市場移転問題について、問題点が明らかな土壌汚染問題以外の豊洲新市場自体の問題点を報告する。東京都は豊洲新市場についてこれまで様々な計画や方針を発表しているが、ここでは東京都中央卸売市場の「築地市場の移転整備 疑問解消BOOK なぜ移転が必要なの？」（2009年2月発行）のパンフレットの記載から検討する。

16頁には「築地から豊洲へ～時代のニーズに応えるために、生まれ変わります～」、「豊洲新市場では、50年先まで見据えた首都圏の基幹市場として」とある。しかし、豊洲新市場は東京都の市場である。豊洲新市場は道州制を見越したもので、その建設は首都圏の中央卸売市場の統廃合をもたらすことになる。

そして、ニーズへの対応として「1. 食の安全・安心の確保 市場施設を閉鎖型として品質・衛生管理を強化します。」「2. 効率的な物流の実現 車や荷がスムーズに流れる市場にします。」「3. 多様なニーズへの対応 消費者ニーズの変化や新たな顧客ニーズなどに対応します。」の3つを挙げている。

しかし、「1」は現在地再整備でも対応できる。「2」及び「3」が移転派の狙いである。

効率的な物流には仲卸業者・卸売業者が多いと邪魔であるからその排除を目論んでいる。また、ニーズとして「加工・パッケージ」「転配送機能」「仕分け・一時保管」「情報化の推進」が挙げられているが、それらが消費者・顧客ニーズだとしても、小売業者が直接すべきことである。

要するに、豊洲新市場は、首都圏を対象とする、量販店・外食産業チェーンに奉仕する24時間対応可能な大規模な物流センターであり、彼らのニーズへの対応として築地市場移転を契機に豊洲新市場が建設されようとしているのである。だとすれば、築地市場現在地再整備においても、同様の問題点がある再整備がなされないよう注意しなければならない。ともあれ、2010年10月の東京都の予算執行決定により、築地市場移転・豊洲新市場建設の動きが進んだことから、その阻止の一点での急速な運動が必要である。

東京大空襲訴訟

東京大空襲訴訟弁護団 柿沼 真利

はじめに

東京大空襲訴訟は、現在、2009年12月14日に、東京地方裁判所にて出された不当判決を覆し、空襲被災者の被害回復を目指して、控訴審にて闘っている。

1 東京大空襲訴訟について

東京大空襲訴訟とは、アジア太平洋戦争中の1945年3月10日の東京大空襲の被災者及びその遺族が、日本国に対して、損害の賠償、謝罪を求める国家賠償請求訴訟であり、2007年3月9日に提起された。原告は、翌年3月10日に行われた2次提訴の方々を含めて132名という大規模訴訟である。

2 本件訴訟における原告側の主張と裁判所の判断

- (1) 本件において、原告側は、被告の国家賠償責任の法的根拠について、①被告は、国民に対する外交保護義務に違反して、原告らがアメリカ合衆国に対して有している違法な空爆行為を理由とする損害賠償請求権に関する外交保護権を放棄する内容の条約を締結し、原告らの権利行使を困難なものにしてしまったという外交保護義務違反、②被告が、自ら遂行した戦争により発生した原告らの戦争被害について、これを救済すべき法的義務があるにもかかわらず、戦後放置し続けてきたという救済義務違反（立法不作為、行政による救済義務不履行、条理上の救済義務不履行）などを主張した。
- (2) これらの主張に対し、東京地方裁判所は、2009年12月14日、失当との判断を行って、原告らの請求をすべて棄却している。

3 第一審判決の不当性

(1) 上記のように、今回の判決は、原告らの深刻な戦争被害に対する司法による救済を頑なに拒否したものであり、極めて不当なものである。

(2) 裁判所の判断内容

ア 第一審において、原告らは、東京大空襲によって受けた被害の深刻な実態を訴え、裁判所をして、「原告らの受けた苦痛や労苦には計り知れないものがあつたことは明かである」と認定させ、さらに「原告らのような一般戦争被害者に対しても、旧軍人軍属等と同様に、救済や援護を与えることが被告の義務であつたとする原告らの主張も、心情的には理解できないわけではない。」とまで述べさせました。

イ しかし、その後判決は、そこで思考を停止させてしまい、「戦争被害者に対して救済、援助を与えるべきかどうか、与えるとしてどのような救済、援助を与えるべきかなどといった問題は、国会が・・・立法を通じて解決すべき問題であるといわざるを得ないし、このような国会の立法に関しては、・・・極めて広汎な裁量を認めざるを得ない」と、立法裁量論に逃げて、原告らの訴えを退けました。

しかし、このような思考は、戦後66年間国が、一般戦争被害者の救済を放置してきた実態を認識していない不当なものである。

4 控訴審での闘い

現在、大空襲訴訟は、東京高裁にて審理が行われている。そして、控訴人ら（原審原告ら）は、証拠調べにおいて、3人の証人と、4人の控訴人本人の尋問を申し出た。その3人の証人の中には、名古屋空襲において顔と手足に重傷を負い、戦後戦災障害者の立法運動を続けられてきた杉山千佐子さん（現在95歳）がおり、戦後の国の戦争被災者救済の実態・問題点などについて語っていただくとした。また、控訴人本人の4人の方々には、まだ裁判所に伝わっていない、戦争被害の実態を語っていただくとした。

これに対し、被控訴人国は、取り調べる必要なしとして、全員の却下を求めている。

そこで、控訴人らは、2010年から2011年の年末年始にかけて、裁判所の門前にて、複数回に及ぶ、宣伝行動を行い、署名を集め提出し、証拠調べの実施を訴えた。そして、裁判官を粘り強く説得し、2011年1月12日の第2回口頭弁論にて、4人の控訴人本人尋問を勝ち取った。また、証人3人についても、却下はさせず、保留させることになった。

これにより、控訴審において、本年2月28日と4月20日の2期日に渡って、本人尋問を行うことになった。なお、2月28日は、大阪地裁において審理されている、大作空襲訴訟の証人尋問期日でもある。

5 今後の取組み

(1)控訴審における尋問の成功

このように、我々は、4人の本人尋問の実施を勝ち取ったものの、3人の証人については、宙に浮いたままである。今後、我々は、裁判所に対し、積極的に進行協議期日などを申し入れ、裁判官を説得し、特に、杉山さんの証人尋問の実施を勝ち取る所存である。そして、今回勝ち取った2期日の本人尋問において、裁判所をして、空襲被害の実態を伝え、司法救済の必要性を認めさせるものである。

(2)戦争被害受忍論対策

また、つい先日（2011年1月18日）、大阪高裁は、シベリア被抑留者による国家賠償請求訴訟にて、既に破綻してしまっている「戦争被害受忍論」を持ち出して、控訴人らの請求を退けてしまっている。「戦争被害受忍論」とは、1968年の戦争中の在外資産凍結に関する事件において、最高裁が出した理屈で、「戦争犠牲ないし戦争損害は、国の存亡にかかわる非常事態のもとでは、国民のひとしく受忍しなければならなかった」等として、日本国民による戦争被害救済の厚い壁になってきたものであり、大日本帝国憲法下の「国民は、お国の戦争のために犠牲になるもの」といった極めて反日本国憲法的な価値観が垣間見えるものである。

本件東京大空襲訴訟の第一審においては、原告側の徹底した受忍論批判により、裁判所をして受忍論を出させないことに成功したが、いまだこのような判決が出される以上、本訴訟の控訴審においても、受忍論への退化、先祖返りをさせない努力が必要となろう。

(3)立法救済の実現

さらに、第一審判決にあったように、司法解決だけではなく、立法解決に向けた運動を展開する必要がある。

昨年8月14日には、「全国空襲被害者連絡協議会」が結成され、「空襲被害者等援護法」を制定して被害者への国家補償を実現するよう運動を展開している。

この問題を根本的に解決するには、日本全国に散らばる戦争被害者の声を集め、大きな運動を展開することが不可欠と考えられる。

自由法曹団の全国の会員の皆さんにも、戦争被害に苦しんでいる方々の声を集め、国にその責任を果たさせる運動にご協力をお願いする次第である。

大気汚染公害ある限り～ 東京大気「和解」後4年間のたたかい

渋谷共同法律事務所 原 希世巳

1 はじめに・現在進行形の公害

大気汚染は現在進行形の公害である。加害行為は現在もなお継続しており、今もなお新たな被害者が毎日生まれている。従ってたたかいの直接的な課題は、すでに発生した被害者の救済のみならず、公害の発生を差し止めることとならざるをえない。

東京大気裁判をたたかった原告患者らの願いもそこにある。

2 2007年8月8日・東京大気裁判和解「解決」の意義

この日、東京大気裁判は11年の裁判闘争を和解により終結させた。しかしこの「和解」は問題の最終的な解決ではなかった。「和解」は原告患者を救済するものであったが、それ以上に全ての大気汚染公害被害者の救済と、大気汚染公害の根絶を目指したたたかいを大きく前進させる貴重な陣地を築くものであった。

本裁判の和解条項は本文のみで9頁、さらに5頁に及ぶ公害対策の具体的な約束事項、対象道路、対象地点などを列挙した別紙が付けられている。前文とメーカーの解決金支払い条項、清算条項などは1頁足らず（十数行）で、他は全て今後のたたかいのための陣地とすべく、被告国・東京都・首都高などに約束させた条項である。その内容は、新たな医療費救済制度の創設に関わる条項と公害環境対策にかかわる条項（国・首都高が16項目、東京都が15項目に及ぶ）である。

被害救済、公害根絶を目指す次なるたたかいは、これら和解条項を早期に履行させていくことである。裁判の終結は和解条項をテコとした次なるたたかいのスタートであった。

3 2008年＝ぜん息医療費救済制度確立のたたかい

和解条項では、東京都は「都内に引き続き1年以上住所を有する気管支ぜん息患者で、非喫煙者など一定要件を満たす者を対象として」医療費全額を助成する制度を創設すると約束した。しかし救済対象者の要件は必ずしも明確ではなく、実際の申請手続きなどは全く白紙であった。

そこで私たちはこの制度を、全てのぜん息患者を差別なく救済するものとし、高齢患者や外出困難な患者も容易に申請可能な使いやすい制度にすること、そして患者の立場に立った制度運営を徹底させることを求めて、繰り返し東京都と折衝した。

東京公害患者会はこの制度をぜん息患者に周知させるため、ポスター、リーフ、チラシ、立看板等を普及し、「ぜん息110番」等の活動を進めた。また東京民医連、東京保険医協会を通じて医療機関への周知活動、主要病院への要請行動、駅頭や病院前での宣伝

などに取り組み、全ての患者救済を目指して運動に取り組んだ。

これらの運動は大きな成果を上げ、2008年8月の施行から2年半で、本制度による認定を受けたぜん息患者は6万人に迫っている。

また当時、弁護団と原告は東京民医連の60カ所以上の病院、診療所に足を運んで学習会や説明会を行い、500人近い患者を新たに患者会に迎えた。東京公害患者会の会員数は倍増し、その中から患者会活動の新たな担い手となる方々が生まれている。

4 2009年＝PM2.5環境基準の設定のたたかい

和解条項では、環境省はPM2.5（微小粒子状物質）について「環境基準の設定も含めて対応について検討する」と約束した。

1990年代には、PM2.5がとりわけ健康に重大な悪影響を及ぼしており、まさしく「現在進行形の公害」の主犯であることが解明され、97年には米国で環境基準が設定されていた。これまでの我が国の大気汚染公害訴訟においても、原告側は常にその環境基準設定を求めていたが、東京の和解条項で初めてこのような約束をさせることができたのである。

しかしこの和解条項では環境基準設定の「検討」を約束させたに過ぎず、また基準値が科学的に適正な値となる保証は全くないものだった。

私たちは和解後、全国の患者と連係して16回に及ぶ環境省局長交渉を行い、団体署名、最終盤のパプコメなどの運動に取り組んだ。そして2009年9月、米国並の厳しい規制値による環境基準設定を実現させることが出来た。

2011年度から全国の大気汚染観測局でPM2.5の観測が始まるが、都市部においては殆ど全ての地域で環境基準を超えることが不可避である。PM2.5の最大の排出源であるディーゼル車に対する規制のあり方、さらには車中心の社会構造の見直しも含めて、具体的な対策を実行させていく必要がある。

5 2010年～新たな国レベルの救済制度を目指して

2009年秋に環境会議の学者グループが提言「新たな大気汚染公害雄被害者救済制度をめざして」を公表、これを受けて2010年になると、国の責任で公害被害者の完全な救済制度を求める動きが全国的に広がっていった。2010年秋からは全国公害患者会と公害地球懇による請願署名運動が始まった。

この運動は、東京で医療費救済制度を勝ち取ったことが全国の患者会を勇気づけ、患者の切実な要求に火を付けた形で広がっていった。

東京にとっても、都の医療費救済制度の弱点（①対象疾病が気管支ぜん息のみで他の公害病は含まれないこと、②対象者は都民に限定されていること、③障害補償、療養手当などがないことなど）を克服し、恒久的な補償の枠組み（現行制度は被告らが拠出した200億円の財源で運営されており、その後の制度的な保証はない）を確立するため、国に完全な救済制度を作らせることの意義は極めて大きい。

2007年の和解協議においては、前述のような不十分点を持ちながらも、東京都に医療

費救済制度を作らせることで、現実には多くの被害者を救済しうることから、和解を成立させたのである。国レベルで完全な被害者救済制度を作らせることは、その次の課題と位置づけられた。

和解後、東京公害患者会は会員数を倍増させ、社会的な認知もすすみ、運動の力量を強めた。裁判当時の東京に限局されたたかいかいでは突破しえなかった課題が、今日の情勢を踏まえ全国の力を結集してたたかうことで、展望が切り開かれつつあるといえよう。

都の制度は和解条項により5年後見直しが予定されている。これを待たずにあと1、2年で、国に総合的な救済制度を創設させるため、患者たちは「救済制度を求める請願署名」に全力投入している。

6 道路公害対策の前進

公害環境対策に関する和解条項は多岐に及ぶが、主な内容は以下のものである。

- ①道路緑化の推進（一般的な努力項目に加えて10カ所の緑化を具体的に約束）。
- ②大和町をはじめとする「激甚交差点」7箇所の効果的対策を検討。
- ③自転車走行空間の整備推進。
- ④大気汚染観測体制の充実。
- ⑤大型貨物車の都心部乗り入れ規制（現行土曜22時～日曜7時）の拡大。
- ⑥公共交通機関への転換、モーダルシフト、ロードプライシング、交通需要マネジメントなど自動車交通総量の削減対策を一層推進。

これらに加えて、重要な点はこれら和解条項の進捗状況などについて、「連絡会」、「準備会」として協議する場を作ったことである。「連絡会」は公開で、最低年1回開催されることとされるが、昨年は続会として計3回行われた。

弁護団としては、各地域において身の回りから道路公害問題を考え、要求を組織していくことが重要と考え、2008年以降、弁護団が地域を分担して、地域の支援者（地域連絡会）とのつながりを生かしながら、地域での学習会、現地調査、対区交渉などの運動を組織してきた。現在まで足立、葛飾、江戸川、板橋、北、文京、千代田、品川、大田、世田谷、中野杉並の11の地域から公害対策要求書が出され、「連絡会」「準備会」の場でそれら要求実現のための交渉を進めている。引き続き全ての区と三多摩からも要求書提出を目指したい。

これらの交渉の結果、今日までに各地域での道路緑化事業は大きく進んでおり、また道路拡幅計画についても道路構造の見直し、歩道・植樹帯の拡幅などを勝ち取る成果を上げている（葛飾・水戸街道、江戸川・京葉道路など）。また都内の国道・都道それぞれ一定の路線に自転車道整備計画が検討されており、これから具体的な動きが始まる段階である。

「激甚交差点対策」については、国はこれまで松原橋、上馬、梅島、北品川の4箇所について実態調査を行い当面の対策素案を提示したが、その内容はACF（高活性炭素繊維）、光触媒など、小手先対策のみである。実効性ある対策を求めて引き続き交渉を強めてい

きたい。

大型貨物車の都心乗り入れ規制については、警視庁は平成 21, 22 年度に環七、環八通りの交通量調査を実施し、今対策について検討しているとの回答である。大型貨物の走行規制は今日、欧米の大都市では当然の施策となっており、これが大気汚染対策として有効であることはあまりにも明確である。遅ればせながら何とか東京でもこれを実現させるため今後も交渉していきたい。

首都圏建設アスベスト訴訟

城北法律事務所 松田 耕平

1 訴訟の概要

首都圏建設アスベスト訴訟とは、首都圏の建設労働組合に所属する石綿関連疾患（石綿肺、肺ガン、中皮腫等）に罹患した患者・遺族が、「謝れ、償え、なくせアスベスト被害」のスローガンの下に大同団結し、2008年5月16日に東京地裁、同年6月30日に横浜地裁に提訴した訴訟。原告数(患者単位)は東京地裁が172名、横浜地裁が40名、被告は国と建材メーカー（東京地裁45社、横浜地裁46社）。2010年4月23日、東京地裁140名、横浜地裁36名がそれぞれ二次提訴。一次と二次を合わせると、原告数（患者単位）は388名にのぼる。

提訴時に既に半数近くの原告が亡くなっていたが、提訴後約2年半の間にも多くの原告が相次いで亡くなっている。他に類例を見出すことが出来ない極めて深刻な状況を踏まえて、原告団と弁護団は、裁判所に対し、2年以内の結審を目指し、そのために主張・争点整理と同時並行して証拠調べを行うことを強く求めてきたが、その結果、原告側の要望を相当程度取り入れた形で訴訟は進行している。

2 「大山場」を迎える

2009年6月5日の第5回口頭弁論期日以降、毎回立証（尋問）を行っている（医師による石綿関連疾患のガイダンス、原告本人による職種別の粉塵曝露実態、日本政府のとした石綿建材推進政策等に関する学者尋問等）。

2010年11月10日の期日からは国側の立証（局所排気装置、粉じん測定、知見に関する各専門家証人）が行われているが、いずれの期日も早期結審の観点から主尋問と反対尋問を同一期日に行っている。

国側の立証は今年2月16日の期日で終わるが、被告メーカーらは立証をしない予定であるため、続く5月及び7月の各期日で原告側が原告本人尋問による被害立証を実施した後は、最終弁論・結審となる見通しである。

現在、弁護団は、年内の結審と来年3月までの判決を見据えて、これまでの主張の整理と立証の到達点の検証、学者意見書の作成、反対尋問の準備、300通を超える原告本人

の供述録取書作成・整理作業等に取り組んでいる。

訴訟としてはまさに「大山場」を迎えたという感があり、この言葉をスローガンに、弁護団だけでなく原告団とこれを支援する東京土建等の支援団体とが一体となって運動（200万人署名等）による世論喚起にも取り組んでいる。

この訴訟の帰趨に影響を及ぼすであろう大阪泉南アスベスト国賠訴訟が昨年5月19日に勝利判決を得たが、国が控訴し、現在大阪高裁に係属中である。同訴訟では今年1月13日の期日で裁判所が国側に和解協議に応じる意向の有無を確認しており、今後の動向が注目される。

「外環の2」訴訟～住民の声を無視し 続けることは許されない～

東京合同法律事務所 久保田 明人

1 「外環の2」訴訟とは

「外環の2」とは、高架式高速道路である「外郭環状線（外環）本線」（外環の東京都内区間のうち、関越道から東名高速までの約16kmの区間）の一部区間（目白通りから東八道路までの約9km）について、「外環本線」の高架下部分を有効利用すべく計画された地上部道路である。

「外環の2」は、「外環本線」と同時に、1966年に都市計画決定がされた。しかし、成熟した住宅街を形成している計画区域の住民らの激しい反対運動を受けたことなどにより、1970年に当時の建設大臣が計画の凍結宣言をし、計画は事業化も廃止もされずに長期にわたり放置されていた。1990年代に入り、「外環本線」建設の動きが再燃し、石原都知事は、2006年4月の東京都議会定例会見において、「地下工法でやるので地上に暮らすみなさんは安心してもらいたい。」との発言をした。これを受けて、地域住民らは「外環の2」計画はなくなるものと思いき、安心して暮らしていくことができると考えていた。2007年4月、東京都は高架式であった「外環本線」を大深度地下式にする旨の都市計画変更決定をして建設への動きが本格化することとなった。

ところが、東京都は、「外環本線」の地下式への変更決定後も、「外環の2」計画を廃止せず、むしろこれを将来事業化する態度を表明するに至った。

そこで、「外環の2」都市計画区域内に居住していた元自由法曹団長である故上田誠吉先生が「外環の2」都市計画決定の無効確認等を求めて、2008年10月に東京都を被告として東京地歩裁判所に提訴したのが「外環の2」訴訟である。

2 「外環の2」計画の問題点

(1) 前提を失った都市計画

「外環の2」計画は、「外環本線」が当初計画では高架式であったために必然的に生じる高架下の「死に地」を利用するという理由から計画されたものであって、高架式の「外環本線」計画を“大前提”“重要な基礎事実”とした計画であった。

このことは、計画決定当時の都市計画審議会や特別委員会などの議論をみても明らかで、そこでは「外環の2」独自の必要性は議論されていないばかりではなく、『外環本線』からあふれる交通量を処理するために『外環の2』を築造する」とまで述べられている。

したがって、「外環本線」が高架式から大深度地下式に変更された以上、「外環の2」計画自体の存在理由・意義は失われているのである。

(2) 長年かけて成熟された住宅地を破壊する道路計画

「外環の2」計画区域は、住宅が密集し、長年かけて築き上げてきた成熟したコミュニティや豊かな環境が形成されている住宅街を南北に縦断している。「外環の2」は、住民から土地を取り上げ、そのような成熟したコミュニティ・環境を破壊し、住民の人生を大きく変容させてしまうことになるのである。

(3) 根拠なき都市計画による住民への負担

「外環の2」都市計画は、上記のとおり、高架式「外環本線」という重要な基礎事実を失って根拠がなくなっているものであり、そのような正当性を失った都市計画により、建築制限等の権利制限を住民に課し、住民の人生に大きな不安をもたらしていることが最大の問題点である。

3 訴訟での争点

訴訟では、大きく分けて以下の2点が争点となっている。

(1) 都市計画決定の処分性の有無

都市計画法上の都市計画決定については、裁判所においてその処分性がこれまで認められておらず、本件訴訟でも争点の一つとなっている。

当弁護団は、都市計画決定による建築制限等が処分性を認めるに足りるだけの権利制限であることを具体的事実をもとに主張するとともに、抗告訴訟以外の訴訟形態（当事者訴訟等）も提起することにより、裁判の入り口を突破しようと尽力している。

(2) 「外環の2」計画決定の違法・無効

上記の入り口論を前提として、「外環の2」計画が違法・無効か否かが最大の争点である。

当弁護団は、「外環の2」計画の重要な基礎事実である高架式「外環本線」が存在しなくなったのであるから、計画の廃止義務が生じており、長年にわたり廃止手続きをしないのは違法状態にある、また、その重要な基礎事実を失って根拠がなくなった都市計画により権利制限をするのは憲法違反であって無効であると主張している。

4 住民の生の声を聞いて

当弁護団は、実際上の当事者である住民らがどのような意識・意見を持っているのか

検証すべく、2010年4月から6月にかけて、「外環の2」計画区域内及び区域周辺の住民3000世帯を対象に実態調査アンケートを行った。

回答は825通にのぼり（27.5%）、回答者の約6割にも相当する484名が、選択肢式部分だけではなく、自由意見欄に記載を行っており、住民の関心の高さを知った。回答内容を見てみると、都市計画による建築制限について不便を感じる者も多数あったが、それよりも、将来の立ち退きの可能性や将来の住環境の変化の可能性のために、家の建て替え・改修計画が立たないことや、人生設計が立てられないという地位の不安定さが最も人々に困難性を与えていることが判明した。

また、本アンケートの時点においても、「外環の2」計画自体について知っている者は約64%（825名中533名）に留まること、また「外環本線」の地下化後も「外環の2」計画が存続していることを知っている者は、さらに少ない56%（825名中466名）に留まることが判明した。この結果、計画地上及び計画地直近の住民であっても、「外環の2」の認知度が非常に低いこと、また、「外環の2」の存在は知っていたが、「外環本線」の地下化によって「外環の2」もなくなったと考えていると推測される者が8%程度いることが判った。

すなわち、都市計画決定から40年を経ているにもかかわらず、「外環の2」について知らない者が本アンケート以前には全体の33%程度も存在しており、もし、本アンケートがなければ、それらの人々は「外環の2」について全く知らないまま生活を続け、ある日、思いもよらなかった土地の収用通知や住環境の激変に遭い、愕然とする。他方、「外環の2」を知っている者は、40年以上にわたって将来の生活の不安定さへの不安に日々苛まれる生活を送っているということが、本アンケートにより明らかになった。

このように、都は住民への説明責任を果たさない一方で、長年にわたり住民を不安に陥れてきていたのである。

5 今後に向けて

近年、地域行政と住民が話し合う場が各地で設けられてきているが、その場でも都は説明責任を果たそうとはしていない。そのような状況の中、住民らは自主的に勉強会や集会を開催し、問題の共有と運動の組織化を進めようとしている。

当弁護団も、上記アンケートで得られた住民の貴重な声を重く受け止め、今後、地域住民と協力して訴訟遂行していく所存である。

◇教育

日の丸・君が代訴訟の現在

城北法律事務所 平松 真二郎

2003年10月23日、東京都教育委員会は、卒業式等の儀式において教職員らに「国旗に向かって起立し、国歌を斉唱すること」を懲戒処分によって強制する通達を発出した。それから7年半が経過した。

この間、まず、400名の教職員が原告となって、「国歌を斉唱する義務がないことの確認」及び「職務命令違反として処罰することの差し止め」を求める訴訟（予防訴訟）を提起し、2006年9月21日、東京地裁民事36部において原告らの訴えを全面的に認める画期的な判決が出された（難波判決）。

しかし、その後は、起立しなかったことを理由として嘱託採用の合格取り消しをされた教職員が原告となった解雇訴訟（2007年6月20日判決 東京地裁民事第11部）、起立しなかったことを理由として嘱託の採用を拒否された教職員が原告となった採用拒否訴訟（2008年2月7日判決 東京地裁民事19部）、そして、実際に起立しなかったことを理由として懲戒処分をされた教職員が原告となり、懲戒処分の取り消しを求めた訴訟（2009年3月27日判決 東京地裁民事19部）、さらにはそれらの控訴審（採用拒否事件につき2010年1月28日判決 東京高裁第4民事部、解雇訴訟につき2010年2月23日判決 東京高裁第16民事部）と、いずれも、通達および職務命令が憲法19条あるいは教育基本法10条に違反しないとする判決が続いている。

今後、予防訴訟控訴審（2011年1月28日言渡予定）、懲戒処分取消訴訟控訴審（2011年3月10日言渡予定）につき判決が予定されている。

また、懲戒処分取り消し訴訟（2次）についても2010年2月3日に東京地裁での弁論終結、11年5月～6月には判決となる見込みである。

1. 各訴訟の経過

(1) 予防訴訟（東京高裁第24民事部係属中）

06年9月21日、原告の訴えをすべて認める全面勝訴判決であったが（東京地裁民事36部）、都教委側の控訴により控訴審での審理に移り、08年10月には渋谷秀樹立教大学大学院教授（憲法学）、09年12月には、市川須美子独協大学教授（教育法学）の証人尋問が行われ、10年10月結審した。2011年1月28日に判決言渡予定である。

(2) 解雇事件（東京高裁第16民事部）

07年6月20日の全面敗訴判決を受け、控訴審での審理が続いていたが、2010年2月23日、東京高裁は原告らの控訴を斥ける判決を言い渡した。現在、最高裁に上告している。

(3) 採用拒否事件

ア 採用拒否事件（東京高裁第4民事部）

08年2月7日の第1審判決では、起立しなかったことのみを理由とする嘱託採用の拒否を都教委の裁量権逸脱と認定し原告の請求を一部認容する判決が出されている。

しかし、通達および職務命令自体の違憲違法性については認められなかったため、原告も控訴した。2010年1月28日に原告勝訴部分を取り消す、原告全面敗訴の判決となった。現在、最高裁に上告している。

イ 採用拒否（2次）訴訟（東京地裁民事第36部）

07年、08年、09年に非常勤教員などへの採用に応募しながら、起立しなかったことで懲戒処分を受けていることを理由として非常勤教員への採用を拒否された原告による訴訟。09年9月29日提訴し、現在、地裁での審理が続いている

(4) 抗告訴訟

ア 第1次訴訟（04年3月、4月に処分された原告173名）（東京高裁第2民事部）

08年12月25日に弁論終結、09年3月26日、原告の請求を全面的に退ける不当判決。原告団はただちに控訴した。控訴審では、10年10月15日に浦部法穂神戸大学名誉教授（憲法学）の証人尋問が行われ、原告一人ひとりの主観的な「思想」がどのようなものであっても、国旗という国のシンボルとどう向き合うかという国民一人ひとりの自主的、自律的な判断にゆだねるべき事柄に就いて、一定の価値判断に沿った行為を強制することが憲法19条に違反することになるとの証言を得たところである。10年10月15日に控訴院での弁論は終結し、11年3月10日判決言い渡し予定である。

イ 第2次訴訟（05年、06年に処分された原告67名）（東京地裁民事19部）

09年2月に野田正彰関西学院大学教授（精神医学）の証人尋問により、卒業式などを前に教職員に精神的負荷がかかっている実態が明らかとなった。その後、原告本人尋問のほか、10年10月4日に土屋英雄筑波大学大学院教授（憲法学）の尋問により、日本国憲法の源流でもあるアメリカ合衆国の憲法判例、特に、国家忠誠宣誓の強制拒否、星条旗への敬礼の強制拒否など国家シンボルの強制の拒否に関するアメリカ連邦裁判所の判例は、拒否する者の主観面に触れることなく連邦憲法修正1条に違反すると判断していることが紹介された。11年2月3日に弁論終結、初夏には判決言渡となる見込みである。

ウ 第3次訴訟（07～09年に処分された原告50名）（東京地裁民事11部）

現在、東京都人事委員会における審理が続いているが、10年3月2日東京地裁に

提訴した。現在、東京地裁での審理が続いている。

2 国旗国歌の持つ国民を駆り立てる力

(1) 前記のとおり、数多くの訴訟が提起されている（私たちの弁護団が関わっている以外にも同種の訴訟が多数提起されている）が、それはこの通達に対して疑問を抱く教職員が数多くいることを物語っている。

何より、日の丸君が代が価値中立的なものではなく、教育現場への日の丸君が代の導入が、なお賛否が分かれる問題であるからであろう。

難波判決では、「我が国において、日の丸、君が代は、明治時代以降、第二次世界大戦終了までの間、皇国思想や軍国主義史王の精神的支柱として用いられたことがあることは歴史的事実であり……なお国民の間で宗教的、政治的にみて日の丸、君が代が価値中立的なものとは認められるまでには至っていない状況にあることが認められる」とされ、いまなお、賛否が分かれる問題であることが理解されていた。

しかし、その後続く東京地裁・東京高裁の各判決では、あたかも日の丸君が代の儀式的行事への導入が価値中立的なものであるかの判断が続いている。

(2) 確かに、「日の丸」や「君が代」は言うまでもなく「ハタ」であり「ウタ」にすぎない。それだけでは特別の政治性や思想性を表象するものではない。

しかし、「日の丸」が「国旗」であり、「君が代」が「国歌」とされる限り、「日の丸」や「君が代」は、政治性や思想性が捨象されたただの「ハタ」や「ウタ」ではなく、日本国を象徴する「ハタ」であり、「ウタ」となる。

そして、いま、東京都で求められていることは「国旗に向かって正対して起立し」「国歌を起立斉唱すること」であるが、これはどのような意味を持つ行為であろうか。「国旗に向かって起立し正対すること」は、ただの「ハタ」に対して起立しているのではなく、その背後に「国旗」が象徴する「国家」の存在を認識するから起立するのである。

そして、象徴物に対して起立し正対することは、その象徴する存在に対し、敬意を表する姿勢を取ることであるから、「国旗に向かって起立し正対すること」は、国旗が象徴する「国家」に対して敬意を表する姿勢を取ることである。

また、国歌を象徴する「ウタ」を斉唱することもまた、「国歌」が象徴する「国家」の存在を認識しているがゆえになされる行為である。そして、起立して斉唱することは、その象徴する「国家」を賛美するものでもあり、少なくとも、その象徴する「国家」を肯定的に受容することを示す行為である。

したがって、『国旗』に向かって起立し正対することあるいは『国歌』を起立斉唱することは、「国家」に対して尊重あるいは敬意を表する行為を行うか否かという、まさに国家と個人の向き合い方という政治性あるいは思想性をはらんだ行為なのであり、これらが捨象された無色透明な儀礼的行為ではありえない。

まさに「国旗」や「国歌」はそれ自体政治性、思想性を帯びているのであり、その「国旗」や「国歌」に対して特定の行為を強制することもまた政治性・思想性を捨象することはできないはずである。

- (3) 国旗や国歌はときとして、ナショナリズムを鼓舞して、国民に国家への同一意識、統一の意識を生み、国家に統合する政治的・思想的な意味を持たされ利用されてきた。「国旗」や「国歌」など国家シンボルへの無限定な忠誠を国民に求めることは、危険なナショナリズムを高揚させ、他国に対して排他性、攻撃性高める危険性を内包している。

にもかかわらず、下級審判決は、そのことを無視して「児童・生徒、保護者や来賓等多数の人が参列する集団的行事である卒業式等において、校長がその権限に基づき、国歌斉唱を含む式次第を定め、これを実施しようとすることは、儀式としての性質上その必要性はあると言える」などとして、儀式的行事の統一性、画一性の必要にまで言及する。

国家権力による「思想統制」は、思想を体現する行為の強制として顕在化する。特定の儀式において権力が特定の行為を求めること自体、「思想統制」の第1歩である。下級審判決は、画一性を求めることが人の内心の自由を制約につながりかねない問題であること無視して「一律の行為を求める」ことを許容する裁判官の根底にある人権よりも秩序優先の意識がにじみ出たものであるというほかない。

3 起立斉唱の強制は児童生徒に対する「教化」にはかならない

- (1) 訴訟において、都教委は、学習指導要領に基づく指導を求めていると主張するようになったが、これは後付けの言い訳にすぎない。

そもそも、学習指導要領には、卒業式等の儀式的行事において「国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう指導するものとする」としか規定されていない。通達の実施指針では、国旗を正面向かって左に掲揚し、都旗を右に掲揚するよう規定しているが、なぜ、そうなるのかを学習指導要領から読み取ることはできない。

また、音楽教師にピアノ伴奏を強制しているが、なぜピアノ伴奏でなければならないのか、伴奏を音楽以外の教師が行ってはいけないのか、通達の実施指針は学習指導要領から導き出される内容ではない。

さらに、通達の策定過程において、学習指導要領の趣旨について議論されたことは全くなく、発出を決めた教育委員会においても学習指導要領の趣旨と通達の関係についてはまったく議論されていないのである。

- (2) また、都教委は、「国旗国歌に対する正しい認識とは、いずれの国においてもその国の象徴として大切にされており互いに尊重し合うことが必要であること、我が国においては、国旗は「日章旗」であり国歌は「君が代」であること、国歌「君が代」は、日本国憲法の下においては、日本国憲法において天皇を日本国民統合の象徴するわが

国がいつまでも反映するようにとの願いを込めた歌であることを理解すること」であるという。

さらに、「将来、児童・生徒が国歌斉唱する場に臨んだとき、一人だけ、起立もしない、歌うこともしない、そして、周囲から批判を受ける、そのような結果にならないように指導すべきと考えている」と主張する。

しかし、そもそも、通達では、教職員に対し「国旗に向かって起立し、国歌を斉唱すること」だけを求めており、仮に教職員が起立斉唱したからといって、生徒が国旗に対する正しい認識や尊重する態度を身につけることにはつながらないことは明らかであろう。

また、都教委の主張は、いかなる場面であっても、国歌斉唱時の不起立は批判されるべき態度であることを前提とした主張であり、一定の観念に基づく主張にはかならない。「日の丸」あるいは「君が代」にどう向き合うかは、子どもひとりひとりの思想・良心の自由の問題であることからすれば、被告の主張は、子どもの主体的で自由な選択を一切排除し、「起立斉唱」することが「日の丸」「君が代」に対する「正しい認識」「正しい態度」であるという一方的な結論を押しつけるものである。

このような一定の観念に基づく「指導」なるものは、「強制」「教化」でしかなく、子どもが自らの思想・良心を自由に形成しその人格を豊かに完成し実現して行くために保障されるべき、子どもの学習権から要請される「教育」ではありえない。

4 今後の課題 ～ピアノ最高裁判決をどう乗り越えるか～

- (1) ピアノ事件最高裁判決以降の各下級審判決は、国歌斉唱時の起立等を命じる校長の職務命令が憲法 19 条に違反するかという点についてピアノ事件最高裁判決に安易に追随する判断を示している。

処分取消訴訟（一次）の地裁判決も「原告らが国歌斉唱時の起立を拒否することは、原告らにとっては思想・良心に基づく一つの選択ではあろうが、一般的には卒業式等の国歌斉唱時に不起立行為等にでることが、原告らの歴史観ないし世界観又は信条と不可分に結びつくものではなく、また、校長の職務命令は、原告らの思想・良心それ自体を否定するものではなく、原告らに対し特定の思想を持つことを強制・禁止したりするものでもない」として、憲法 19 条違反とは認めなかった。

しかし、このような論理では、教職員だけでなく、児童・生徒あるいは保護者が、信仰、そのルーツ、歴史認識などから、国旗に向かって起立して国歌を斉唱することはできない思想を持つことは許されても、いざ国旗に向かって国歌を斉唱するよう求められたとき、自らの思想・良心に従って行為すること、すなわち、起立しないことは、憲法 19 条の保障の範囲外となり、児童・生徒・保護者に対して、国歌の起立斉唱を強制しても思想・良心の自由の保障の対象外と解されかねない点で誤った論理に立っていることは明らかである。

(2) さらに、原告数が延べ700名を越えているが、そもそも、その原告一人ひとりについて裁判所が「起立斉唱を拒否する」理由が何であるかを認定し、その理由と起立の拒否行為との間に「一般的客観的にみて不可分の結びつきがあるといえるか」を判断することが可能であろうか。

可能であるとしても、「起立斉唱を拒否する理由」を認定することは、個人の内心のありようについて裁判所が認定する、これ自体「公権力が個人の内心を取りざたすること」であって憲法19条が忌避するいわゆる「思想調査」に該当しかねないのではないか。

あるいは、この理由であれば「一般的客観的に起立斉唱の拒否することとの不可分性」を認め、あの理由では認めない、などと判断することは、「起立を拒否する理由＝思想・信条」による差別的取扱を認めることにつながるのではないか。

ピアノ最高裁判決の論理は、憲法19条の解釈論としてあまりに脆弱であり、個別事件の裁判例にとどまると捉えるべきと思われる。

したがって、その判断枠組を一般化してその他の事案の判断に持ち込ませてはならない。

(3) むしろ、日の丸君が代の導入は賛否が分かれる問題であり、「日の丸君が代」が価値中立的な位置づけにはないことへの理解がある難波判決に対し、ピアノ判決多数意見やその後の東京地裁の各判決は「国旗・国歌」の持つ政治性・思想性を捨象している点に問題があることは前述のとおりである。

そこで、あらためて、「日の丸・君が代」の問題というより、むしろ「国旗・国歌」の問題であることを鮮明にした主張を展開することが必要ではなかろうか。

「国旗・国歌」という国家シンボルに向かってどのようにふるまうか、これは、その象徴する国家とどう向き合うかという問題につながり、それは、さらに「個人」と「国家」という立憲主義の原点の問題に帰着する。

そして、国家とどう向き合うかは、個人の内心のありようと深く結びつく問題であること、すなわち、誰にとっても国歌の起立斉唱の強制は政治性、思想性を帯びた行為であり、そのような一定の思想性政治性を帯びた行為を強制すること自体、一定の思想の強制・勸奨であって、憲法19条が禁じる場所であるという理解にたどり着くよう裁判所を説得することが必要となっていると考えている。

団本部の教育問題の取り組み

クラマエ法律事務所 村田 智子

1 団本部では、教育問題委員会をつくって、教育問題に取り組んでいます。

現在の取り組みの柱は3つで、①日の丸・君が代問題、②「新しい歴史をつくる会」の中学校歴史・公民教科書の採択を阻止すること、③子どもの貧困問題への取り組みです。

2 まず、①日の丸・君が代問題について、最近問題になっているのは、北海道の動きです。

北海道では、教育委員会が、各学校に対し、日の丸・君が代の「適切な実施」を求める通知を出しましたが、その内容は、各教師が起立するかどうか等を事前に調査することを求めるということまで含むものとなっています。

このような動きは、選挙違反に端を発した北海道教組へのバッシングに連なって起きているものですが、全国に波及していく危険もあり、警戒が必要です。

団本部では、北海道支部と相談をしながら、今後の動きを考えていく予定です。また、日の丸・君が代の予防訴訟では、1月28日、東京高等裁判所で、敗訴判決が出されてしまいました。日の丸・君が代の強制を容認する雰囲気は、徐々に強まっているように思われます。

東京都での日の丸・君が代の強制につきましては、今後も、東京支部と合同で抗議声明を出すなど、一緒に取り組んでいただければと思います。

3 次に、②「新しい歴史をつくる会」の中学校歴史・公民教科書の採択阻止についてですが、現在東京では、東京都、及び杉並区が「新しい歴史をつくる会」の教科書を採択し、使用しています。

また、2009年度の採択では、東京の近郊である横浜市の一部で、「つくる会」系の歴史教科書が採択されました。現在、団の神奈川支部は、他団体や、市民と連携し、抗議声明の発表や集会への協力など、様々な取り組みをされています。

2011年度は、指導要領の全面的な改訂を受けてつくられた教科書が初めて採択されるという、画期的な年となります。2009年度の採択とは違い、「今まで採択されていた教科書にこだわらずに、新たな視線で教科書を選ぼう」という機運も高まるものと予想されます。

排外主義が高まり、強いリーダーが求められている今日、「つくる会」系の教科書を容認する素地は、以前よりも広がっているように感じられます。

したがって、私たちも知恵を絞って、ポイントをおさえた運動をしていかななくてはと

思うのですが、2005年度と違い、事前に各会社の教科書の内容を知るのは困難です。

団本部としましては、教科書ネットをはじめとする市民団体と密に連携しながら、できるだけ早く教科書の内容を知ることができるように努力をいたします。また、できるだけ早い時期に、団員や、市民の方々に「つくる会」系の公民教科書の内容の問題点をお伝えしたいと思っています。

今年の夏は、団員の皆様には、各地域の教育委員会に要請行動をお願いすることになります。

適宜、情報をお伝えし、ご協力をお願いすることになろうかと思いますが、よろしくお願ひ致します。

- 4 ③の子どもの貧困問題についての取り組みですが、団本部で講師を呼んで勉強会をしたり、5月集会の貧困問題の分科会でお時間をいただいて報告させていただいたりしています。また、日弁連の、子どもの貧困問題に関する各界懇談会にも、ほぼ毎回、参加しています。

この問題は非常に重要な問題ですが、直接の法律問題に結び付きにくいいため、どうしても取り組みが低調になりがちです。

弁護士会や事件で子どもの貧困問題に取り組んでいる団員のアドバイスをいただければと思っています。

- 5 団本部の教育問題委員会の取り組みはこんな感じですが、今年は例年より忙しい1年になりそうです。

東京支部の団員の皆様、ぜひ、本部の委員会にもご参加ください。

七生養護学校事件「ここから裁判」

三多摩法律事務所 橋詰 穰

1 事件の概要

日野市にある東京都立七生養護学校（知的障がい）で行われていた性教育（「こころとからだの学習」）について、2003年7月、自民党と民主党の3名の都議（田代博嗣、土屋敬之、古賀俊昭）が、都議会質問で「世間の常識をかけ離れた性教育」などと教育実践を不適切なものと指摘し、東京都教育委員会もそれに同調する答弁をした。そして、その2日後、上記都議らと都教委は、産経新聞の記者も同行して、同養護学校を「視察」と称して訪れた。同「視察」において、都議らはその場にいた養護教諭らに一方向的な批判・非難を加え、産経新聞は十分な取材も行わないまま同養護学校の性教育を「まるでアダルトショップのよう」「不適切な性教育」などと報道した。都教委は、それまで同養護学校の性教

育を評価していたにもかかわらず、突如態度を翻して都議らに同調し、同養護学校にあった性教育用教材を不適切なものとして没収（所管替え）した。そして、前校長の金崎満氏を停職1ヶ月の懲戒処分及び校長から一般教諭へ降格する分限処分とし、同養護学校の教諭らを含む計104名を嚴重注意処分にしたうえで、大量異動により配置転換するなどした。

2 人権救済の申立て及び地裁への提訴

東京弁護士会に対する人権救済の申立てについて、2005年1月、東京弁護士会は、都教委の行為が子どもの学習権、教師の教育の自由を侵害した重大な違法があると認定し、都教委に警告を発した。同警告は、教師に対する嚴重注意処分の撤回、教材の返還、教育内容の原状回復、今後の不当な介入の禁止を求める画期的な内容であった。しかし、都教委も都議も態度を改めなかった。

2005年5月に、七生養護学校の教員、保護者27名が、東京都、都教委、都議、産経新聞らを相手取り、①東京都、都議ら、産経新聞社に対する損害賠償、②東京都及び都教委に対する没収教材の返還請求、③産経新聞社に対する謝罪広告を求めて提訴した（通称「ここから裁判」）。その後追加提訴を経て、原告の数は現在31名である（教師29名、保護者2名）。

また、金崎校長については、東京都人事委委員会の審査請求を経て、2006年5月、東京地裁に処分取消しを求める訴訟を提起した（通称「金崎裁判」）。

3 裁判の経過

(1) 東京地裁での一部勝訴判決（「ここから裁判」）

提訴から約4年の審理を経て、2009年3月12日、東京地方裁判所（民事24部 矢尾渉裁判長）は、三都議と東京都に対して損害賠償の支払いを命じる原告一部勝訴の判決をした。同判決は、同養護学校の具体的な教育実践に対する政治介入について、①都議らの「不当な支配」（旧教育基本法10条1項）、②都教委の保護義務違反、③都教委の嚴重注意処分の違法などを認定し、一定の評価ができるものであった。すなわち、都議らが視察において養護教諭を非難した行為を、都議らが政治的な主義、信条に基づき本件養護学校の性教育に介入・干渉するものであり、教育の自主性を阻害しこれをゆがめる危険のある行為として、旧教育基本法10条1項の「不当な支配」にあたること認定したこと、都教委にはこのような「不当な支配」から教員を保護する義務があったにもかかわらず都議らの非難を制止することなく保護義務に違反したと認定したこと、嚴重注意は人事上の処分ではないが、社会観念上著しく妥当を欠き裁量権を濫用したと認められる場合は違法であると判断した。その上で、性教育は教授法に関する研究の歴史も浅く、創意工夫を重ねながら実践実例が蓄積された教授法が確立されていくという面があるところ、性教育の内容が不適切だとして教員に対する制裁的取扱いがされれば、

教員を萎縮させ、創意工夫による教育実践の開発がされなくなり、性教育の発展が阻害されることにもなりかねない等と判断した点は、極めて画期的であったといえる。

(2) 双方の控訴と控訴審の経過

同判決に対し、東京都及び都議らはそれぞれ控訴した。原告らも、同判決が憲法の保障する教育の自由の侵害を明確に認定するところまでは踏み込んでいない点、教材返還請求や産経新聞社の不法行為責任を認めなかった点など、不十分な点があったことから控訴した。

以後、東京高裁での審理を重ね、2010年9月には古賀俊昭都議の尋問（他の被告都議2名は一審で尋問済み）、同年11月には都教委の指導主事の証人尋問が行われた。しかし、その後、原告側の申請した学者証人や原告本人の尋問は採用されず、2011年2月22日に結審が予定されている。一審判決の示したあるべき教育の判断枠組みをさらに深めた意義のある勝訴判決が下されることを期待したい。

(3) 金崎裁判

金崎裁判は、2008年2月に東京地裁が、金崎さんへの懲戒及び分限の各処分を取り消す旨の判決を言い渡し、東京高裁は2009年4月9日東京都の控訴を棄却した。これに対し、都教委が上告していたが、最高裁は2010年2月23日に都教委の上告を受理しない決定をし、都教委の処分の違法（無効）が確定した。



◇薬害・医療

イレッサ問題の全面解決に向けて

薬害イレッサ東日本訴訟弁護団事務局長 阿部 哲二

薬害イレッサ訴訟は、今年に入って正念場を迎えています。この文章が出るころにはどうなっているか。

イレッサは、2002年7月に世界で最初に日本で承認された肺がん用抗がん剤です。夢のような新薬と宣伝され多くのがん患者の方々が飛びつきました。結果は悪夢でした。これまでに800人以上が副作用で亡くなったのです。特に販売開始後最初の半年で180人と被害が集中、イレッサを100人に服用させると4人が亡くなり延命効果が確認できないという状態だったのです。

2004年から東京と大阪の両地方裁判所で、国とイレッサを販売しているアストラゼネカ社を被告とする裁判を進めてきました。この裁判を進める中で、承認前から多くの副作用症例があったにもかかわらず被告らはこれを無視軽視してわずか5ヶ月余の審査で販売に踏み切ったこと、販売時の添付文書にはイレッサの危険性を示す警告欄が一切設けられなかったこと、販売開始後次々と副作用死が報告されたにもかかわらず直ちに警告措置をとろうとしなかったこと等が明らかにされました。

副作用の多い抗がん剤といえども、これほどの被害を出したのはイレッサだけです。しかもアメリカでは2005年から新規患者への投与が禁止されています。アストラゼネカ社のあるEUでは2009年まで承認が見送られ、昨年7月に承認されましたが、その承認は特定の遺伝子に変異のある患者に限定する厳しいものとなっています。これほどの死者を出したのは日本だけとなっているのです。

大阪地裁の西日本訴訟の判決言い渡し期日は本年2月25日と指定されています。東京地裁の東日本訴訟は3月23日と予定されます。しかし、私達は判決を待たずして、次の通りの要求を掲げ全面解決を求めています。

- ①国とアストラゼネカ社は、薬害イレッサ事件に対する責任を認め、被害者・遺族 に謝罪すること
- ②国とアストラゼネカ社は、薬害イレッサ事件の被害者・遺族に対し、損害を賠償すること
- ③国は、イレッサの再審査にあたり、イレッサの適応を限定等すること
- ④「がん対策基本法」に「がん患者の権利」を明記し、これに基づくがん医療体制を整備するにあたり、薬害イレッサ事件の教訓を生かすこと

- ⑤国は、抗がん剤による副作用死を対象とする副作用被害救済制度を創設すること
- ⑥国とアストラゼネカ社は、薬害イレッサ事件を検証し、薬害の再発防止に取り組むこと。

大阪・東京の両地裁は、1月7日に和解勧告を行ない国と企業の責任に踏み込んだ画期的な所見を出しました。イレッサの販売開始と承認にあたり間質性肺炎という極めて重篤な副作用に対する注意喚起・警告が不十分だったとするものです。

これまでの薬害訴訟では、承認後の副作用情報に対する対応遅れに責任が認められるかが中心的な争点となってきました。しかし、この薬害イレッサ訴訟では当初からの承認・販売のあり方が問題とされ、そして裁判所は被告らの責任を認めたのです。

私達はこの所見を得てイレッサの全面解決に向けて突き進む覚悟です。

私達の要求は被害者に対する謝罪と償いを基本に、さらに今後の薬害再発防止と救済制度の確立も求めています。

現在の医薬品副作用被害救済制度では、抗がん剤が救済対象医薬品から除外されています。そこで、抗がん剤による「副作用死」に限定し給付内容を遺族一時金と葬祭料に絞り込むことで抗がん剤副作用死救済制度を創設しようというものです。薬害スモンとの闘いで救済制度が作られ、薬害ヤコブとの闘いで制度は生物由来製品の感染被害をも対象とするようになりました。これを抗がん剤による死亡に広げようというものです。制度を機能させ充実させることは、被害の救済と薬害の根絶につながります。薬害イレッサ訴訟は、がん患者の生命の重さを問う訴訟、がん患者の知る権利の確立を求める訴訟です。有効で安全な医薬品の供給を求め、薬害の根絶をめざします。

B型肝炎訴訟～和解成立に向けた課題～

東京合同法律事務所 瀬川 宏貴

1 B型肝炎訴訟とは

(1) B型肝炎ウイルスと集団予防接種

B型肝炎とは、B型肝炎ウイルス（HBV）に感染することにより起こる肝臓の病気である。B型肝炎ウイルスに感染し、ウイルスが肝細胞に住み着く状態（持続感染）となった場合、慢性肝炎、肝硬変、肝がんの原因となる。B型肝炎患者・ウイルス持続感染者は、全国に約100万人いると推定されている。

B型肝炎ウイルスは、ヒトの血液を介して感染するものであるが、成人が感染しても免疫機能が発達しているため、基本的にB型肝炎ウイルスに対する抗体が作られ、持続

感染することはない。

しかし、0歳から6歳までの幼児がB型肝炎ウイルスに感染した場合、免疫機能が未発達なため、B型肝炎ウイルスは排除されず、持続感染者となる。

B型肝炎ウイルスの主な感染原として、集団予防接種の際の注射器の使い回し、母親からの感染、輸血による感染等がある。日常生活の場で、B型肝炎ウイルスに感染することはほとんどない。一方、集団予防接種において、注射器・筒が連続使用された場合、前の被接種者にB型肝炎ウイルスの持続感染者が存在していれば、ほぼ確実に後者に対し感染する。

現在までのところ、B型肝炎の決定的な治療法は開発されておらず、治療法としては、インターフェロン治療や抗ウイルス薬の投与により、ウイルスを抑える治療が一般的である。

また、抗ウイルス薬による治療は、開始後治療を中断した場合、肝炎が劇症化するおそれがあるため、いったん服用を開始すると、一生続けなければならない。薬代は高額であり、ウイルスが薬に耐性を持つリスクもある。患者は、このような不安を抱えながら治療を続けるほかない。

1948年、予防接種法が制定、施行され、予防接種が義務付けられた。国は、注射針・注射筒の使い回しの危険性を知りながらも注射器の連続使用を昭和63年頃まで放置した。このことにより、健康に生まれた多くの幼児がB型肝炎ウイルスの持続感染者とされた。

(2) 2006年の最高裁判決

1989年6月30日、B型肝炎ウイルスに感染した5人の原告が、国を被告として、札幌地方裁判所に訴訟を提起した。17年もの長い裁判の結果、2006年6月16日、最高裁判所は、5人の原告全員について、B型肝炎ウイルスに感染した原因が、原告らが乳幼児の時に受けた注射針・筒を連続使用して実施された集団予防接種にあるとして、国の責任を認める判決を出した。

(3) 各地での訴訟提起

最高裁判決の後、原告・弁護士、肝炎患者団体等は、国と交渉を行い、国にはウイルス性肝炎患者の救済対策を採る責任があると迫ったが、国は、原告5人以外のB型肝炎感染者については、責任を認めず、救済対策を採らないとの態度を表明した。

このような国の態度を変え、予防接種によってB型肝炎ウイルスに感染させられた被害者の被害を回復し、ウイルス性肝炎患者全てが安心して治療が受けられる恒久対策の確立を目的として、2008年、各地で訴訟が提起された。

現在、北海道、新潟、東京、静岡、北陸、大阪、広島、山陰、九州の9つの地域で弁護士が結成され、平成23年2月1日現在、全国で702名の原告が提訴している。

2 和解勧告から和解協議へ

(1) 和解勧告

2010年3月12日、札幌地裁が和解勧告を出し、現在まで札幌地裁を中心に和解協議が進められている。

(2) 和解協議の争点

和解協議では、①無症候性キャリアについて予防接種から20年の除斥期間が適用されるか、②和解金額（原告はC型肝炎救済法同基準を主張）、③集団予防接種を受けたことの立証方法（国は母子手帳等を要求、原告は国民のほぼ全員が予防接種を受けていたのであり、接種の事実は事実上推定されていると主張）などが争点であった。

(3) 年内解決に向けた取り組み

原告弁護団は、2010年内の全面解決を目指して、全国各地での街宣行動、4度にわたる厚生労働省前での座り込み、院内集会、国会議員要請、政党ヒアリング、地方議会での決議要請など、積極的な運動を行った。

また、各地で学習会、講演会等を実施し、支援組織の結成に努め、各地で学生を中心とした支援組織が結成された。東京訴訟でも、学生を中心とした支援組織が結成され、学生を中心としたシンポジウムの実施、山手線一周街宣行動などを行った。

このような運動の結果、徐々にマスメディアに大きく取り上げられるようになり、国会議員にもこの問題が浸透していった。11月には衆議院厚生労働委員会でB型肝炎訴訟についての参考人質疑が行われ、12月には与野党が共同でB型肝炎訴訟年内解決のための総理大臣・厚生労働大臣に対する要請を行った。

3 裁判所による和解所見の提示

運動が広がる中、和解協議において国は徐々に譲歩をしてきた。年内解決に向けた機運が高まる中、年内ぎりぎりまで裁判所における協議が続けられたが、和解水準や予防接種の認定方法などについて最後まで国が譲歩せず、年内解決は叶わなかった。

このような状況のなか、2011年1月11日、札幌地方裁判所は、和解所見を示した。所見の中身は、キャリア被害者に対する救済内容が原告の求めてきたものからすれば十分なものとは言えないなどの問題があるものの、キャリア被害者について検査費用及び和解金等の救済内容が示されていること、集団予防接種を受けたことの証明方法について母子手帳がなくとも救済の途が開かれた内容となっているなどからすると、全員救済につながるものと評価できるものであった。

4 所見の受け入れと残された課題

2011年1月22日、原告団は原告代議員総会を開き、所見の受け入れを決定した（ただし、国の謝罪や所見で積み残された論点の解決を前提として）。

同月28日、国も正式に所見の受け入れを表明した。

しかし、肝炎発症後20年を経過した原告の解決基準（国は除斥期間の適用を主張）など原告が譲歩できない積み残された論点が残っており、解決方法の枠組みも決まっていない（基本合意方式か、立法解決かなど）。このように解決に向けた課題は残されており、早期解決に向けて原告弁護団の総力を結集しているところである。

◇刑事・弾圧

国公法弾圧2事件（堀越事件・世田谷事件） ～猿払事件判例変更と法令違憲判決を勝ち 取るたたかい

東京南部法律事務所 佐藤 誠一

1. 最高裁に係属するまでの経過

堀越事件は2006年6月、世田谷事件は2008年9月、東京地裁で不当な有罪判決が出され、控訴審が東京高裁に係属していたが、昨年相次いで高裁判決が出された。

3月29日、堀越事件では、猿払事件最高裁判決を踏襲はするものの、堀越さんの職務と無関係な政党機関紙などの本件配布行為によっては、同法の「保護法益が損なわれる危険性を肯定することは常識的にみて全く困難」であって、これを処罰することは憲法21条1項・31条に違反する、との適用違憲そして逆転無罪判決を言い渡した。

「原判決を破棄する。被告人は無罪！」

その直後、「ウオー」というような声にならない声が傍聴席の後方わき起こり、裁判官席に向けて地鳴りのように押し寄せ響き渡った。

その興奮冷めやらぬ5月13日、世田谷事件の高裁判決である。堀越事件の無罪判決の影響でマスコミの注目度は非常に高く、判決直前の弁護団事務局は取材攻勢に追われていた。迎えたその日、高裁判決は、それはひどいものであった。猿払事件最高裁大法廷判決を踏襲するだけの、全く得るところのない不当判決となった。当然弁護団は直ちに上告した。

2. ほとんど同じ事案でなぜ正反対の判決となったのか

二つの高裁判決はいずれも猿払事件最高裁判決そのものは見直す必要はないとした。では「無罪」、「有罪」と結論が別れた理由は何か。それは「言論表現の自由」の理解の深さ、公務員の職務執行態度・政治活動に対する「国民の視線」の理解の度合い、人権水準を国際的な視野に立って見るかどうか、などの違いにあるだろう。「無罪」判決は、職務に無関係なこの程度の公務員の政治活動を犯罪として逮捕・処罰することは「言論表現の自由」の重大性からして憲法上問題であり、本件の行為そのものも公務の政治的中立性や国民の信頼を害する恐れは全くない、国民の意識・態度もこれを許容する水準

に成熟している、国際的な人権意識・感覚（世界標準）に照らしてもこれを処罰することはふさわしくない、このようにとらえた。反面「有罪」判決はこれらの要素を全部逆の立場で理解し、判決したのである。

堀越事件の裁判官らは、地裁の審理に加え高裁でも10人の証人尋問を行い各証人の証言から、先述の問題意識・判断を導いている。世田谷事件では、弁護側申請の証人について一人として聞いてみようとはしなかった。「有罪」の結論を導く根拠は、すべて裁判官の独自の世界観であったり社会や国家に対する独自の認識であった。その反動的な判示は、耳と目を疑いたくなる内容であった。

同じ東京高裁で、時期をほぼ同じくして、全く相異なる結論となったのは、二人の被告人からすると担当する裁判官が誰かという偶然の事情の違いでしかない。その意味で、不公平、不公正、不平等である。このような判決は、それこそ国民の司法に対する信頼を喪失させるだろう。二つの判決について朝日新聞の論説は、堀越事件無罪判決にこそ理があると論じたことは当然であった。

3. 最高裁での取り組み

先に上告となった堀越事件であるが、どの小法廷に係属するか注目されていたが、第2小法廷に係属することになった。追って上告となった世田谷事件も同小法廷に係属した。同小法廷は、大石事件、立川テント村事件、葛飾事件、と表現の自由に対する弾圧事件を、構成する裁判官の顔ぶれは変われども、次々「有罪」として切って捨ててきた「伝統ある」小法廷である。相手に不足はない。

裁判長は千葉勝美裁判官、調査官は岩崎邦生裁判官（48期）と両事件共通に決定した。この最高裁の対応は、両事件の同時判決を見越していることは明らかである。これまで両事件の弁護団は情報を共有しながらきたが、今後の体制として合同することとし、昨年11月16日、支援組織も単一の支援共闘組織を発足させ、最高裁宛署名用紙も統一版を作成し集約中である。

手続では、世田谷事件では上告趣意書を1月31日提出し、堀越事件では4月末日をめどに検察官上告趣意書に対する反論を提出する予定である。

それまでの当面する運動上の課題は、第1に、両事件の審理を第2小法廷から大法廷に回付させることである。猿払事件最高裁大法廷判決を見直し、これを改めさせるのである。改めさせる内容は、当然国公法・人事院規則の法令違憲である。堀越事件高裁判決も、この大法廷判決自体はこれを是とし、ただ本件では適用違憲とするのがやっとならった。やはり大法廷判決は大法廷でないところに反する判決は出せないのだ。

当面する課題の第2。第2小法廷に属する古田佑紀（フルユキ）裁判官の回避要求である。同裁判官は検察官出身で最高検次長検事を退官し、2005年に最高裁判事に任官した。その経歴から国公法事件の捜査に関与していることが十分推測されたので、弁護団は昨年9月22日、同裁判官について両事件の審理から回避するよう勧告書を最高裁に提出した。すると堀越事件では、既に同裁判官から回避の申立があつて、5月18日付けで回避の許

可が出ていたことがわかった。しかし世田谷事件については退官後の事件であるとして回避しようとしな。これでは世田谷事件の審理（合議）を通じて事実上堀越事件へも影響を及ぼさないはずはない。判決が出るまで、古田裁判官の回避を求めて行く。

以上、統一弁護士団は最終局面を迎えて奮闘中である。

足利事件再審無罪～残された課題は何か

東京合同法律事務所 泉澤 章

1. 2010年3月26日、宇都宮地方裁判所は、菅家利和さんに無罪判決を言い渡した。足利事件の発生からちょうど20年目にあたるこの日、裁判所から足早に出てきた菅家さんは、高々と「完全無罪」の旗を掲げた。しかし、幼女誘拐殺人の汚名を着せられて17年半もの間自由を奪われ、その間、父親の死に目にも、母親の死に目にもあえなかった菅家さんにとって、自らの完全な潔白を世間に認めさせた判決だとしても、単に嬉しいの一言であらわされるようなものではなかつたろう。

2. 足利事件で菅家さんを有罪に陥れた原因は、誤った科警研のDNA鑑定と虚偽自白である。再審判決もこのことを示したうえで、現場に残された犯人由来の遺留精液のDNA型と菅家さんのDNA型が、再鑑定により全くの別人であるとの結果が出たことから、犯人性を支えていた科警研のDNA鑑定は証拠能力が認められないとして、証拠から排除した。そして菅家さんの自白についても、DNA再鑑定の結果から説明がつかないとして、その信用性を全面的に否定した。

再審判決による結論自体に疑義はない。しかし、足利事件による冤罪の構図を全面的に明らかにして欲しいという菅家さん、弁護士団の要求を充たすには、率直に物足りないものであった。

第1に、再審判決は、本田克也筑波大学教授の鑑定についてはほとんど無視に近い立場をとっている。弁護士側申請の本田鑑定は、検察側申請の鈴木鑑定と同様、STR方式による最新のDNA鑑定によって再鑑定をしており、その結果については争いはなかった。ところが、本田鑑定が科警研鑑定と同じMCT118型まで鑑定を行い、当時の科警研の技術についても問題視したことから、検察は再審公判で科警研所長まで証人申請をして、本田鑑定の信用性を争ってきた。もし本田鑑定が正しいとなれば、当時科警研が行っていたMCT118型鑑定そのものの信用性が地に落ち、すでに死刑執行された飯塚事件などへの影響を検察は考えたのであろう。そして再審判決は、このような検察側と弁護士側との争いに深く分け入らず、結果的に本田鑑定も鈴木鑑定も最新のSTR型鑑定によれば別人となったのだから、争いのない鈴木鑑定を全体と

して引用するというかたちで落ち着けてしまった。

第2に、菅家さんの虚偽自白についてである。DNA型が犯人と異なるという結果が出た以上、菅家さんの自白が虚偽であること自体に争いはない。では、なぜそのような虚偽自白を菅家さんは「せざるを得なかった」のか。好き好んで犯人と名乗ったわけでもない菅家さんが虚偽の自白をするには、捜査から公判へ至る過程で、何らかの原因があったはずであり、そもそもこのような自白が任意でなされたと言えるのだろうか。再審公判で明かされた検察官による取調べテープは、自白の任意性と捜査機関による取調べ手法の問題性に肉薄する、格好の契機となるものであった。しかし再審判決は、検察官による拘置所での別件取調べを違法としつつも、ここでもそれ以上深く入り込まず、自白の任意性を認めてしまった。

3. このように再審公判による無罪の結果は当然のことであるとして、その結論を導く論理は十分であるとは到底言い得ないものであった。さらに判決後、警察庁及び最高検察庁が出した検証報告なるものは、結局、捜査機関による足利事件の反省は口だけであって、事件への反省を今後に生かそうという気がそもそも存在しないのではないかという疑問を湧かせるものであった。いずれの報告書も、取調べにおける問題性、特に菅家さんが強調する密室での強引な取調べの存在を事実と認めず、DNA鑑定についても、当時の科警研の技術水準によるMCT118型鑑定そのものが鑑定に値しない誤鑑定であったことを正面から認めない。今後に生かすべきことにしても、そこで考えられているのはあくまで内部検証の充実であって、取調べの可視化など当然のごとく触れられていない。これでは、第二、第三の足利事件、えん罪の発生を食い止めることなど到底期待できない。案の定、警察庁、最高検による検証報告が出た後も、厚労省郵便不正事件における自白の強要や検察官の証拠ねつ造が明らかとなっている。

4. 足利事件は、科学的証拠への批判的視点の重要性、自白に依拠した見方の危険性を、極めて強烈なかたちで私たちに示した。そのことが、裁判所の姿勢に多少の変化をもたらしていることは間違いない。しかし、前述したとおり、未だ重要ないくつかの問題は残されたままである。今後これらの問題をどう受け止め、さらにどう切り開いてゆけばいいのか、私たちへと向けられた大きな課題である。

待たれる無罪判決～～布川事件

八王子合同法律事務所 飯田美弥子

1 はじめに

^{ふかわ}
布川事件とは、1967年（昭和42年）8月に、茨城県利根町布川で発生した強盗殺人事件につき、無実の桜井昌司さん、杉山卓男さんが犯人として逮捕・起訴され、無期懲役の有罪判決が確定した、冤罪事件である。

確定審が二人を有罪とした根拠は、「自白」と「目撃証言」という供述証拠だけであったから、争点は、確定審・再審請求審・再審公判を通じて、ただ2つだけであった。

1つは、自白に任意性・信用性が認められるか？であり、もう1つは、二人を、犯行当夜、犯行現場の周辺で見かけたとする目撃証言が信用できるか？（アリバイの成否）である。

2 再審公判

(1) 早期の解決を求める

2009年12月14日、最高裁が検察側の特別抗告を棄却する決定をしたことにより、再審が開始される運びとなった。

2001年12月6日の第2次再審申立から、8年の歳月がかかったことになる。再審請求審は、それほど、重く長い手続であった。

しかし、そのような再審請求審において、地裁・高裁・最高裁と3度にわたって再審開始の結論が支持されたということは、上記2つの争点について、裁判所が、いずれも、否定的な判断をした、という意味である。

再審公判において、さらに何を調べるか。

そもそも、弁護側から、新たな調べを求めるべきか。

もとより、弁護団内には、この冤罪を生んだ構造的な問題全体を暴きたい、という願望がある。しかし、被告人（という呼び名に戻る）二人には、一日も早く汚名を返上したい、という希望が強い。逮捕以来、43年が経つ。逮捕当時、20歳と21歳だった二人も、既に還暦を過ぎた。

弁護団は、早期に無罪判決を取るべく、「不必要な主張・立証は求めない」という方針を確認した。

(2) DNA型鑑定請求

ところが、検察側は、第1回公判（2010年7月9日）恥知らずにも、被害者の首に巻かれていたパンツ、被害者の口に押し込まれていたパンツ等数点の証拠物について、DNA鑑定を請求した。有罪方向の証拠漁りである。

DNA鑑定で苦杯をなめた足利事件の意趣返しのもりだろうか。

想定外の検察側意見に、弁護団も、一瞬言葉を失った。

再審は被告人の利益にのみ許されるものであって、被告人を二重の危険に曝すことは許されない。再審公判での新たな有罪立証は、法理論上、認められないはずである。

いや、何より、DNA 鑑定によって、果たして有罪が立証されるのか。

43年前に押収し、ビニール袋を二重にして入れて、口をきつく縛ったまま、裁判所、あるいは、検察庁の倉庫に保管されていた、という保管状況は、DNA を損なわずに保存しておけたのか。

万一、被告人らの DNA と一致する DNA が証拠物から検出されたとして、それが、犯罪の機会に付着した、と断定できるのか。取調の際に触っていないか、示されたときに唾液が飛んだりしていないか。絶対にそんなことはなかった、と検察側は証明できるのか。

だいたい、今頃になって請求するなら、どうして、再審請求審で請求しなかったのか。

無駄で無意味な、検察側の時間稼ぎには、今でも腹立たしさを覚える。

結局、検察側が、鑑定資料たる証拠物を、鑑定請求する前に1か月近くも、裁判所から借り出していたことがわかり、その間、どのような保管状況にあったかを客観的に明らかにすることができなかつたため、たとえ一致する DNA が検出されても、犯行以外の機会に付着したという疑いが払拭できない以上、DNA 鑑定のために徒に時間を費やすべきではない、という誠に穏当な判断から、検察側の鑑定請求は、第2回公判（8月30日）に却下された。

(3) 目撃証人の尋問

検察側は、再審請求審で自ら提出した、0 証人の員面調書・検面調書・捜査官メモに対して、いずれも「不同意」とした。理由は、「信用性がない。」である。

えっ、自分達で作った調書なのに？

耳を疑う回答であった。

真犯人と思われる二人組を、被害者宅前で目撃した、最重要証人の尋問とはいえ、43年前の記憶である。今の証言の証拠価値がいかにどのものか、事件直後の新鮮な記憶を記録した調書の方が信用性が高いことは、誰の目にも明らかである。

それでも、不同意とされた。

0 さんのみならず、捜査メモを作成した捜査官の尋問も、セットで実施せよ、と弁護団は求めたが、検察側は、捜査官への尋問は絶対に拒絶であった。これ以上、捜査官に偽証をさせることはできない、と考えたものだろうか。

紆余曲折の末、調書には同意するが、尋問も行うという結論になり、9月10日、43年前の8月28日の目撃体験について尋問が実施された。

証人は、一生懸命、自分の見たままを伝えよう、と努力してくれた。しかし、何センチとか、何寸とか、背丈を言葉で表現するのは難しい。まして、43年前に比べると、本人は背が丸くなり、一緒に自転車で通った、当時中学生の息子も、その後、背丈は変わっている。このぐらい、と手で示した、その長さを測るのに、書記官が物差しを取りに

行っている間に、このぐらい、という手の間隔が大きくなってしまったりもした。

検察官は、後の論告で、43年目に証言をさせたOさんについて、証言の信用性が乏しく、「目立ちたい、注目されたいなどという心情から、(中略)思い付きや虚言を交えつつ述べてきた疑いが極めて強いといわざるを得ない。」とまでこき下ろした。

意に沿わない証人、証言に対しては、ここまで敵対的に非難するのか、と呆れるほかはなかった。

記憶が鮮明なうちに証言をさせなかったのは検察側である。調書が隠されていたから、その証人の存在すら、弁護団にはわからなかった。43年経って、尋問をしてみて、「ほれ、このとおり、信用のおけない証人だから申請しなかったのだ。何の問題もない。」と述べるなどは、居直りというのではなからうか。

論告の後、被告人の桜井さんは、「私達は、嘘の自白をした、という自分の落ち度がある。しかし、今、証人として証言してくれたOさんに対して、あのような失礼なことを言うとは、検察官の気が知れない。許せない。」と憤っていた。

(4) 被告人本人質問 (10月15日)

被告人のうち、桜井さんの尋問を私が担当した。杉山さんの担当は、三浦直子団員であった。

奇しくも、尋問の日は、43年前に、桜井さんが初めて自白をした日であった。もう、それだけで、いろいろな思いが去来する。

1時間という持ち時間で、当事者の思いを語り尽くさせることができるか。

しかし、感傷だけでは駄目である。43年という年月の間に、余りに思い返し、考え過ぎてしまって、記憶が変化してしまっている部分がある。そんな箇所を検察側に突かれてはいけない。資料を読み込み、本人との打ち合わせ、先輩弁護団員に講評してもらうことを繰り返して、本番に臨んだ。

幸いにも、よかった、と言っただけ、ほっとしたことであった。

(5) 論告求刑 (11月12日)

検察側の論告は、70頁。全部を読み上げるのに、1期日(3時間)を要した。求刑は、無期懲役である。

「被告人ら兩名には全く改悛の情が認められない」との行には、失笑が起こった。

(6) 最終弁論 (12月10日)

弁護側の最終弁論は、本文だけで357頁。1期日で読み上げることは到底不可能であるから、要旨の告知となった。

圧巻は、被告人ら本人の意見陳述であった。

桜井さんは、検察側に対し、「怒りはあるけれども、恨んではない。冤罪を作ることには止めて欲しい。自分はそのための活動をするつもりだ」と語り、杉山さんは、「私は検察側に謝ってもらいたいとは思わない。謝られても許す気はない。謝るなら、失意のうち亡くなっていった桜井の両親に謝ってもらいたい。」と語った。

4 3年闘ってきた今だからこそ、言える意見であった

3 2011年3月16日

判決日は、3月16日と指定された。

「併合罪中、強盗殺人については、無罪」

裁判長が、そう告げたとき、被告人兩名、弁護団員、支援の方々、それぞれは、何を思うのだろうか。どんな感情が湧くのだろうか。

「冤罪で無期懲役刑を宣告されたときは、弁護人も無期懲役になったようなもの。」弁護団長の柴田団員は、冗談めかしてそう話す。心の重石が取れる日は近づいている。

その日を待たずに、他界された弁護団員もいらっしやる。私が弁護団に加わってからだけでも、山川豊さん、中田直人さん、そして、先日、清水誠さんが亡くなられた。

一緒に喜び合いたかった。残念でならない。

しかし、まず、無罪判決を確定させることが、今ある弁護団員の役割である。墓前に、必ずいい報告ができるよう、判決日に向けて、更に運動を強めていく所存である。

「築地市場公務執行妨害でっち上げ事件」

東京法律事務所 今泉義竜

1 事件の概要

被害者は新宿区で鮪店を経営する二本松進さん。2008年10月の早朝、築地市場で、仕入れのため路上に停車していた（付近には、数十台のトラックやバンや乗用車等が仕入れのため駐停車している）ところ、婦人警官から駐車違反の注意を受けた。二本松さんが反論すると、婦人警官は突如「暴行！暴行！」と叫びだし、応援の無線で駆けつけた警官らによって逮捕された。逮捕容疑は「婦人警官の胸を7～8回突く等の暴行を加え、車両のドアを閉める際に婦人警官の右手にドアを強くぶつける等して、職務執行を妨害し、暴行により全治10日間の傷害を負わせた」という全く身に覚えのないものであった。

二本松さんは19日間にわたって勾留・取調べを受けた上、「自白しないと、いつまでも勾留され、店が潰れる」「起訴されて長いこと刑務所に入る」「回数を少なくしてもよいから、自白したら」等と検事から自白を強要された。二本松さんは抵抗したが、肉体的・精神的な負担に耐えきれず「黒カバンに触れ、巡査の胸に振動が伝わったかも知れず申し訳ありませんでした」という虚偽の自白調書へ署名をさせられ、起訴猶予の不起訴処分となった。

2 裁判と現状

怒りが収まらない二本松さんは、2009年10月、本人訴訟として国、東京都を相手に国家賠償請求訴訟を提起した。その後、国民救援会を通じて当事務所に相談が来て、小部弁護

士と私で担当することとなった。

現在、お互いの主張がだいたい出揃った段階にある。当然、国と東京都は虚構のストーリーを作り上げてきている。都と国で矛盾もある。昨年10月に本件にかかるあらゆる捜査資料について文書送付嘱託をかけたところ、裁判所はとりあえず不起訴記録一式の送付を検察庁に求めた。しかし、検察庁は刑法47条を楯に記録をごく一部しか送付してこなかった。引き続き当時の捜査資料を出させ、現在の国・東京都の主張との矛盾を明らかにすることが目下の課題である。

犯罪をでっち上げて善良な市民を陵辱する警察・検察と徹底的に闘っていく。

横浜事件（第三次）再審弁護団に参加して ～報告と御礼に代えて～

第一法律事務所 竹澤 哲夫

1 「開かずの門」が常態とされた大日本帝国憲法、天皇制司法下の刑事再審である。さらに横浜事件の場合、再審請求に不可欠の確定審の記録がない。再審請求の実現は請求人にとって夢のまた夢であった。その再審請求が大石眞鑑定を契機として軌道に乗り、請求一、二審で確定した再審開始決定に基づく再審公判も、上告審を経て免訴判決が確定した。この免訴判決による補償決定は、本件免訴の判決が実質無罪が請求満額の趣旨であることを明らかにした。

ここに横浜事件の再審実質無罪が確定し、刑事司法手続きとしては第三次請求の手続は終わった。

2 これからの課題

第三次請求の手続きに参加して、その手続きから何を教訓として学びとるか。そのこと自体を課題として議論を深めたい。

横浜事件第三次では、請求一審（再審開始決定）、同二審（即時抗告棄却決定）、再審公判一審判決（免訴）、同二審判決（控訴棄却）、同上告審判決にみられる夫々の理由説示には注目すべき論点が少なくない。決定、判決に向けての検察官の主張に対しても、改めて議論を深めるべきではないか。その素材には事欠かない。

3 稀代の悪法・治安維持法

惨虐な拷問の数々、拷問によって得られた自白の採証が第三次の再審理由となり、治安

維持法違反事件の構造を形作った。怪しげな罪状、ウソの自白がえん罪誤判を助長した。多数の犠牲を生んだのが、自由法曹団である。横浜事件第三次に参加して、今更の如く先輩の受難の歴史に想いが及ぶ。同じく拷問の犠牲となった先輩の霊前に、第三次再審の拷問糾弾実質無罪の判決を、弁護団全員とともに捧呈するとともに、その志のタスキを次の世代につなぐことを誓いたい。

4 新証拠（大石鑑定）を起点として

再審請求審において、重要な転機となるのが、新証拠の採否である。請求人・弁護団は、法学鑑定を請求した。

鑑定事項は、「(1) 連合国のポツダム宣言をわが国が1945年8月14日受諾したことによって、直ちにわが国内法秩序に影響・効果が生じたと考えるべきか。(2) ポツダム宣言受諾によって、大日本帝国憲法の存在ないし効力にいかなる法的な影響・効果が生じたと考えられるか。(3) 同じくポツダム宣言受諾により、治安維持法、国防保安法その他思想関係法規の存在ないし効力にいかなる法的な影響・効果が生じたと考えられるか。特に治安維持法1条における「国体」に対する法的な影響・効果は如何。」とする3項目であった。

結局、請求一審で鑑定請求を採用し、「1、別紙記載の事項について鑑定を行う。2、鑑定人として京都大学教授大石眞を指定する。」との決定を行った。同決定にいう「別紙記載」の鑑定事項は、上記の弁護人請求のそれと全く同旨である。鑑定人の指名は裁判所の職権による。

こうして請求審は、再審開始に向けて動き出した。このことを契機とする動きは再審開始理由を変更するものの、再審開始そのものを後退させるものではなかった。

この第三次再審の提起した課題は、先送りされて残存するのではなからうか。

犯罪被害者に関連するかもしれない雑感

代々木総合法律事務所 大崎 潤一

この文章は犯罪被害者そのものについてではないが、遺族と警察の関係ということでは関連するのではないかと思いつくこととした。

自宅で死亡すると警察から取り調べを受けるという。自宅での急死であって犯罪によるものではない。したがって犯罪被害者の問題ではない。しかし遺族にとっては近親者が死亡している点、警察から取り調べを受けている点で犯罪被害者と共通する点があり、犯罪被害者に関することが参考になるのではないか。

自宅で死亡した場合、遺族は直ちに警察の取り調べを受ける。死亡時刻が夜間の場合、取り調べは深夜にわたることもある。取り調べの中心の一つは取り調べを受けている遺族が犯人ではないかという点である。またその関連で死亡者の経済状況その他の生活状況も調べられる。その取り調べが死亡から一定の時間を経過したのちではなく死亡直後に行われるのである。

遺族は親族の死亡によって大きな悲しみと衝撃を受けている。混乱もしているであろう。そのような状況で警察から取り調べを受けることは遺族にとってさらに衝撃と混乱を大きくするものであろう。しかも遺族をいわば犯人扱いする取り調べである。それがいかに問題があるかは詳述するまでもないであろう。

その取り調べが死亡からある程度の時間を経過した後であれば遺族も多少落ち着いているかもしれないが死亡直後はそのような余裕すらない。

遺族にとってこうした取り調べは多くの場合、極めて不快で望ましく思っていないのではないだろうか。その取り調べによって事件に無関係の親族があらぬ疑いをかけられるのが避けられるかもしれないが、犯罪被害者と違い、犯人逮捕など遺族にとっての必要性はない。

こうした取り調べが避けられないのなら（法的には刑事訴訟法229条の検視であろう）、警察の活動には遺族への配慮が必要ではないだろうか。もちろん現在も様々な配慮がされているだろうが、より慎重で丁寧な配慮が必要ではないだろうか。また事後の説明、フォローなども今以上に十分に手を尽くしたものであるべきではないだろうか。上記のように犯罪被害者でない遺族には取り調べの必要性は乏しいと思われるのだから犯罪被害者以上の手当がなされるべきであろう。

遺族がこのような感情をもったとしても一人では行動を起こすことは難しくまた別々の行動では現状を変えることも容易ではない。

犯罪被害者には様々な組織があるのだから、犯罪被害者以外の人たちの要望であっても大きな観点から取り上げて警察に要求するなどの行動を期待できないであろうか。

また犯罪被害者以外の遺族に犯罪被害者の経験などを伝え力になってもらうことはできないだろうか。

犯罪被害者の活動がこうした点で社会に役立っているということを示してもらいたいと思う。

裁判員裁判「3年後見直し」について思うこと～裁判員裁判の体験から～

ウエール法律事務所 石井 逸郎

1、はじめに。

私は、今年度は第二東京弁護士会刑事弁護委員会委員長を務めていて、なお被疑者国選弁護全面拡大への対応、裁判員裁判制度の運用の検証等に関与する立場にあり、また、裁判員裁判の弁護人も体験したことから、そこで感じた問題を通じて、掲題の件につき、報告いたします。

2、実際の裁判員裁判～私の体験から～

(1) 事案と経緯の概要

まず、私の体験した裁判員裁判事件の報告です。現場は、都内のラーメン店。被害者の男性と被告人の妻はラーメン店の同僚であり、被害者が携帯電話で彼女を盗撮していたことを知った彼女は夫である被告人を呼び出し、営業時間の終了後、事件は起こりました。ラーメン店の2階、13段ある、しかもかなり急な階段の上で、盗撮映像が入っている被害者の携帯電話を手にした被告人に対し、被害者がその携帯電話を取り返そうと詰め寄せた際に被告人は1回右手で顔面を殴り、1回右足で胸部を蹴ります。その後、被害者は、階段から1階コンクリート床面に転落して後頭部を強く打って脳挫傷を患い、入院中、院内感染もあって事故から約2週間後に死亡した、という事案です。

被告人は来日して約10年の中国人ですが、北朝鮮との国境近くの朝鮮族の出身で、つまり母国語は韓国語です。被告人の妻も同郷の出身で、2人は日本に来て出会い、結婚しました。

当番弁護士でかけつけ受任した事務所同僚の弁護士は、因果関係を争って起訴前弁護を展開しますが、事故から2日後の3月4日の、被告人の妻の、「夫が被害者の顔面を右手で強く殴り、そのせいで被害者はよろめき階段から転落したのを見た」旨の警察での調書（以下、「員面調書」という。）がとられていて、平成15年の最高裁判例（執拗な6名による集団暴行の後、被害者が逃げ出し、約1キロ先の高速道路に逃げ込んで、自動車にひかれて死亡した事案でも傷害致死罪が成立するというもの。）も根拠に、検察は傷害致死罪で起訴しました。その後、7回の公判前整理手続を経て、昨年12月8日から20日にかけて裁判員裁判が行われました。

公判では遺体を鑑定した医師、唯一の現場証人である被告人の妻、ラーメン店の関係者、

ラーメン店にかけつけた救急隊員、そして被告人の尋問が行われました。

結果は、暴行罪。裁判員は、因果関係を否定しました。主文は罰金15万円ですが、未決勾留日数9か月のうち1日5000円として罰金額に満つるまで算入してこれ以上払うものはない、としました。

(2) 公判前整理手続

以下、起訴から公判までの経緯について、報告いたします。

①国選弁護人の複数選任

起訴後、被告人が中国人ではあるが朝鮮族であること、本件は因果関係を争点とするが、暴行と階段からの転落との因果関係のみならず、院内感染の事情もからむこと等の事案の複雑性・困難性を強調して、4人までの国選弁護人選任を上申したところ、東京地裁刑事18部は、3人までの国選弁護人を認めました。私は3人目の弁護人です。

②検察の主張に対する求釈明と証拠の検討、証拠開示

次に検察の主張の検討とこちらの防御の戦略の検討です。

前述の員面調書は、実は、ほとんどでっち上げでした。彼女の供述は、その後の検事取調べの段階から変遷していきます。実際は、当時の彼女の位置からは被害者の階段からの転落の状況は全く見えなかったのです。員面調書は、通訳もない状態で、終始日本語で行われた取調べで、正確な微妙なニュアンスの違いは無視されて、警察の描いたストーリーに基づく目撃供述調書に仕立て上げられたものだったのです。

これに対し、被告人は、逮捕直後から一貫して事故の概要について、次のように述べていました。すなわち、被害者が携帯電話を取り返そうとしたので、とっさに1回右手で顔面を殴り、なお取り返そうとするので1回胸部を蹴ったこと、その後、被害者と被告人はしばし向き合ったこと、そして、被害者はその場にいられないと思ったのか、自ら、左を向いて階段を降り始めるも、階段の真ん中くらいで階段の上の被告人を振り返ったこと、そしてその瞬間、後頭部から転落した、との内容です。被告人は、転落直後に、妻には119番通報を指示し、彼も一刻も早く救急車を呼ぶ趣旨で110番通報もしています。

私たちは、検察に対し、公訴事実の趣旨は、被告人の暴行を直接的物理的原因として被害者が転落したというものか、被告人の暴行の心理的影響で転落したというものか明らかにするよう釈明を求めましたが、検察は、どちらもありえる、現時点では特定できない旨の回答でした。検察のスジは、被害者が上り下りに慣れていて階段について足を滑らせ転落するというのは、被告人の相当強度の暴行を原因とするものか、少なくとも被告人の強度な暴行から逃れようとしてあわてて転落したものであるとしか考えられないとして、被告人の暴行の強度性が重要な争点の一つとなりました。

私たちは、公判では被告人の妻の尋問がヤマ場になることを想定し、類型証拠開示請求はもちろんのこと、主張関連証拠として、彼女の取調べの際の取調べメモの開示を求め、

ほかに、階段の被害者の足跡等の採取に関する捜査報告書等、被告人の暴行と被害者の階段からの転落との関連を捜査した捜査報告書等の開示を求めたところ、取調べメモや足跡の採取は不存在とのことでしたが、入院中の被害者の担当医から事故から約10日後に被害者の状況を聴取した、CT画像には被害者の顔面胸部への打撃の有無は判明しない旨の捜査報告書が開示されたのです。

(3) 公判、評議

公判初日は、まず、裁判員の選任手続です。私たちは、尖閣諸島問題等この間の経緯で、日本人の中国人、朝鮮人に対する意識の悪化を懸念し、裁判員に対する質問事項として「好きな国、嫌いな国はあるか。あるとすればそれはどこか？」というものを用意しましたが、これは裁判所には採用されませんでした。ただ、私たちの懸念は単に杞憂に過ぎませんでした。ただし、裁判員候補者約30名のうち、男女比が2対1になっていたため、裁判体はできる限り男女比が同じがいいと考え、男性の候補者につき6名の理由なき不選任請求を行いました。結果、6名の裁判員の男女比が3人3人、補充裁判員3名のうち1名が女性という構成になりました。

医師の尋問は、死因における院内感染の事情の評価を趣旨とするものだったのですが、私たちはその点では専門家に勝てないだろうと考え、遺体には後頭部の他に目立った外傷がないことの確認をきちんととることを獲得目標としました。被害者がよろめくくらいに強く殴り強く蹴ったのであれば、当該部位に何らかの損傷跡が残るはずですし、13段ある階段の一番上から落ちたのであれば、階段の途中で階段の角等で体を傷つけるはずだからです。その点は全くないことを、この医師は証言しました。

翌日の被告人の妻の尋問は主尋問は検察から行われましたが、当然、員面調書とは異なる内容の証言となりました。その次の私たちの尋問では、この員面調書がいかに誘導がひどく、通訳もないという不当なものであったかを明らかにしました。

そこで検察は、この員面調書を刑事訴訟法328条該当書面として証拠請求しましたが、私たちは、弾劾としての趣旨ならば、既に主尋問の中で員面調書の該当部分を引用して弾劾的尋問が行われており、調書を取調べる必要はないと指摘し、裁判所は証拠請求を却下しました。

その後、ラーメン店関係者、被告人等の尋問が続きました。

どの尋問においても、裁判員から非常に真剣で、新鮮な切り口の質問が相次ぎました。

最終日の論告・弁論を前に、被害者ご遺族の意見陳述がありました。これが本来5分の予定のところ30分にも及びましたが、私たちは異議は出ませんでした。

私たちの弁論は、「この不幸な転落事故はどうして起きたのか？」という表題をパワーポイントで示して行いました。被害者ご遺族の強い処罰感情が示される中で、“転落は被告人の暴行が原因ではない”旨の強調をするよりも、裁判員にとって、被害者ご遺族にとって、そして本当のところはどうだったのか？とずっと気になっていた被告人の妻にとっての共

通のテーマであるこの表題を掲げて、その合理的な回答を示すという体裁がいいと考えたのです。論告が50分に及んだのに対し、こちらは20分で終わりました。

午前中のうちに弁論が終わり、翌日は終日評議、判決は、土日を挟んで月曜の午後3時からだったので、評議の時間は十分だったと思います。

(4) 判決とその後

判決は冒頭で紹介したとおりです。判決の中で、裁判長が、被害者ご遺族の強い処罰感情も踏まえ「とことん」評議をつくしたと述べたことが印象的でした。その後の裁判員の記者会見には、補充も含めて9名全員が参加し、みんな何か一言ずつは述べたとのこと。新聞報道等によると、毎日まるでドラマをみているようでした等といった感想や、客観証拠を軽視した警察の捜査について「先入観に基づき捜査を端折ったように思える」とか、この事件で9か月も勾留され続けたのはどうかと思う等といった意見もありました。裁判員の真摯な姿勢や見識の高さに、私たちは驚くとともに、敬意を表したいと思っています。職業裁判官のみによる裁判であれば、平成15年最高裁判例に引きずられた可能性が高かったのではないかと私たちは考えています。なお、検察は控訴しませんでした。

3、「3年後見直し」に向けての課題とは？

現状の裁判員裁判について私が一番問題だと思っているのは、弁護士側の裁判員裁判に対応したスキルの向上、研修が遅れているという点です。私たちの以上の弁護活動も、実は、日弁連裁判員本部の神山啓史先生等の指導、サポートがありました。冒頭陳述や弁論についても、神山先生らに、リハーサルをお願いしました。これが無ければ、ひどい裁判員裁判になっていた可能性もあると思っています。

そういう意味では、我流で裁判員裁判を行っている弁護人は、結構、ひどいものになっている危険性があります。弁護士会内でこの研修サポートシステムを充実させることこそ、喫緊の課題だと思います。

逆に、裁判員裁判制度自体には、実は、そんなに問題はない、というのが率直な実感です。むしろ、裁判員の熱心な姿勢に引きずられて充実した審理が展開され、無罪推定の原則に忠実な判決の出やすい、とてもいい制度だ、と思います。公判前整理手続について、双方が詳細な主張をするのは予断排除原則に反する等の批判も依然としてありますが、従前のスタイルこそ、検察側の主張を一方的に信頼するという予断の下に行われていたひどいものだったのです。この公判前整理手続において、弁護側のストーリーを展開し、弁護側の予断を与える場とすることも可能なのです。公判前整理手続は、弁護側にとっても、非常に戦略的活用の価値が高いシステムであるというのが率直な実感です。

私は、刑事裁判が好きになりました。

問題といえば、裁判員の感想にもある通り、この事件で、9ヶ月も勾留されていたという点です。私たちは、何度となく、保釈、準抗告を繰り返しましたが、最後までだめでし

た。依然として、否認事件での保釈は難しい状況にあります。

しかし、これも裁判員裁判制度自体の問題ではありません。勾留保釈制度の問題や取調べ可視化の問題は、それ自体は、刑事司法制度全体に関する問題であって、裁判員裁判制度固有の問題ではありません。

私は、「3年後見直し」に向けて、裁判員裁判制度自体の当否や細かい内容の議論をするよりも、実は、日本の刑事司法の一番の問題である人質司法の議論に、裁判所にも、社会にも関心を集中させることこそが大事ではないかと考えています。



◇支部の将来問題

司法修習生の給費制維持活動について

新64期司法修習生 種田 和敏

1 はじめに

司法修習生への給費制を廃止し、貸与制に移行する旨の改正裁判所法が2010年1月1日に施行されようとしていました。以下では、給費制維持に向けたビギナーズ・ネットの活動に加えて、私の拙い活動を報告させていただきます。

2 ビギナーズ・ネットの活動

ビギナーズ・ネットは、司法修習生の給費制を維持するためのロースクール生・修了生・司法修習生・若手法律家のネットワークです。

2010年6月の設立以来、日弁連や市民連絡会などと協同して、全国各地での集会やパレード、街宣活動、署名活動などを行い、2000人以上が参加するパレードを成功させ、67万筆を超える署名を集め、会員数も半年も経たずに1000名を超えました。おそろいの「しゅうしゅう君Tシャツ（通称、青T）」は、ビギナーズ・ネットの代名詞となり、各地で話題になりました。

3 改正をめぐる情勢

精力的な活動の結果、国会議員・マスコミ・市民の間で給費制維持について好意的な意見も拡がりをみせていましたが、10月22日、自民党法務部会で貸与制反対の法案には乗らないとの決定がされたことにより、11月1日の施行前に改正することが事実上不可能となりました。

しかし、10月25日から1週間、寒風が吹きすさぶ中、雨の日も、おそろいの青Tを着て、議員会館前での街宣行動を実施し、国会議員にあきらめない姿勢を示しました。また、施行日が過ぎても、各地での街宣活動や記者会見、議員要請、新聞社への反論を続けました。

その結果、11月18日に民主党・自民党・公明党の3党合意に結実し、翌19日に

鬼門だった自民党法務部会でも合意に至り、同月26日、今後一年間、司法修習生に対する貸与制の施行を延期する法律が衆参両院で可決され成立しました。

4 私の活動

私は、区役所で勤務するうちに、困っている方々の力になりたいと考え、働きながら夜間の法科大学院に通い、新司法試験に合格しました。合格するまでは仕事と勉強の毎日、遅ればせながら9月下旬にビギナーズ・ネットに登録しました。最初はメーリングリストを読むだけでしたが、当事者の熱意と行動が世の中を変えることを目の当たりにして、活動に参加するようになりました。

10月後半に、薬害イレッサ訴訟の弁護団会議や院内集会、学習会に参加させていただく機会があり、原告の方のあきらめない執念と、このままではいけないという熱い思いが、支援者・弁護団を動かし、ひいては国を動かしていることを知りました。そして、給費制維持活動においては、私が当事者なのだから、当事者である私が行動しなければ変わらないことを気づかされました。

当時は、前述した自民党法務部会の決定を受け、困難な状況にありましたが、ここで当事者があきらめたらいけないと思い、10月末から議員会館前の街宣活動や記者会見、院内集会に参加しました。法案が可決した後の記者会見では、本当によかったという思いと、経済的理由から夢をあきらめた友人のことが頭に浮かび、発言中に涙で声を詰まらせてしまいました。

私は、法科大学院時代に200万円の借金があり、さらに300万円以上の借金を負うと、弁護士生活を不安の中でスタートせざるを得ませんでした。これで不安なく弁護士生活をスタートできます。思いっきり活動して、お世話になった皆さんに最大限の恩返しをしようと思います。

5 これからの決意表明

今回の改正は、1年間だけの給費制維持です。闘いは、完全な給費制維持まで続きます。給費制の完全復活を目指して今後とも全力を挙げて活動に取り組んでいく所存です。

都県境を越えて団員過疎地への事務所展開

弁護士法人 まちだ・さがみ総合法律事務所 中野 直樹

当事務所は、2008年11月に法人化し、2009年8月に相模原支所を開設した。
現在、町田の本所に弁護士7名、支所に3名、支所のメンバーは全員横浜弁護士会所属、
団神奈川支部所属である。

1 多摩における団の事務所展開

私は1986年に八王子合同法律事務所(八法)に入所した。多摩地域では、三多摩法律(1967年設立)が母体となって、1974年に八法、1978年に武蔵野法律を、地域分割をして産出した。この展開は、当時の中選挙区制を前提に地元からの熱烈な招致運動の結果だと思う。八法では、1991年、私を含む3人の所員弁護士を町田市に送り出した。これは、地元からの長年の要望が背景にあるとはいえ、むしろ事務所内での地域展開の意義の論議に基づく地域司法計画による細胞分裂であった。この4つの事務所は年2回の全体交流会、3ヶ月に1回の運営委員会協議会をもって連携している。

東京の西の端に位置する町田市は、都心までのアクセス1時間のベッドタウンであり、当時の人口は35万人であった。このまちに団の地域事務所を設立するにあたり、私たちは付加価値をつけ、「まちだ・さがみ」という事務所名をつけた。町田市と隣の神奈川県相模原市(当時の人口51万人)とは、地勢的にも、交通網からも、経済活動の実態からも1つの圏を構成し、弁護士過疎地という点からも、神奈川県が事務所を訪ねてくれるだろうとの見込みをもったからである。この名称に対し、神奈川の自由法曹団から越境であるとの異議が出され、協議のうえ、将来、神奈川の団が相模原に事務所を建設するときには、名称の見直しをするという口頭合意をしたうえでの出発であった。

事務所のスタートと機を一にして、最高裁は、横浜地家裁相模原支部を新設した。

2 相模原に団の地域事務所がほしい

開設後3年めから、事務所の新規依頼者に占める神奈川県民の割合が、町田市民を上回ることが常態となっている。名称こそ明証であった。

開設直後から事務所も力を入れた坂本弁護士一家救出運動が1つのきっかけとなり、国民救援会相模原支部立ち上げに寄与することになった。そして、遠慮しながらも、相模原の議員団、土建組合、民医連の病院への出張相談が増えていった。このなかで、議員団、救援会等から、相模原に民主的な法律事務所建設を求める声が沸きだした。神奈川県内で、団の集団事務所があるのは、横浜、川崎、藤沢、平塚であり、裁判所支部所在地である横須賀、小田原、相模原では、地域事務所が空白となっている。人口が50万人を超えるまちの民主勢力から人権活動と民衆運動の一翼を担う法律事務所の誘致を望むことは当然の要求である。

3 新人氷河期

私は、3人の弁護士での開設後、数年で新人を迎え、じきに5~6名規模にすると構想していた。ところが、修習生のなかでの青法協運動が大きく後退し、団員事務所の新人獲得氷河期に入った。私たちの事務所は、東京の端にあり、裁判所へのアクセスも悪いことから、40期台の修習生の選択対象から外れ、たまに事務所訪問をしてくれた会員修習生についても他の団事務所との獲得競争に敗北をきすることが連続した。

その結果、新人弁護士を迎えるまでに6年の年月を要し、もっとも若い私(38期)とその新人との間に10期という世代差が発生してしまった。次の53期を迎えるまでにさらに

5年を要した。人的な拡充をできない時期が長く続いたことから、とても、相模原に新しい事務所を造っていくという課題に向き合う客観的な状況にはなく、そのことはそっと脇におかれた。

4 法曹人口増員の波と地域情勢の変化を受けて

53期以降、私たちのような周辺の事務所にも目を向けてくれる修習生が増え、2年ごとに新人を迎えることができるようになった。そうすると、今度は、事務所スペースの狭隘化の解決が緊喫の課題となり、それと若かった事務所も15年を超えるとそろそろ世代交替も視野にいれなくてはならなくなった。将来問題のベクトルが大きく方向転換した。

相模原市民である私は、2003年から、「さがみはら市民オンブズマン」の代表幹事となって持続的な活動を続け、2006年から、相模原の九条の会運動に継続してコミットするようになった。

相模原市は2008年、強引に旧津久井郡4町を合併し、人口70万人を超えた。そして2010年4月に政令指定都市に移行した。

そのことがこれまでどちらかといえば民衆運動のまとまりのなかった相模原市内の市民運動に火をつけ、政令指定都市移行問題では、住民投票条例の直接請求運動が取り組まれ、法定署名数（有権者の2%）を大きく上回る4.7%で成功する画期的な経験をするようになった。事実として巨大な都市となっている相模原、そこに民衆のエネルギーが高まっているいまこそ、団の事務所をつくらないと自由法曹団として怠慢と言われても仕方ない。そんな思いを煮詰めていった。

5 3年の討議を経て相模原の団員事務所実現

所内では、2005年から、相模原に事務所を開設する課題の検討を開始した。事務所を分割する方法も検討したが、町田と相模原の地勢的な関係、人的な関係等から法人・支所という手法をとることにした。そして2009年相模原駅前に支所事務所を開設した。

相模原市内では、2006年から2010年まで5年間に、700名から1000名を超える憲法をつどいを4回成功させ、映画「日本の青空」Ⅰ及びⅡの上映運動ではそれぞれ2000名を超える観客が集まった。数年前までの相模原では考えられない全市的運動の高揚だと思う。この推進母体の一つに市内17となった地域9条の会とその連絡会がある。弁護士と事務局はここにしっかりとかんで、その発展に寄与していかなければならない。

6 再び事務所の将来を考える

私は、2002年頃から、団の将来問題委員会の責任者として、団員事務所と団の将来について、全国の団員と意見を交換し、問題の提起を行ってきた。今回の「まちだ・さがみ」の挑戦は、私個人からすれば、その実践編となる。

「法人化」により、社保厚生への負担問題、社員給与の定め方の難しさ、慣れない法人会計等に直面している。支所開設後は、経費負担増とともに、両事務所の連携、意思疎通と決定の仕方等の所内民主主義のあり方にも工夫が求められる。

社会環境は、構造改革、リーマンショック後の貧困化の進行、わが業界特有だった過払

い金バブルのはじけによる経済的困難にも直面している。

このなかでも、将来を考えるうえで、何よりも肝要だと考えることは、やはり、53期以降の、中堅にさしかかる弁護士、さらに若手の弁護士が、弁護士としての力量と人間力をつけること、地域事務所としての活動を自覚し、仲間づくりをしていく経験を積むことである。

この人づくりが、私の事務所の切実な課題であると思いつくづいている日々である。

夢の実現へ

～裁判所立川支部の本庁化、弁護士会多摩支部の本会化～

三多摩法律事務所 小林 克信

1 裁判所立川支部の白亜の建物を見上げて、誰が「支部」の庁舎と思うだろうか。立川支部が管轄する多摩地域の人口は400万人を超え、全国の本庁の管轄人口では東京、大阪、横浜に次ぐ4番目。家事事件数も全国4番。民事、刑事、少年の各事件数も10番目以内である。それを担当する裁判所庁舎は、地方の本庁の庁舎を遙かに凌ぎ、巨大である。

また「支部」でありながら、立川支部では2009年5月に裁判員裁判が、同年11月に司法修習が、2010年4月に労働審判がスタートした。いずれも本庁、本会を離れて、支部で協議会が持たれ、運営がされている。司法研修所は、支部を事実上、一庁扱いにしている。しかし、あくまで「支部」であるため、対外的な代表権、予算権、人事権がない。常に本庁、本会にお伺いを立てて、許容される範囲でしか、行動できない。地域にふさわし司法サービスを自分の頭で考え、自分の責任において実現することができないのである。本庁の大東京は、超巨大であり、多摩地域の問題を中心に考えることなどできないのは当然である。しかし、それでは多摩が困る。これが弁護士会多摩支部が裁判所立川支部の本庁化と弁護士会多摩支部の本会化を求める理由である。

2 戦後の司法の歴史の中で、支部の本庁化は前例がない。九州の小倉支部が本庁化の運動をしてきたが実現できていない。支部本庁化の運動は、市民の要求に基づいて、裁判所の機構を変えようとする運動であり、大げさに言えば多摩地域の司法に関する市民革命である。裁判所立川支部を本庁化し、弁護士会多摩支部を多摩弁護士会にする運動に今、火がつきはじめている。東京三会多摩支部の地域司法策定委員会では、昨年、多摩弁護士会の設立の参考とするため、同規模の埼玉県、兵庫県、京都弁護士会と小さな単位会で頑張っている山梨県弁護士会の調査を行った。委員会の中心は、自由法曹団東京支部のメンバーである。さらに第二東京弁護士会では、昨年末に「東京三弁護士会多摩

支部の本会化に向けての基礎的事項の検討について」の詳細な答申書を作成し、多摩支部の本会化への道筋を提起した。東京弁護士会も本年、多摩支部の本会化を検討するPTを創設する。

- 3 多摩弁護士会の母体になるのは、弁護士会多摩支部である。多摩支部の現在の支部会員数は合計で1100名を超えるが、事務所が多摩にある弁護士は460名程度である。支部会員の半数以上が、多摩に事務所がない。そのため、多摩地域の市民が身近な多摩の法律相談センターで法律相談を受けても、都心の弁護士が受任した場合には、事件の打ち合わせに都心まで出向かなければならないという不都合が日常的に発生している。市民サービスの点で由々しき事態である。これは多摩支部会員資格が、多摩地域に事務所を持つ弁護士に限定されず、東京三会の会員であれば誰でも支部会員になれるという無限定な資格要件のためである。「支部」内に事務所がなくても「支部会員」になれるというのは他に例がなく、奇妙である。多摩弁護士会が設立された場合には、刑事弁護や法律相談など弁護士会の活動は、事務所会員で担わなければならない。そのためには、今から多摩支部の事務所会員比率を高める必要がある。そのためには、今後多摩支部に加入する資格要件を事務所会員に限定することが、多摩弁護士会設立の第一歩である。また、地家裁立川支部の本庁化のための「下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律」別表第二表の改正をする政治的な働きかけを開始する必要がある。

今までは夢物語であったことが、実現に向けて動き出す。歯車が回転し始めた。新しいものを作り出すワクワクする運動である。ぜひとも、ご協力をお願いしたい。



2010年 メーデー

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0002

東京都文京区小石川2-3-28-201

電話 03(3814)3971

FAX 03(3814)2623

URL <http://www.jlaf-tokyo.jp/>